

滋賀県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(平成30年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	49	2	0	47	100	8	2	90	0	0	0	0	1	0	1	0	47	3	4	40	21	0	14	7
全国	14,573	498	56	14,019	42,631	867	1,499	40,265	10	0	2	8	179	0	97	82	4,674	38	1,050	3,586	948	0	551	397
全国シェア	0.3%	0.4%	0.0%	0.3%	0.2%	0.9%	0.1%	0.2%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.6%	-	1.0%	0.0%	1.0%	7.9%	0.4%	1.1%	2.2%	-	2.5%	1.8%
頭羽数	2,813	559	0	2,254	19,677	7,279	2	12,396	0	0	0	0	1	0	1	0	3,530	2,500	4	1,026	195	0	36	159
全国	1,339,918	281,236	56	1,058,626	2,391,034	818,673	1,499	1,570,862	84	0	2	82	3,589	0	208	3,381	75,597	20,746	1,050	53,801	19,785	0	1,352	18,433
全国シェア	0.2%	0.2%	0.0%	0.2%	0.8%	0.9%	0.1%	0.8%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.5%	0.0%	4.7%	12.1%	0.4%	1.9%	1.0%	-	2.7%	0.9%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	30	0	21	9	14	0	9	5	2	0	2	0	168	0	133	35	26	0	10	16	11	0	10	1
全国	3,870	0	3,112	758	5,281	811	433	4,037	235	0	177	58	16,444	562	12,306	3,576	4,312	363	573	3,376	858	12	768	78
全国シェア	0.8%	-	0.7%	1.2%	0.3%	0.0%	2.1%	0.1%	0.9%	-	1.1%	0.0%	1.0%	0.0%	1.1%	1.0%	0.6%	0.0%	1.7%	0.5%	1.3%	0.0%	1.3%	1.3%
頭羽数	182	0	49	133	3,839	0	28	3,811	2	0	2	0	366,184	0	2,048	364,136	87,770	0	204	87,566	4,372	0	72	4,300
全国	18,996	432	6,682	11,882	8,851,067	5,609,721	864	3,240,482	1,290	0	343	947	192,320,078	137,989,642	177,340	54,153,096	151,950,062	46,317,146	8,925	105,623,991	429,196	250,313	6,084	172,799
全国シェア	1.0%	0.0%	0.7%	1.1%	0.0%	0.0%	3.2%	0.1%	0.2%	-	0.6%	0.0%	0.2%	0.0%	1.2%	0.7%	0.1%	0.0%	2.3%	0.1%	1.0%	0.0%	1.2%	2.5%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥							
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数							
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外						
農場数	2	0	2	0	4	0	4	0	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0
全国	352	20	304	28	294	0	244	50	162	0	127	35	81	1	75	5	136	0	134	2	0	0	0	0
全国シェア	0.6%	0.0%	0.7%	0.0%	1.4%	-	1.6%	0.0%	1.2%	-	1.6%	0.0%	1.2%	0.0%	1.3%	0.0%	0.7%	-	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
頭羽数	36	0	36	0	27	0	27	0	2	0	2	0	14	0	14	0	2	0	2	0	0	0	0	0
全国	4,440,178	3,551,266	2,715	886,197	51,555	0	2,886	48,669	3,500	0	389	3,111	19,932	13,000	790	6,142	1,726	170	1,124	432	0	0	0	0
全国シェア	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.1%	-	0.9%	0.0%	0.1%	-	0.5%	0.0%	0.1%	0.0%	1.8%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 大規模農場とは、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。)第21条の2第8号イからホまでに掲げる頭羽数以上の家畜を飼養する農場。

※ 小規模農場とは、省令第21条の3に定める頭羽数未満の家畜を飼養する農場及び所有者。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	49	うち大規模	2
肉用	全体	98	うち大規模	8

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑤渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑥物品の消毒等	3.⑦衣服等の海外での使用歴確認	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止
遵守農場数(乳用牛)	48 (98.0%)	48 (98.0%)	45 (91.8%)	49 (100.0%)	38 (77.6%)	43 (87.8%)	47 (95.9%)	48 (98.0%)	46 (93.9%)	48 (98.0%)	45 (91.8%)
遵守農場数(肉用牛)	98 (100.0%)	97 (99.0%)	96 (98.0%)	98 (100.0%)	97 (99.0%)	97 (99.0%)	97 (99.0%)	98 (100.0%)	97 (99.0%)	97 (99.0%)	96 (98.0%)
	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認
遵守農場数(乳用牛)	48 (98.0%)	45 (91.8%)	47 (95.9%)	48 (98.0%)	48 (98.0%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	48 (98.0%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	46 (93.9%)
遵守農場数(肉用牛)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	97 (99.0%)	98 (100.0%)	96 (98.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)
	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導	9.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数(乳用牛)	45 (91.8%)	46 (93.9%)	47 (95.9%)	49 (100.0%)	45 (91.8%)	42 (85.7%)	47 (95.9%)	45 (91.8%)	-	-	
遵守農場数(肉用牛)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	96 (98.0%)	96 (98.0%)	97 (99.0%)	97 (99.0%)	8 (100.0%)	8 (100.0%)	

② 馬

対象農場数			
全体	43	うち大規模	3

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	4.①厩舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空房の清掃等
遵守農場数	41 (95.3%)	43 (100.0%)	42 (97.7%)	42 (97.7%)	40 (93.0%)	42 (97.7%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)
	6.①異状時の獣医師の受診	6.②健康観察	6.③導入元の疾病発生状況等の確認	6.④導入家畜の隔離の実施	6.⑤移動前の健康状態の確認	6.⑥死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①導入等に関する記録の作成・保管	7.②異状に関する記録の作成・保管	8.①獣医師の定期指導	8.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数	43 (100.0%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	42 (97.7%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	

③ 豚

対象農場数			
全体	5	うち大規模	0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)
	3.⑨適切に処理された食品循環資源の利用	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	4 (80.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	-
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数	-										

④ 鶏

対象農場数			
採卵	全体	35	うち大規模 0
肉用	全体	16	うち大規模 0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数(採卵)	35 (100.0%)	34 (97.1%)	35 (100.0%)	35 (100.0%)	34 (97.1%)	34 (97.1%)	32 (91.4%)	35 (100.0%)	34 (97.1%)	35 (100.0%)	35 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	15 (93.8%)	16 (100.0%)	15 (93.8%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	15 (93.8%)	15 (93.8%)
	4.①家きん舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③防鳥ネット等の定期的修繕	4.④家きん舎の修繕	4.⑤死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空舎の清掃等	5.③適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数(採卵)	35 (100.0%)	35 (100.0%)	35 (100.0%)	35 (100.0%)	30 (85.7%)	34 (97.1%)	34 (97.1%)	35 (100.0%)	35 (100.0%)	35 (100.0%)	35 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家きんの隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数(採卵)	35 (100.0%)	35 (100.0%)	35 (100.0%)	35 (100.0%)	35 (100.0%)	35 (100.0%)	34 (97.1%)	35 (100.0%)	35 (100.0%)	35 (100.0%)	- -
遵守農場数(肉用)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	15 (93.8%)	16 (100.0%)	15 (93.8%)	- -
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数(採卵)	-										
遵守農場数(肉用)	-										

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の9.及び馬の8.については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2.飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

2. 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況等(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

行政手続法の規定による指導・助言		法第12条の5の規定による指導・助言		法第12条の6第1項の規定による勧告		法第12条の6第2項の規定による命令	
実農場数	延べ回数	農場数	回数	農場数	回数	農場数	回数
220	275	0	0	0	0	0	0

- ※ 行政手続法の規定による指導・助言は、同法第2条第6号の行政指導に該当するもの(口頭により行われたものを含む)。
- ※ 1回の農場立入りで複数の指導・助言を行った場合は、1回として集計。
- ※ 上記の指導・助言、勧告並びに命令は、当該年の前年度の家畜保健衛生所における実績(改善済の農場を含む)。

3. 家畜防疫員の確保の状況

(平成30年4月1日現在)

総計	獣 医 師																		
	合計 A+B+ C+D	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体					個人診療 C	獣医師以外の者 D
		計 A	本 庁			都 道 府 県					保健所	市町村	その他	計 B	農業共済団体	農業協同組合	その他		
			家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他	地方農林事務所等	家畜保健衛生所	畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所									
83	83	83	7	6	1	11	24	15	8	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

4. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
479	479	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

京都府

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(平成30年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	57	3	0	54	81	7	0	74	0	0	0	0	3	0	2	1	43	0	9	34	19	0	14	5
全国	14,573	498	56	14,019	42,631	867	1,499	40,265	10	0	2	8	179	0	97	82	4,674	38	1,050	3,586	948	0	551	397
全国シェア	0.4%	0.6%	0.0%	0.4%	0.2%	0.8%	0.0%	0.2%	0.0%	-	0.0%	0.0%	1.7%	-	2.1%	1.2%	0.9%	0.0%	0.9%	0.9%	2.0%	-	2.5%	1.3%
頭羽数	3,876	1,235	0	2,641	5,902	3,779	0	2,123	0	0	0	0	11	0	3	8	508	0	9	499	78	0	29	49
全国	1,339,918	281,236	56	1,058,626	2,391,034	818,673	1,499	1,570,862	84	0	2	82	3,589	0	208	3,381	75,597	20,746	1,050	53,801	19,785	0	1,352	18,433
全国シェア	0.3%	0.4%	0.0%	0.2%	0.2%	0.5%	0.0%	0.1%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.3%	-	1.4%	0.2%	0.7%	0.0%	0.9%	0.9%	0.4%	-	2.1%	0.3%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	74	0	68	6	31	1	14	16	9	0	9	0	389	8	338	43	36	2	17	17	42	1	39	2
全国	3,870	0	3,112	758	5,281	811	433	4,037	235	0	177	58	16,444	562	12,306	3,576	4,312	363	573	3,376	858	12	768	78
全国シェア	1.9%	-	2.2%	0.8%	0.6%	0.1%	3.2%	0.4%	3.8%	-	5.1%	0.0%	2.4%	1.4%	2.7%	1.2%	0.8%	0.6%	3.0%	0.5%	4.9%	8.3%	4.9%	2.6%
頭羽数	206	0	117	89	12,382	3,760	29	8,593	21	0	14	7	1,540,971	1,310,171	4,679	226,121	504,929	283,900	344	220,685	29,147	24,119	352	4,676
全国	18,996	432	6,682	11,882	8,851,067	5,609,721	864	3,240,482	1,290	0	343	947	192,320,078	137,989,642	177,340	54,153,096	151,950,062	46,317,146	8,925	105,623,991	429,196	250,313	6,084	172,799
全国シェア	1.1%	0.0%	1.8%	0.7%	0.1%	0.1%	3.4%	0.3%	1.6%	-	4.1%	0.7%	0.8%	0.9%	2.6%	0.4%	0.3%	0.6%	3.9%	0.2%	6.8%	9.6%	5.8%	2.7%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		
農場数	11	0	11	0	14	0	14	0	2	0	2	0	1	0	1	0	2	0	2	0
全国	352	20	304	28	294	0	244	50	162	0	127	35	81	1	75	5	136	0	134	2
全国シェア	3.1%	0.0%	3.6%	0.0%	4.8%	-	5.7%	0.0%	1.2%	-	1.6%	0.0%	1.2%	0.0%	1.3%	0.0%	1.5%	-	1.5%	0.0%
頭羽数	123	0	123	0	117	0	117	0	5	0	5	0	7	0	7	0	7	0	7	0
全国	4,440,178	3,551,266	2,715	886,197	51,555	0	2,886	48,669	3,500	0	389	3,111	19,932	13,000	790	6,142	1,726	170	1,124	432
全国シェア	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%	0.2%	-	4.1%	0.0%	0.1%	-	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.4%	0.0%	0.6%	0.0%

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 大規模農場とは、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。)第21条の2第8号イからホまでに掲げる頭羽数以上の家畜を飼養する農場。

※ 小規模農場とは、省令第21条の3に定める頭羽数未満の家畜を飼養する農場及び所有者。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	57	うち大規模	3
肉用	全体	81	うち大規模	7

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑤渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑥物品の消毒等	3.⑦衣服等の海外での使用歴確認	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止
遵守農場数(乳用牛)	57 (100.0%)	57 (100.0%)	56 (98.2%)	57 (100.0%)	53 (93.0%)	55 (96.5%)	57 (100.0%)	57 (100.0%)	57 (100.0%)	57 (100.0%)	52 (91.2%)
遵守農場数(肉用牛)	81 (100.0%)	81 (100.0%)	81 (100.0%)	81 (100.0%)	81 (100.0%)	81 (100.0%)	81 (100.0%)	81 (100.0%)	81 (100.0%)	81 (100.0%)	79 (97.5%)
	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認
遵守農場数(乳用牛)	56 (98.2%)	54 (94.7%)	56 (98.2%)	57 (100.0%)	57 (100.0%)	57 (100.0%)	57 (100.0%)	57 (100.0%)	57 (100.0%)	57 (100.0%)	55 (96.5%)
遵守農場数(肉用牛)	81 (100.0%)	80 (98.8%)	81 (100.0%)	81 (100.0%)	81 (100.0%)	81 (100.0%)	81 (100.0%)	81 (100.0%)	81 (100.0%)	81 (100.0%)	81 (100.0%)
	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導	9.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数(乳用牛)	54 (94.7%)	56 (98.2%)	57 (100.0%)	56 (98.2%)	57 (100.0%)	57 (100.0%)	57 (100.0%)	57 (100.0%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	
遵守農場数(肉用牛)	81 (100.0%)	81 (100.0%)	81 (100.0%)	70 (86.4%)	81 (100.0%)	81 (100.0%)	81 (100.0%)	81 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	

② 馬

対象農場数			
全体	34	うち大規模	0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	4.①厩舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空房の清掃等
遵守農場数	31 (91.2%)	34 (100.0%)	33 (97.1%)	34 (100.0%)	30 (88.2%)	33 (97.1%)	33 (97.1%)	34 (100.0%)	32 (94.1%)	34 (100.0%)	34 (100.0%)
	6.①異状時の獣医師の受診	6.②健康観察	6.③導入元の疾病発生状況等の確認	6.④導入家畜の隔離の実施	6.⑤移動前の健康状態の確認	6.⑥死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①導入等に関する記録の作成・保管	7.②異状に関する記録の作成・保管	8.①獣医師の定期指導	8.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数	34 (100.0%)	34 (100.0%)	34 (100.0%)	33 (97.1%)	34 (100.0%)	33 (97.1%)	31 (91.2%)	31 (91.2%)	-	-	

③ 豚

対象農場数			
全体	17	うち大規模	1

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数	16 (94.1%)	16 (94.1%)	16 (94.1%)	16 (94.1%)	15 (88.2%)	16 (94.1%)	16 (94.1%)	16 (94.1%)	16 (94.1%)	15 (88.2%)	16 (94.1%)
	3.⑨適切に処理された食品循環資源の利用	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数	15 (88.2%)	17 (100.0%)	17 (100.0%)	17 (100.0%)	16 (94.1%)	16 (94.1%)	16 (94.1%)	17 (100.0%)	17 (100.0%)	16 (94.1%)	16 (94.1%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数	16 (94.1%)	15 (88.2%)	15 (88.2%)	16 (94.1%)	16 (94.1%)	14 (82.4%)	16 (94.1%)	15 (88.2%)	16 (94.1%)	16 (94.1%)	-
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数	-										

④ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	51	うち大規模	8
肉用	全体	19	うち大規模	2

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数(採卵)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)
	4.①家きん舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③防鳥ネット等の定期的修繕	4.④家きん舎の修繕	4.⑤死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空舎の清掃等	5.③適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数(採卵)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家きんの隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数(採卵)	51 (100.0%)	50 (98.0%)	50 (98.0%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	32 (62.7%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	8 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	14 (73.7%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	-
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数(採卵)	8 (100.0%)										
遵守農場数(肉用)	-										

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の9.及び馬の8.については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2.飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況等(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

行政手続法の規定による指導・助言		法第12条の5の規定による指導・助言		法第12条の6第1項の規定による勧告		法第12条の6第2項の規定による命令	
実農場数	延べ回数	農場数	回数	農場数	回数	農場数	回数
725	3,973	0	0	0	0	0	0

※ 行政手続法の規定による指導・助言は、同法第2条第6号の行政指導に該当するもの(口頭により行われたものを含む)。
 ※ 1回の農場立入りで複数の指導・助言を行った場合は、1回として集計。
 ※ 上記の指導・助言、勧告並びに命令は、当該年の前年度の家畜保健衛生所における実績(改善済の農場を含む)。

3. 家畜防疫員の確保の状況

(平成30年4月1日現在)

総計	獣 医 師																		獣医師以外の者
	合計 A+B+C	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体					個人診療 C	
		計 A	都 道 府 県			保健所	市町村	その他	計 B	農業共済団体	農業協同組合	その他							
			本 庁	地方農林事務所等	家畜保健衛生所								畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所				
家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他																	
87	57	57	6	0	4	0	35	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

4. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
814	814	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

大阪府

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(平成30年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	30	0	0	30	10	0	1	9	0	0	0	0	4	0	4	0	35	0	7	28	12	0	6	6
全国	14,573	498	56	14,019	42,631	867	1,499	40,265	10	0	2	8	179	0	97	82	4,674	38	1,050	3,586	948	0	551	397
全国シェア	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	2.2%	-	4.1%	0.0%	0.7%	0.0%	0.7%	0.8%	1.3%	-	1.1%	1.5%
頭羽数	1,330	0	0	1,330	739	0	1	738	0	0	0	0	9	0	9	0	659	0	7	652	178	0	13	165
全国	1,339,918	281,236	56	1,058,626	2,391,034	818,673	1,499	1,570,862	84	0	2	82	3,589	0	208	3,381	75,597	20,746	1,050	53,801	19,785	0	1,352	18,433
全国シェア	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.3%	-	4.3%	0.0%	0.9%	0.0%	0.7%	1.2%	0.9%	-	1.0%	0.9%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	30	0	24	6	24	0	13	11	1	0	1	0	144	0	120	24	4	0	3	1	35	1	31	3
全国	3,870	0	3,112	758	5,281	811	433	4,037	235	0	177	58	16,444	562	12,306	3,576	4,312	363	573	3,376	858	12	768	78
全国シェア	0.8%	-	0.8%	0.8%	0.5%	0.0%	3.0%	0.3%	0.4%	-	0.6%	0.0%	0.9%	0.0%	1.0%	0.7%	0.1%	0.0%	0.5%	0.0%	4.1%	8.3%	4.0%	3.8%
頭羽数	185	0	49	136	3,262	0	22	3,240	1	0	1	0	69,882	0	1,551	68,331	1,210	0	50	1,160	67,541	53,000	141	14,400
全国	18,996	432	6,682	11,882	8,851,067	5,609,721	864	3,240,482	1,290	0	343	947	192,320,078	137,989,642	177,340	54,153,096	151,950,062	46,317,146	8,925	105,623,991	429,196	250,313	6,084	172,799
全国シェア	1.0%	0.0%	0.7%	1.1%	0.0%	0.0%	2.5%	0.1%	0.1%	-	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.1%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	15.7%	21.2%	2.3%	8.3%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		
農場数	9	0	9	0	5	0	5	0	1	0	1	0	3	0	3	0	3	0	3	0
全国	352	20	304	28	294	0	244	50	162	0	127	35	81	1	75	5	136	0	134	2
全国シェア	2.6%	0.0%	3.0%	0.0%	1.7%	-	2.0%	0.0%	0.6%	-	0.8%	0.0%	3.7%	0.0%	4.0%	0.0%	2.2%	-	2.2%	0.0%
頭羽数	52	0	52	0	72	0	72	0	2	0	2	0	41	0	41	0	14	0	14	0
全国	4,440,178	3,551,266	2,715	886,197	51,555	0	2,886	48,669	3,500	0	389	3,111	19,932	13,000	790	6,142	1,726	170	1,124	432
全国シェア	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.1%	-	2.5%	0.0%	0.1%	-	0.5%	0.0%	0.2%	0.0%	5.2%	0.0%	0.8%	0.0%	1.2%	0.0%

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 大規模農場とは、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。)第21条の2第8号イからホまでに掲げる頭羽数以上の家畜を飼養する農場。

※ 小規模農場とは、省令第21条の3に定める頭羽数未満の家畜を飼養する農場及び所有者。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	30	うち大規模	0
肉用	全体	9	うち大規模	0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑤渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑥物品の消毒等	3.⑦衣服等の海外での使用歴確認	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止
遵守農場数(乳用牛)	28 (93.3%)	28 (93.3%)	25 (83.3%)	28 (93.3%)	26 (86.7%)	28 (93.3%)	27 (90.0%)	29 (96.7%)	29 (96.7%)	27 (90.0%)	25 (83.3%)
遵守農場数(肉用牛)	9 (100.0%)	9 (100.0%)	9 (100.0%)	8 (88.9%)	9 (100.0%)	9 (100.0%)	9 (100.0%)	9 (100.0%)	8 (88.9%)	9 (100.0%)	8 (88.9%)
	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認
遵守農場数(乳用牛)	30 (100.0%)	26 (86.7%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	29 (96.7%)	29 (96.7%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)
遵守農場数(肉用牛)	9 (100.0%)	7 (77.8%)	9 (100.0%)	9 (100.0%)	9 (100.0%)	8 (88.9%)	9 (100.0%)	8 (88.9%)	9 (100.0%)	9 (100.0%)	8 (88.9%)
	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導	9.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数(乳用牛)	26 (86.7%)	28 (93.3%)	27 (90.0%)	18 (60.0%)	27 (90.0%)	26 (86.7%)	30 (100.0%)	28 (93.3%)	-	-	
遵守農場数(肉用牛)	8 (88.9%)	9 (100.0%)	8 (88.9%)	4 (44.4%)	9 (100.0%)	7 (77.8%)	8 (88.9%)	6 (66.7%)	-	-	

② 馬

対象農場数			
全体	28	うち大規模	0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	4.①厩舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空房の清掃等
遵守農場数	26 (92.9%)	27 (96.4%)	27 (96.4%)	27 (96.4%)	25 (89.3%)	26 (92.9%)	27 (96.4%)	27 (96.4%)	27 (96.4%)	27 (96.4%)	27 (96.4%)
	6.①異状時の獣医師の受診	6.②健康観察	6.③導入元の疾病発生状況等の確認	6.④導入家畜の隔離の実施	6.⑤移動前の健康状態の確認	6.⑥死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①導入等に関する記録の作成・保管	7.②異状に関する記録の作成・保管	8.①獣医師の定期指導	8.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数	27 (96.4%)	27 (96.4%)	27 (96.4%)	27 (96.4%)	27 (96.4%)	27 (96.4%)	27 (96.4%)	27 (96.4%)	-	-	

③ 豚

対象農場数			
全体	11	うち大規模	0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	9 (81.8%)	11 (100.0%)	10 (90.9%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)
	3.⑨適切に処理された食品循環資源の利用	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	10 (90.9%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	4 (36.4%)	9 (81.8%)	9 (81.8%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	-
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数	-										

④ 鶏

対象農場数			
採卵	全体	24	うち大規模 0
肉用	全体	1	うち大規模 0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数(採卵)	22 (91.7%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	23 (95.8%)	20 (83.3%)	21 (87.5%)	20 (83.3%)	23 (95.8%)	23 (95.8%)	23 (95.8%)	23 (95.8%)
遵守農場数(肉用)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4.①家きん舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③防鳥ネット等の定期的修繕	4.④家きん舎の修繕	4.⑤死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空舎の清掃等	5.③適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数(採卵)	23 (95.8%)	20 (83.3%)	23 (95.8%)	23 (95.8%)	23 (95.8%)	23 (95.8%)	22 (91.7%)	23 (95.8%)	23 (95.8%)	23 (95.8%)	23 (95.8%)
遵守農場数(肉用)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家きんの隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数(採卵)	23 (95.8%)	23 (95.8%)	23 (95.8%)	23 (95.8%)	21 (87.5%)	24 (100.0%)	22 (91.7%)	22 (91.7%)	22 (91.7%)	20 (83.3%)	-
遵守農場数(肉用)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数(採卵)	-										
遵守農場数(肉用)	-										

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の9.及び馬の8については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2.飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

2. 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況等(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

行政手続法の規定による指導・助言		法第12条の5の規定による指導・助言		法第12条の6第1項の規定による勧告		法第12条の6第2項の規定による命令	
実農場数	延べ回数	農場数	回数	農場数	回数	農場数	回数
0	0	0	0	0	0	0	0

- ※ 行政手続法の規定による指導・助言は、同法第2条第6号の行政指導に該当するもの(口頭により行われたものを含む)。
- ※ 1回の農場立入りで複数の指導・助言を行った場合は、1回として集計。
- ※ 上記の指導・助言、勧告並びに命令は、当該年の前年度の家畜保健衛生所における実績(改善済の農場を含む)。

3. 家畜防疫員の確保の状況

(平成30年4月1日現在)

総計	獣 医 師																		獣医師以外の者 D	
	合計 A+B+C	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体					個人診療 C		
		計 A	都 道 府 県			保健所	市町村	その他	計 B	農業共済団体	農業協同組合	その他								
			本 庁	地方農林事務所等	家畜保健衛生所								畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所					
31	31	30	5	0	3	0	15	0	0	0	0	0	0	7	1	0	0	1	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

4. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
350	350	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

兵庫県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(平成30年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	290	3	2	285	1,295	15	41	1,239	0	0	0	0	4	0	4	0	67	2	11	54	14	0	7	7
全国	14,573	498	56	14,019	42,631	867	1,499	40,265	10	0	2	8	179	0	97	82	4,674	38	1,050	3,586	948	0	551	397
全国シェア	2.0%	0.6%	3.6%	2.0%	3.0%	1.7%	2.7%	3.1%	0.0%	-	0.0%	0.0%	2.2%	-	4.1%	0.0%	1.4%	5.3%	1.0%	1.5%	1.5%	-	1.3%	1.8%
頭羽数	13,731	1,118	2	12,611	52,658	13,892	41	38,725	0	0	0	0	8	0	8	0	2,106	1,082	11	1,013	128	0	24	104
全国	1,339,918	281,236	56	1,058,626	2,391,034	818,673	1,499	1,570,862	84	0	2	82	3,589	0	208	3,381	75,597	20,746	1,050	53,801	19,785	0	1,352	18,433
全国シェア	1.0%	0.4%	3.6%	1.2%	2.2%	1.7%	2.7%	2.5%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.2%	-	3.8%	0.0%	2.8%	5.2%	1.0%	1.9%	0.6%	-	1.8%	0.6%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外			
農場数	42	0	35	7	37	2	5	30	2	0	2	0	180	14	76	90	102	6	5	91	16	0	14	2
全国	3,870	0	3,112	758	5,281	811	433	4,037	235	0	177	58	16,444	562	12,306	3,576	4,312	363	573	3,376	858	12	768	78
全国シェア	1.1%	-	1.1%	0.9%	0.7%	0.2%	1.2%	0.7%	0.9%	-	1.1%	0.0%	1.1%	2.5%	0.6%	2.5%	2.4%	1.7%	0.9%	2.7%	1.9%	0.0%	1.8%	2.6%
頭羽数	187	0	68	119	22,615	11,040	12	11,563	7	0	7	0	5,725,777	4,793,605	1,567	930,605	2,662,343	822,400	117	1,839,826	1,529	0	229	1,300
全国	18,996	432	6,682	11,882	8,851,067	5,609,721	864	3,240,482	1,290	0	343	947	192,320,078	137,989,642	177,340	54,153,096	151,950,062	46,317,146	8,925	105,623,991	429,196	250,313	6,084	172,799
全国シェア	1.0%	0.0%	1.0%	1.0%	0.3%	0.2%	1.4%	0.4%	0.5%	-	2.0%	0.0%	3.0%	3.5%	0.9%	1.7%	1.8%	1.8%	1.3%	1.7%	0.4%	0.0%	3.8%	0.8%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		
農場数	5	0	5	0	4	0	4	0	6	0	4	2	4	0	4	0	1	0	1	0
全国	352	20	304	28	294	0	244	50	162	0	127	35	81	1	75	5	136	0	134	2
全国シェア	1.4%	0.0%	1.6%	0.0%	1.4%	-	1.6%	0.0%	3.7%	-	3.1%	5.7%	4.9%	0.0%	5.3%	0.0%	0.7%	-	0.7%	0.0%
頭羽数	18	0	18	0	20	0	20	0	88	0	10	78	21	0	21	0	2	0	2	0
全国	4,440,178	3,551,266	2,715	886,197	51,555	0	2,886	48,669	3,500	0	389	3,111	19,932	13,000	790	6,142	1,726	170	1,124	432
全国シェア	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	-	0.7%	0.0%	2.5%	-	2.6%	2.5%	0.1%	0.0%	2.7%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 大規模農場とは、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。)第21条の2第8号イからホまでに掲げる頭羽数以上の家畜を飼養する農場。

※ 小規模農場とは、省令第21条の3に定める頭羽数未満の家畜を飼養する農場及び所有者。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	288	うち大規模	3
肉用	全体	1,254	うち大規模	16

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑤渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑥物品の消毒等	3.⑦衣服等の海外での使用歴確認	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止
遵守農場数(乳用牛)	287 (99.7%)	283 (98.3%)	275 (95.5%)	267 (92.7%)	222 (77.1%)	258 (89.6%)	281 (97.6%)	281 (97.6%)	281 (97.6%)	280 (97.2%)	276 (95.8%)
遵守農場数(肉用牛)	1,248 (99.5%)	1,226 (97.8%)	1,187 (94.7%)	1,232 (98.2%)	1,032 (82.3%)	1,190 (94.9%)	1,194 (95.2%)	1,207 (96.3%)	1,186 (94.6%)	1,177 (93.9%)	1,180 (94.1%)
	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認
遵守農場数(乳用牛)	287 (99.7%)	283 (98.3%)	278 (96.5%)	283 (98.3%)	278 (96.5%)	286 (99.3%)	288 (100.0%)	286 (99.3%)	288 (100.0%)	286 (99.3%)	285 (99.0%)
遵守農場数(肉用牛)	1,241 (99.0%)	1,180 (94.1%)	1,183 (94.3%)	1,203 (95.9%)	1,198 (95.5%)	1,239 (98.8%)	1,244 (99.2%)	1,226 (97.8%)	1,245 (99.3%)	1,250 (99.7%)	1,211 (96.6%)
	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導	9.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数(乳用牛)	277 (96.2%)	284 (98.6%)	281 (97.6%)	278 (96.5%)	280 (97.2%)	279 (96.9%)	281 (97.6%)	280 (97.2%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	
遵守農場数(肉用牛)	1,177 (93.9%)	1,248 (99.5%)	1,199 (95.6%)	1,206 (96.2%)	1,130 (90.1%)	1,084 (86.4%)	1,181 (94.2%)	1,149 (91.6%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	

② 馬

対象農場数			
全体	56	うち大規模	2

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	4.①厩舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空房の清掃等
遵守農場数	53 (94.6%)	51 (91.1%)	46 (82.1%)	50 (89.3%)	37 (66.1%)	47 (83.9%)	55 (98.2%)	55 (98.2%)	47 (83.9%)	53 (94.6%)	55 (98.2%)
	6.①異状時の獣医師の受診	6.②健康観察	6.③導入元の疾病発生状況等の確認	6.④導入家畜の隔離の実施	6.⑤移動前の健康状態の確認	6.⑥死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①導入等に関する記録の作成・保管	7.②異状に関する記録の作成・保管	8.①獣医師の定期指導	8.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数	55 (98.2%)	55 (98.2%)	55 (98.2%)	50 (89.3%)	52 (92.9%)	55 (98.2%)	53 (94.6%)	51 (91.1%)	-	-	

③ 豚

対象農場数			
全体	32	うち大規模	2

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数	31 (96.9%)	32 (100.0%)	27 (84.4%)	29 (90.6%)	28 (87.5%)	32 (100.0%)	30 (93.8%)	32 (100.0%)	30 (93.8%)	32 (100.0%)	31 (96.9%)
	3.⑨適切に処理された食品循環資源の利用	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数	26 (81.3%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	30 (93.8%)	31 (96.9%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	32 (100.0%)	27 (84.4%)	28 (87.5%)	29 (90.6%)	32 (100.0%)	30 (93.8%)	-
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数	-										

④ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	104	うち大規模	14
肉用	全体	98	うち大規模	6

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数(採卵)	103 (99.0%)	103 (99.0%)	102 (98.1%)	103 (99.0%)	93 (89.4%)	100 (96.2%)	94 (90.4%)	101 (97.1%)	102 (98.1%)	99 (95.2%)	97 (93.3%)
遵守農場数(肉用)	97 (99.0%)	98 (100.0%)	93 (94.9%)	98 (100.0%)	95 (96.9%)	97 (99.0%)	95 (96.9%)	96 (98.0%)	96 (98.0%)	98 (100.0%)	97 (99.0%)
	4.①家きん舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③防鳥ネット等の定期的修繕	4.④家きん舎の修繕	4.⑤死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空舎の清掃等	5.③適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数(採卵)	101 (97.1%)	89 (85.6%)	101 (97.1%)	102 (98.1%)	99 (95.2%)	101 (97.1%)	98 (94.2%)	104 (100.0%)	104 (100.0%)	104 (100.0%)	98 (94.2%)
遵守農場数(肉用)	97 (99.0%)	97 (99.0%)	81 (82.7%)	98 (100.0%)	95 (96.9%)	97 (99.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	95 (96.9%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家さんの隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数(採卵)	103 (99.0%)	99 (95.2%)	101 (97.1%)	103 (99.0%)	98 (94.2%)	84 (80.8%)	99 (95.2%)	91 (87.5%)	100 (96.2%)	98 (94.2%)	14 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	98 (100.0%)	96 (98.0%)	96 (98.0%)	97 (99.0%)	96 (98.0%)	66 (67.3%)	95 (96.9%)	68 (69.4%)	97 (99.0%)	96 (98.0%)	5 (83.3%)
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数(採卵)	13 (92.9%)										
遵守農場数(肉用)	6 (100.0%)										

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の9.及び馬の8.については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2.飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況等(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

行政手続法の規定による指導・助言		法第12条の5の規定による指導・助言		法第12条の6第1項の規定による勧告		法第12条の6第2項の規定による命令	
実農場数	延べ回数	農場数	回数	農場数	回数	農場数	回数
664	664	0	0	0	0	0	0

- ※ 行政手続法の規定による指導・助言は、同法第2条第6号の行政指導に該当するもの(口頭により行われたものを含む)。
- ※ 1回の農場立入りで複数の指導・助言を行った場合は、1回として集計。
- ※ 上記の指導・助言、勧告並びに命令は、当該年の前年度の家畜保健衛生所における実績(改善済の農場を含む)。

3. 家畜防疫員の確保の状況

(平成30年4月1日現在)

総計	獣 医 師																		獣医師以外の者	
	合計 A+B+ C+D	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体					個人診療 C		
		計 A	本 庁			都 道 府 県					保健所	市町村	その他	計 B	農業共済団体	農業協同組合	その他			
			家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他	地方農林事務所等	家畜保健衛生所	畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所										
91	91	91	17	0	1	7	50	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

4. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
2,069	2,069	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

奈良県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(平成30年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	47	1	0	46	26	2	1	23	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	6	12	11	0	8	3
全国	14,573	498	56	14,019	42,631	867	1,499	40,265	10	0	2	8	179	0	97	82	4,674	38	1,050	3,586	948	0	551	397
全国シェア	0.3%	0.2%	0.0%	0.3%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.6%	0.3%	1.2%	-	1.5%	0.8%
頭羽数	3,187	812	0	2,375	3,999	2,519	1	1,479	0	0	0	0	0	0	0	0	271	0	6	265	101	0	13	88
全国	1,339,918	281,236	56	1,058,626	2,391,034	818,673	1,499	1,570,862	84	0	2	82	3,589	0	208	3,381	75,597	20,746	1,050	53,801	19,785	0	1,352	18,433
全国シェア	0.2%	0.3%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.6%	0.5%	0.5%	-	1.0%	0.5%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	25	0	22	3	15	0	5	10	2	0	1	1	78	0	38	40	10	0	1	9	7	0	5	2
全国	3,870	0	3,112	758	5,281	811	433	4,037	235	0	177	58	16,444	562	12,306	3,576	4,312	363	573	3,376	858	12	768	78
全国シェア	0.6%	-	0.7%	0.4%	0.3%	0.0%	1.2%	0.2%	0.9%	-	0.6%	1.7%	0.5%	0.0%	0.3%	1.1%	0.2%	0.0%	0.2%	0.3%	0.8%	0.0%	0.7%	2.6%
頭羽数	89	0	41	48	5,909	0	12	5,897	12	0	1	11	451,919	0	960	450,959	60,955	0	43	60,912	6,623	0	23	6,600
全国	18,996	432	6,682	11,882	8,851,067	5,609,721	864	3,240,482	1,290	0	343	947	192,320,078	137,989,642	177,340	54,153,096	151,950,062	46,317,146	8,925	105,623,991	429,196	250,313	6,084	172,799
全国シェア	0.5%	0.0%	0.6%	0.4%	0.1%	0.0%	1.4%	0.2%	0.9%	-	0.3%	1.2%	0.2%	0.0%	0.5%	0.8%	0.0%	0.0%	0.5%	0.1%	1.5%	0.0%	0.4%	3.8%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		
農場数	3	0	3	0	2	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	2	0
全国	352	20	304	28	294	0	244	50	162	0	127	35	81	1	75	5	136	0	134	2
全国シェア	0.9%	0.0%	1.0%	0.0%	0.7%	-	0.4%	2.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	1.3%	0.0%	1.5%	-	1.5%	0.0%
頭羽数	11	0	11	0	160	0	3	157	0	0	0	0	3	0	3	0	51	0	51	0
全国	4,440,178	3,551,266	2,715	886,197	51,555	0	2,886	48,669	3,500	0	389	3,111	19,932	13,000	790	6,142	1,726	170	1,124	432
全国シェア	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.3%	-	0.1%	0.3%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	3.0%	0.0%	4.5%	0.0%

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 大規模農場とは、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。)第21条の2第8号イからホまでに掲げる頭羽数以上の家畜を飼養する農場。

※ 小規模農場とは、省令第21条の3に定める頭羽数未満の家畜を飼養する農場及び所有者。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「繁殖牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	47	うち大規模	1
肉用	全体	25	うち大規模	2

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑤渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑥物品の消毒等	3.⑦衣服等の海外での使用歴確認	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止
遵守農場数(乳用牛)	47 (100.0%)	47 (100.0%)	46 (97.9%)	45 (95.7%)	22 (46.8%)	42 (89.4%)	46 (97.9%)	46 (97.9%)	47 (100.0%)	46 (97.9%)	41 (87.2%)
遵守農場数(肉用牛)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	24 (96.0%)	23 (92.0%)	16 (64.0%)	16 (64.0%)	24 (96.0%)	25 (100.0%)	24 (96.0%)	25 (100.0%)	23 (92.0%)
	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認
遵守農場数(乳用牛)	45 (95.7%)	44 (93.6%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)	46 (97.9%)	47 (100.0%)	43 (91.5%)
遵守農場数(肉用牛)	25 (100.0%)	24 (96.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	24 (96.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	23 (92.0%)
	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導	9.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数(乳用牛)	37 (78.7%)	41 (87.2%)	45 (95.7%)	47 (100.0%)	44 (93.6%)	46 (97.9%)	46 (97.9%)	44 (93.6%)	-	-	
遵守農場数(肉用牛)	20 (80.0%)	22 (88.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	22 (88.0%)	22 (88.0%)	25 (100.0%)	22 (88.0%)	-	-	

② 馬

対象農場数			
全体	12	うち大規模	0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	4.①厩舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空房の清掃等
遵守農場数	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	11 (91.7%)	11 (91.7%)	11 (91.7%)	12 (100.0%)	11 (91.7%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)
	6.①異状時の獣医師の受診	6.②健康観察	6.③導入元の疾病発生状況等の確認	6.④導入家畜の隔離の実施	6.⑤移動前の健康状態の確認	6.⑥死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①導入等に関する記録の作成・保管	7.②異状に関する記録の作成・保管	8.①獣医師の定期指導	8.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	-	-	

③ 豚

対象農場数			
全体	10	うち大規模	0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数	10 (100.0%)	10 (100.0%)	8 (80.0%)	10 (100.0%)	8 (80.0%)	8 (80.0%)	8 (80.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	9 (90.0%)	10 (100.0%)
	3.⑨適切に処理された食品循環資源の利用	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	9 (90.0%)	10 (100.0%)	8 (80.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数	10 (100.0%)	10 (100.0%)	8 (80.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	9 (90.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	-
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数	-										

④ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	40	うち大規模	0
肉用	全体	9	うち大規模	0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数(採卵)	40 (100.0%)	40 (100.0%)	40 (100.0%)	40 (100.0%)	37 (92.5%)	36 (90.0%)	30 (75.0%)	39 (97.5%)	39 (97.5%)	36 (90.0%)	38 (95.0%)
遵守農場数(肉用)	9 (100.0%)	9 (100.0%)	9 (100.0%)	9 (100.0%)	8 (88.9%)	8 (88.9%)	8 (88.9%)	9 (100.0%)	9 (100.0%)	9 (100.0%)	9 (100.0%)
	4.①家きん舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③防鳥ネット等の定期的修繕	4.④家きん舎の修繕	4.⑤死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空舎の清掃等	5.③適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数(採卵)	40 (100.0%)	39 (97.5%)	40 (100.0%)	40 (100.0%)	40 (100.0%)	38 (95.0%)	38 (95.0%)	40 (100.0%)	40 (100.0%)	40 (100.0%)	40 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	9 (100.0%)	8 (88.9%)	9 (100.0%)	9 (100.0%)	9 (100.0%)	9 (100.0%)	9 (100.0%)	9 (100.0%)	9 (100.0%)	9 (100.0%)	8 (88.9%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家きんの隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数(採卵)	40 (100.0%)	40 (100.0%)	38 (95.0%)	40 (100.0%)	40 (100.0%)	40 (100.0%)	35 (87.5%)	37 (92.5%)	38 (95.0%)	34 (85.0%)	-
遵守農場数(肉用)	9 (100.0%)	9 (100.0%)	8 (88.9%)	9 (100.0%)	9 (100.0%)	9 (100.0%)	9 (100.0%)	7 (77.8%)	9 (100.0%)	8 (88.9%)	-
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数(採卵)	-										
遵守農場数(肉用)	-										

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の9.及び馬の8.については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2.飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

2. 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況等(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

行政手続法の規定による指導・助言		法第12条の5の規定による指導・助言		法第12条の6第1項の規定による勧告		法第12条の6第2項の規定による命令	
実農場数	延べ回数	農場数	回数	農場数	回数	農場数	回数
77	121	0	0	0	0	0	0

※ 行政手続法の規定による指導・助言は、同法第2条第6号の行政指導に該当するもの(口頭により行われたものを含む)。

※ 1回の農場立入りで複数の指導・助言を行った場合は、1回として集計。

※ 上記の指導・助言、勧告並びに命令は、当該年の前年度の家畜保健衛生所における実績(改善済の農場を含む)。

3. 家畜防疫員の確保の状況

(平成30年4月1日現在)

総計	獣 医 師																		獣医師以外の者	
	合計 A+B+ C+D	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体					個人診療 C		
		計 A	本 庁			都 道 府 県					保健所	市町村	その他	計 B	農業 共済 団体	農業 協同 組合	その他			
			家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他	地方農林事務所等	家畜保健衛生所	畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所										
44	43	43	7	0	0	0	19	11	0	4	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

4. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
247	247	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

和歌山県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(平成30年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	11	1	0	10	46	1	1	44	1	0	0	1	4	0	1	3	21	0	7	14	6	0	6	0
全国	14,573	498	56	14,019	42,631	867	1,499	40,265	10	0	2	8	179	0	97	82	4,674	38	1,050	3,586	948	0	551	397
全国シェア	0.1%	0.2%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	10.0%	-	0.0%	12.5%	2.2%	-	1.0%	3.7%	0.4%	0.0%	0.7%	0.4%	0.6%	-	1.1%	0.0%
頭羽数	612	397	0	215	2,425	625	1	1,799	5	0	0	5	104	0	1	103	98	0	7	91	10	0	10	0
全国	1,339,918	281,236	56	1,058,626	2,391,034	818,673	1,499	1,570,862	84	0	2	82	3,589	0	208	3,381	75,597	20,746	1,050	53,801	19,785	0	1,352	18,433
全国シェア	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	6.0%	-	0.0%	6.1%	2.9%	-	0.5%	3.0%	0.1%	0.0%	0.7%	0.2%	0.1%	-	0.7%	0.0%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	62	0	57	5	21	0	7	14	16	0	8	8	159	1	121	37	34	1	3	30	9	0	6	3
全国	3,870	0	3,112	758	5,281	811	433	4,037	235	0	177	58	16,444	562	12,306	3,576	4,312	363	573	3,376	858	12	768	78
全国シェア	1.6%	-	1.8%	0.7%	0.4%	0.0%	1.6%	0.3%	6.8%	-	4.5%	13.8%	1.0%	0.2%	1.0%	1.0%	0.8%	0.3%	0.5%	0.9%	1.0%	0.0%	0.8%	3.8%
頭羽数	153	0	110	43	2,661	0	12	2,649	117	0	19	98	390,822	100,000	2,296	288,526	722,048	109,800	81	612,167	7,365	0	65	3,300
全国	18,996	432	6,682	11,882	8,851,067	5,609,721	864	3,240,482	1,290	0	343	947	192,320,078	137,989,642	177,340	54,153,096	151,950,062	46,317,146	8,925	105,623,991	429,196	250,313	6,084	172,799
全国シェア	0.8%	0.0%	1.6%	0.4%	0.0%	0.0%	1.4%	0.1%	9.1%	-	5.5%	10.3%	0.2%	0.1%	1.3%	0.5%	0.5%	0.2%	0.9%	0.6%	1.7%	0.0%	1.1%	4.2%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		
農場数	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	2	0	0	2	0	0	0	0
全国	352	20	304	28	294	0	244	50	162	0	127	35	81	1	75	5	136	0	134	2
全国シェア	0.6%	0.0%	0.7%	0.0%	0.3%	-	0.4%	0.0%	0.6%	-	0.8%	0.0%	2.5%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%
頭羽数	78	0	78	0	5	0	5	0	1	0	1	0	418	0	0	418	0	0	0	0
全国	4,440,178	3,551,266	2,715	886,197	51,555	0	2,886	48,669	3,500	0	389	3,111	19,932	13,000	790	6,142	1,726	170	1,124	432
全国シェア	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	-	0.2%	0.0%	0.0%	-	0.3%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	6.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 大規模農場とは、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。)第21条の2第8号イからホまでに掲げる頭羽数以上の家畜を飼養する農場。

※ 小規模農場とは、省令第21条の3に定める頭羽数未満の家畜を飼養する農場及び所有者。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	11	うち大規模	1
肉用	全体	45	うち大規模	1

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑤渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑥物品の消毒等	3.⑦衣服等の海外での使用歴確認	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止
遵守農場数(乳用牛)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	10 (90.9%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)
遵守農場数(肉用牛)	45 (100.0%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)	42 (93.3%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)
	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認
遵守農場数(乳用牛)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)
遵守農場数(肉用牛)	45 (100.0%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)
	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導	9.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数(乳用牛)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	-	-	
遵守農場数(肉用牛)	45 (100.0%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)	36 (80.0%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)	-	-	

② 馬

対象農場数			
全体	14	うち大規模	0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	4.①厩舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空房の清掃等
遵守農場数	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	12 (85.7%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)
	6.①異状時の獣医師の受診	6.②健康観察	6.③導入元の疾病発生状況等の確認	6.④導入家畜の隔離の実施	6.⑤移動前の健康状態の確認	6.⑥死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①導入等に関する記録の作成・保管	7.②異状に関する記録の作成・保管	8.①獣医師の定期指導	8.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	-	-	

③ 豚

対象農場数			
全体	14	うち大規模	0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)
	3.⑨適切に処理された食品循環資源の利用	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	12 (85.7%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	14 (100.0%)	-
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数	-										

④ 鶏

対象農場数			
採卵	全体	38	うち大規模 1
肉用	全体	31	うち大規模 1

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数(採卵)	38 (100.0%)	38 (100.0%)	38 (100.0%)	38 (100.0%)	35 (92.1%)	38 (100.0%)	36 (94.7%)	38 (100.0%)	38 (100.0%)	38 (100.0%)	38 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	29 (93.5%)	31 (100.0%)	29 (93.5%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)
	4.①家きん舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③防鳥ネット等の定期的修繕	4.④家きん舎の修繕	4.⑤死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空舎の清掃等	5.③適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数(採卵)	38 (100.0%)	38 (100.0%)	35 (92.1%)	38 (100.0%)	38 (100.0%)	38 (100.0%)	38 (100.0%)	38 (100.0%)	38 (100.0%)	38 (100.0%)	38 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	30 (96.8%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家きんの隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数(採卵)	38 (100.0%)	38 (100.0%)	38 (100.0%)	38 (100.0%)	38 (100.0%)	28 (73.7%)	38 (100.0%)	38 (100.0%)	38 (100.0%)	38 (100.0%)	- -
遵守農場数(肉用)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	10 (32.3%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	- -
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数(採卵)	-										
遵守農場数(肉用)	-										

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の9.及び馬の8については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2.飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況等(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

行政手続法の規定による指導・助言		法第12条の5の規定による指導・助言		法第12条の6第1項の規定による勧告		法第12条の6第2項の規定による命令	
実農場数	延べ回数	農場数	回数	農場数	回数	農場数	回数
28	29	0	0	0	0	0	0

※ 行政手続法の規定による指導・助言は、同法第2条第6号の行政指導に該当するもの(口頭により行われたものを含む)。

※ 1回の農場立入りで複数の指導・助言を行った場合は、1回として集計。

※ 上記の指導・助言、勧告並びに命令は、当該年の前年度の家畜保健衛生所における実績(改善済の農場を含む)。

3. 家畜防疫員の確保の状況

(平成30年4月1日現在)

総計	獣 医 師																		獣医師以外の者
	合計 A+B+C	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体					個人診療 C	
		計 A	都 道 府 県			保健所	市町村	その他	計 B	農業共済団体	農業協同組合	その他							
			本 庁	地方農林事務所等	家畜保健衛生所								畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所				
家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他																	
50	50	50	8	1	0	0	24	12	1	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

4. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
396	396	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

鳥取県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(平成30年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	125	3	0	122	286	6	14	266	0	0	0	0	2	0	2	0	18	0	6	12	7	0	4	3
全国	14,573	498	56	14,019	42,631	867	1,499	40,265	10	0	2	8	179	0	97	82	4,674	38	1,050	3,586	948	0	551	397
全国シェア	0.9%	0.6%	0.0%	0.9%	0.7%	0.7%	0.9%	0.7%	0.0%	-	0.0%	0.0%	1.1%	-	2.1%	0.0%	0.4%	0.0%	0.6%	0.3%	0.7%	-	0.7%	0.8%
頭羽数	11,314	2,004	0	9,310	17,957	3,688	14	14,255	0	0	0	0	3	0	3	0	262	0	6	256	34	0	6	28
全国	1,339,918	281,236	56	1,058,626	2,391,034	818,673	1,499	1,570,862	84	0	2	82	3,589	0	208	3,381	75,597	20,746	1,050	53,801	19,785	0	1,352	18,433
全国シェア	0.8%	0.7%	0.0%	0.9%	0.8%	0.5%	0.9%	0.9%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.1%	-	1.4%	0.0%	0.3%	0.0%	0.6%	0.5%	0.2%	-	0.4%	0.2%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	51	0	44	7	34	4	7	23	3	0	2	1	123	2	108	13	70	9	0	61	2	0	2	0
全国	3,870	0	3,112	758	5,281	811	433	4,037	235	0	177	58	16,444	562	12,306	3,576	4,312	363	573	3,376	858	12	768	78
全国シェア	1.3%	-	1.4%	0.9%	0.6%	0.5%	1.8%	0.6%	1.3%	-	1.1%	1.7%	0.7%	0.4%	0.9%	0.4%	1.6%	2.5%	0.0%	1.8%	0.2%	0.0%	0.3%	0.0%
頭羽数	174	0	89	85	64,765	52,806	12	11,947	27	0	5	22	564,185	398,480	1,697	164,008	3,329,214	1,315,196	0	2,014,018	5	0	5	0
全国	18,996	432	6,682	11,882	8,851,067	5,609,721	864	3,240,482	1,290	0	343	947	192,320,078	137,989,642	177,340	54,153,096	151,950,062	46,317,146	8,925	105,623,991	429,196	250,313	6,084	172,799
全国シェア	0.9%	0.0%	1.3%	0.7%	0.7%	0.9%	1.4%	0.4%	2.1%	-	1.5%	2.3%	0.3%	0.3%	1.0%	0.3%	2.2%	2.8%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥							
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数							
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外						
農場数	1	0	1	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国	352	20	304	28	294	0	244	50	162	0	127	35	81	1	75	5	136	0	134	2	0	0	0	0
全国シェア	0.3%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	1.9%	-	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
頭羽数	8	0	8	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国	4,440,178	3,551,266	2,715	886,197	51,555	0	2,886	48,669	3,500	0	389	3,111	19,932	13,000	790	6,142	1,726	170	1,124	432	0	0	0	0
全国シェア	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.1%	-	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 大規模農場とは、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。)第21条の2第8号イからホまでに掲げる頭羽数以上の家畜を飼養する農場。

※ 小規模農場とは、省令第21条の3に定める頭羽数未満の家畜を飼養する農場及び所有者。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	125	うち大規模	3
肉用	全体	272	うち大規模	6

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑤渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑥物品の消毒等	3.⑦衣服等の海外での使用歴確認	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止
遵守農場数(乳用牛)	125 (100.0%)	125 (100.0%)	112 (89.6%)	122 (97.6%)	68 (54.4%)	123 (98.4%)	118 (94.4%)	118 (94.4%)	117 (93.6%)	117 (93.6%)	65 (52.0%)
遵守農場数(肉用牛)	261 (96.0%)	214 (78.7%)	182 (66.9%)	190 (69.9%)	80 (29.4%)	177 (65.1%)	186 (68.4%)	172 (63.2%)	164 (60.3%)	164 (60.3%)	159 (58.5%)
	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認
遵守農場数(乳用牛)	125 (100.0%)	73 (58.4%)	122 (97.6%)	122 (97.6%)	123 (98.4%)	125 (100.0%)	125 (100.0%)	125 (100.0%)	125 (100.0%)	125 (100.0%)	122 (97.6%)
遵守農場数(肉用牛)	265 (97.4%)	142 (52.2%)	202 (74.3%)	202 (74.3%)	205 (75.4%)	249 (91.5%)	246 (90.4%)	229 (84.2%)	248 (91.2%)	253 (93.0%)	203 (74.6%)
	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導	9.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数(乳用牛)	112 (89.6%)	124 (99.2%)	122 (97.6%)	112 (89.6%)	121 (96.8%)	115 (92.0%)	123 (98.4%)	118 (94.4%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	
遵守農場数(肉用牛)	129 (47.4%)	232 (85.3%)	188 (69.1%)	194 (71.3%)	65 (23.9%)	58 (21.3%)	168 (61.8%)	126 (46.3%)	4 (66.7%)	4 (66.7%)	

② 馬

対象農場数			
全体	12	うち大規模	0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	4.①厩舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空房の清掃等
遵守農場数	12 (100.0%)	11 (91.7%)	11 (91.7%)	12 (100.0%)	10 (83.3%)	11 (91.7%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	10 (83.3%)	8 (66.7%)	8 (66.7%)
	6.①異状時の獣医師の受診	6.②健康観察	6.③導入元の疾病発生状況等の確認	6.④導入家畜の隔離の実施	6.⑤移動前の健康状態の確認	6.⑥死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①導入等に関する記録の作成・保管	7.②異状に関する記録の作成・保管	8.①獣医師の定期指導	8.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数	8 (66.7%)	8 (66.7%)	7 (58.3%)	7 (58.3%)	7 (58.3%)	7 (58.3%)	6 (50.0%)	7 (58.3%)	-	-	

③ 豚

対象農場数			
全体	27	うち大規模	4

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数	27 (100.0%)	25 (92.6%)	22 (81.5%)	24 (88.9%)	16 (59.3%)	19 (70.4%)	23 (85.2%)	27 (100.0%)	27 (100.0%)	24 (88.9%)	27 (100.0%)
	3.⑨適切に処理された食品循環資源の利用	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数	24 (88.9%)	20 (74.1%)	27 (100.0%)	23 (85.2%)	24 (88.9%)	21 (77.8%)	22 (81.5%)	26 (96.3%)	27 (100.0%)	26 (96.3%)	27 (100.0%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数	27 (100.0%)	25 (92.6%)	21 (77.8%)	27 (100.0%)	20 (74.1%)	20 (74.1%)	21 (77.8%)	20 (74.1%)	23 (85.2%)	21 (77.8%)	4 (100.0%)
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数	4 (100.0%)										

④ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	15	うち大規模	2
肉用	全体	70	うち大規模	9

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数(採卵)	14 (93.3%)	14 (93.3%)	13 (86.7%)	15 (100.0%)	12 (80.0%)	13 (86.7%)	10 (66.7%)	13 (86.7%)	14 (93.3%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	69 (98.6%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)
	4.①家きん舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③防鳥ネット等の定期的修繕	4.④家きん舎の修繕	4.⑤死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空舎の清掃等	5.③適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数(採卵)	15 (100.0%)	12 (80.0%)	14 (93.3%)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	10 (66.7%)	10 (66.7%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	13 (86.7%)
遵守農場数(肉用)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家きんの隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数(採卵)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	14 (93.3%)	14 (93.3%)	14 (93.3%)	10 (66.7%)	12 (80.0%)	12 (80.0%)	12 (80.0%)	12 (80.0%)	-
遵守農場数(肉用)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	69 (98.6%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	69 (98.6%)	8 (88.9%)
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数(採卵)	-										
遵守農場数(肉用)	8 (88.9%)										

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の9.及び馬の8については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2.飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

2. 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況等(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

行政手続法の規定による指導・助言		法第12条の5の規定による指導・助言		法第12条の6第1項の規定による勧告		法第12条の6第2項の規定による命令	
実農場数	延べ回数	農場数	回数	農場数	回数	農場数	回数
363	363	0	0	0	0	0	0

※ 行政手続法の規定による指導・助言は、同法第2条第6号の行政指導に該当するもの(口頭により行われたものを含む)。

※ 1回の農場立入りで複数の指導・助言を行った場合は、1回として集計。

※ 上記の指導・助言、勧告並びに命令は、当該年の前年度の家畜保健衛生所における実績(改善済の農場を含む)。

3. 家畜防疫員の確保の状況

(平成30年4月1日現在)

総計	獣 医 師																		
	合計 A+B+ C+D	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体					個人診療 C	獣医師以外の者 D
		計 A	都 道 府 県			保健所	市町村	その他	計 B	農業共済団体	農業協同組合	その他							
			本 庁	地方農林事務所等	家畜保健衛生所								畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所				
家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他																	
90	90	90	7	4	3	6	34	10	4	14	8	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

4. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
725	725	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

島根県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(平成30年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	104	8	0	96	854	17	87	750	0	0	0	0	3	0	2	1	32	0	14	18	13	0	5	8
全国	14,573	498	56	14,019	42,631	867	1,499	40,265	10	0	2	8	179	0	97	82	4,674	38	1,050	3,586	948	0	551	397
全国シェア	0.7%	1.6%	0.0%	0.7%	2.0%	2.0%	5.8%	1.9%	0.0%	-	0.0%	0.0%	1.7%	-	2.1%	1.2%	0.7%	0.0%	1.3%	0.5%	1.4%	-	0.9%	2.0%
頭羽数	11,254	6,810	0	4,444	30,120	17,741	87	12,292	0	0	0	0	12	0	6	6	105	0	14	91	128	0	12	116
全国	1,339,918	281,236	56	1,058,626	2,391,034	818,673	1,499	1,570,862	84	0	2	82	3,589	0	208	3,381	75,597	20,746	1,050	53,801	19,785	0	1,352	18,433
全国シェア	0.8%	2.4%	0.0%	0.4%	1.3%	2.2%	5.8%	0.8%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.3%	-	2.9%	0.2%	0.1%	0.0%	1.3%	0.2%	0.6%	-	0.9%	0.6%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	52	0	47	5	14	6	3	5	5	0	4	1	337	3	312	22	10	2	5	3	13	0	9	4
全国	3,870	0	3,112	758	5,281	811	433	4,037	235	0	177	58	16,444	562	12,306	3,576	4,312	363	573	3,376	858	12	768	78
全国シェア	1.3%	-	1.5%	0.7%	0.3%	0.7%	0.7%	0.1%	2.1%	-	2.3%	1.7%	2.0%	0.5%	2.5%	0.6%	0.2%	0.6%	0.9%	0.1%	1.5%	0.0%	1.2%	5.1%
頭羽数	147	0	104	43	36,929	32,687	3	4,239	20	0	9	11	975,233	706,972	4,616	263,645	267,465	253,800	127	13,538	1,235	0	141	1,094
全国	18,996	432	6,682	11,882	8,851,067	5,609,721	864	3,240,482	1,290	0	343	947	192,320,078	137,989,642	177,340	54,153,096	151,950,062	46,317,146	8,925	105,623,991	429,196	250,313	6,084	172,799
全国シェア	0.8%	0.0%	1.6%	0.4%	0.4%	0.6%	0.3%	0.1%	1.6%	-	2.6%	1.2%	0.5%	0.5%	2.6%	0.5%	0.2%	0.5%	1.4%	0.0%	0.3%	0.0%	2.3%	0.6%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥							
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数							
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外						
農場数	5	0	5	0	8	0	7	1	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国	352	20	304	28	294	0	244	50	162	0	127	35	81	1	75	5	136	0	134	2	0	0	0	0
全国シェア	1.4%	0.0%	1.6%	0.0%	2.7%	-	2.9%	2.0%	1.9%	-	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
頭羽数	26	0	26	0	1,019	0	19	1,000	17	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国	4,440,178	3,551,266	2,715	886,197	51,555	0	2,886	48,669	3,500	0	389	3,111	19,932	13,000	790	6,142	1,726	170	1,124	432	0	0	0	0
全国シェア	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	2.0%	-	0.7%	2.1%	0.5%	-	4.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 大規模農場とは、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。)第21条の2第8号イからホまでに掲げる頭羽数以上の家畜を飼養する農場。

※ 小規模農場とは、省令第21条の3に定める頭羽数未満の家畜を飼養する農場及び所有者。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	104	うち大規模	8
肉用	全体	767	うち大規模	17

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑤渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑥物品の消毒等	3.⑦衣服等の海外での使用歴確認	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止
遵守農場数(乳用牛)	104 (100.0%)	104 (100.0%)	103 (99.0%)	104 (100.0%)	95 (91.3%)	103 (99.0%)	102 (98.1%)	103 (99.0%)	102 (98.1%)	102 (98.1%)	100 (96.2%)
遵守農場数(肉用牛)	760 (99.1%)	760 (99.1%)	755 (98.4%)	735 (95.8%)	582 (75.9%)	617 (80.4%)	751 (97.9%)	751 (97.9%)	753 (98.2%)	744 (97.0%)	708 (92.3%)
	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認
遵守農場数(乳用牛)	103 (99.0%)	102 (98.1%)	102 (98.1%)	103 (99.0%)	103 (99.0%)	103 (99.0%)	104 (100.0%)	104 (100.0%)	104 (100.0%)	104 (100.0%)	102 (98.1%)
遵守農場数(肉用牛)	760 (99.1%)	744 (97.0%)	753 (98.2%)	757 (98.7%)	757 (98.7%)	752 (98.0%)	759 (99.0%)	757 (98.7%)	758 (98.8%)	759 (99.0%)	734 (95.7%)
	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導	9.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数(乳用牛)	97 (93.3%)	103 (99.0%)	102 (98.1%)	97 (93.3%)	93 (89.4%)	96 (92.3%)	102 (98.1%)	100 (96.2%)	8 (100.0%)	8 (100.0%)	
遵守農場数(肉用牛)	751 (97.9%)	749 (97.7%)	751 (97.9%)	740 (96.5%)	651 (84.9%)	642 (83.7%)	752 (98.0%)	747 (97.4%)	17 (100.0%)	17 (100.0%)	

② 馬

対象農場数			
全体	18	うち大規模	0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	4.①厩舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空房の清掃等
遵守農場数	18 (100.0%)	18 (100.0%)	18 (100.0%)	18 (100.0%)	8 (44.4%)	8 (44.4%)	18 (100.0%)	18 (100.0%)	18 (100.0%)	18 (100.0%)	18 (100.0%)
	6.①異状時の獣医師の受診	6.②健康観察	6.③導入元の疾病発生状況等の確認	6.④導入家畜の隔離の実施	6.⑤移動前の健康状態の確認	6.⑥死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①導入等に関する記録の作成・保管	7.②異状に関する記録の作成・保管	8.①獣医師の定期指導	8.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数	18 (100.0%)	18 (100.0%)	18 (100.0%)	18 (100.0%)	18 (100.0%)	18 (100.0%)	18 (100.0%)	18 (100.0%)	-	-	

③ 豚

対象農場数			
全体	11	うち大規模	6

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	10 (90.9%)	8 (72.7%)	10 (90.9%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)
	3.⑨適切に処理された食品循環資源の利用	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数	11 (100.0%)	10 (90.9%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	8 (72.7%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)	6 (100.0%)
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数	6 (100.0%)										

④ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	25	うち大規模	3
肉用	全体	5	うち大規模	2

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数(採卵)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	24 (96.0%)	24 (96.0%)	24 (96.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)
	4.①家きん舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③防鳥ネット等の定期的修繕	4.④家きん舎の修繕	4.⑤死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空舎の清掃等	5.③適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数(採卵)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家きんの隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数(採卵)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	23 (92.0%)	24 (96.0%)	24 (96.0%)	24 (96.0%)	24 (96.0%)	3 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	-
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数(採卵)	3 (100.0%)										
遵守農場数(肉用)	-										

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の9.及び馬の8.については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2.飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

2. 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況等(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

行政手続法の規定による指導・助言		法第12条の5の規定による指導・助言		法第12条の6第1項の規定による勧告		法第12条の6第2項の規定による命令	
実農場数	延べ回数	農場数	回数	農場数	回数	農場数	回数
92	101	0	0	0	0	0	0

- ※ 行政手続法の規定による指導・助言は、同法第2条第6号の行政指導に該当するもの(口頭により行われたものを含む)。
- ※ 1回の農場立入りで複数の指導・助言を行った場合は、1回として集計。
- ※ 上記の指導・助言、勧告並びに命令は、当該年の前年度の家畜保健衛生所における実績(改善済の農場を含む)。

3. 家畜防疫員の確保の状況

(平成30年4月1日現在)

総計	獣 医 師																		獣医師以外の者
	合計 A+B+C	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体					個人診療 C	
		計 A	都 道 府 県			保健所	市町村	その他	計 B	農業共済団体	農業協同組合	その他							
			本 庁	地方農林事務所等	家畜保健衛生所								畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所				
65	65	65	5	1	1	0	45	8	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

4. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
1,481	1,453	28	98.1%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

岡山県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(平成30年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	257	7	3	247	458	12	31	415	0	0	0	0	4	0	3	1	46	0	17	29	19	0	11	8
全国	14,573	498	56	14,019	42,631	867	1,499	40,265	10	0	2	8	179	0	97	82	4,674	38	1,050	3,586	948	0	551	397
全国シェア	1.8%	1.4%	5.4%	1.8%	1.1%	1.4%	2.1%	1.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	2.2%	-	3.1%	1.2%	1.0%	0.0%	1.6%	0.8%	2.0%	-	2.0%	2.0%
頭羽数	16,281	4,126	3	12,152	34,115	12,604	31	21,480	0	0	0	0	21	0	8	13	497	0	17	480	160	0	23	137
全国	1,339,918	281,236	56	1,058,626	2,391,034	818,673	1,499	1,570,862	84	0	2	82	3,589	0	208	3,381	75,597	20,746	1,050	53,801	19,785	0	1,352	18,433
全国シェア	1.2%	1.5%	5.4%	1.1%	1.4%	1.5%	2.1%	1.4%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.6%	-	3.8%	0.4%	0.7%	0.0%	1.6%	0.9%	0.8%	-	1.7%	0.7%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	152	0	133	19	22	6	0	16	25	0	21	4	382	28	261	93	45	6	2	37	26	1	23	2
全国	3,870	0	3,112	758	5,281	811	433	4,037	235	0	177	58	16,444	562	12,306	3,576	4,312	363	573	3,376	858	12	768	78
全国シェア	3.9%	-	4.3%	2.5%	0.4%	0.7%	0.0%	0.4%	10.6%	-	11.9%	6.9%	2.3%	5.0%	2.1%	2.6%	1.0%	1.7%	0.3%	1.1%	3.0%	8.3%	3.0%	2.6%
頭羽数	596	0	283	313	38,968	28,588	0	10,380	75	0	37	38	10,549,635	8,278,903	4,160	2,266,572	2,856,657	779,515	98	2,077,044	27,720	26,964	256	500
全国	18,996	432	6,682	11,882	8,851,067	5,609,721	864	3,240,482	1,290	0	343	947	192,320,078	137,989,642	177,340	54,153,096	151,950,062	46,317,146	8,925	105,623,991	429,196	250,313	6,084	172,799
全国シェア	3.1%	0.0%	4.2%	2.6%	0.4%	0.5%	0.0%	0.3%	5.8%	-	10.8%	4.0%	5.5%	6.0%	2.3%	4.2%	1.9%	1.7%	1.1%	2.0%	6.5%	10.8%	4.2%	0.3%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		
農場数	17	0	17	0	10	0	9	1	3	0	3	0	4	0	4	0	5	0	5	0
全国	352	20	304	28	294	0	244	50	162	0	127	35	81	1	75	5	136	0	134	2
全国シェア	4.8%	0.0%	5.6%	0.0%	3.4%	-	3.7%	2.0%	1.9%	-	2.4%	0.0%	4.9%	0.0%	5.3%	0.0%	3.7%	-	3.7%	0.0%
頭羽数	183	0	183	0	455	0	150	305	7	0	7	0	14	0	14	0	24	0	24	0
全国	4,440,178	3,551,266	2,715	886,197	51,555	0	2,886	48,669	3,500	0	389	3,111	19,932	13,000	790	6,142	1,726	170	1,124	432
全国シェア	0.0%	0.0%	6.7%	0.0%	0.9%	-	5.2%	0.6%	0.2%	-	1.8%	0.0%	0.1%	0.0%	1.8%	0.0%	1.4%	0.0%	2.1%	0.0%

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 大規模農場とは、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。)第21条の2第8号イからホまでに掲げる頭羽数以上の家畜を飼養する農場。

※ 小規模農場とは、省令第21条の3に定める頭羽数未満の家畜を飼養する農場及び所有者。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	254	うち大規模	7
肉用	全体	427	うち大規模	12

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑤渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑥物品の消毒等	3.⑦衣服等の海外での使用歴確認	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止
遵守農場数(乳用牛)	239 (94.1%)	239 (94.1%)	222 (87.4%)	241 (94.9%)	121 (47.6%)	195 (76.8%)	230 (90.6%)	225 (88.6%)	226 (89.0%)	220 (86.6%)	207 (81.5%)
遵守農場数(肉用牛)	400 (93.7%)	393 (92.0%)	368 (86.2%)	394 (92.3%)	217 (50.8%)	324 (75.9%)	378 (88.5%)	372 (87.1%)	366 (85.7%)	354 (82.9%)	357 (83.6%)
	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認
遵守農場数(乳用牛)	245 (96.5%)	223 (87.8%)	238 (93.7%)	244 (96.1%)	230 (90.6%)	248 (97.6%)	251 (98.8%)	247 (97.2%)	250 (98.4%)	252 (99.2%)	238 (93.7%)
遵守農場数(肉用牛)	409 (95.8%)	347 (81.3%)	367 (85.9%)	377 (88.3%)	390 (91.3%)	406 (95.1%)	411 (96.3%)	393 (92.0%)	414 (97.0%)	416 (97.4%)	375 (87.8%)
	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導	9.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数(乳用牛)	210 (82.7%)	244 (96.1%)	236 (92.9%)	249 (98.0%)	201 (79.1%)	197 (77.6%)	239 (94.1%)	232 (91.3%)	6 (85.7%)	6 (85.7%)	
遵守農場数(肉用牛)	344 (80.6%)	404 (94.6%)	361 (84.5%)	425 (99.5%)	294 (68.9%)	285 (66.7%)	351 (82.2%)	321 (75.2%)	12 (100.0%)	11 (91.7%)	

② 馬

対象農場数			
全体	29	うち大規模	0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	4.①厩舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空房の清掃等
遵守農場数	16 (55.2%)	15 (51.7%)	15 (51.7%)	14 (48.3%)	10 (34.5%)	13 (44.8%)	15 (51.7%)	18 (62.1%)	15 (51.7%)	17 (58.6%)	16 (55.2%)
	6.①異状時の獣医師の受診	6.②健康観察	6.③導入元の疾病発生状況等の確認	6.④導入家畜の隔離の実施	6.⑤移動前の健康状態の確認	6.⑥死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①導入等に関する記録の作成・保管	7.②異状に関する記録の作成・保管	8.①獣医師の定期指導	8.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数	16 (55.2%)	17 (58.6%)	16 (55.2%)	15 (51.7%)	15 (51.7%)	15 (51.7%)	14 (48.3%)	13 (44.8%)	-	-	

③ 豚

対象農場数			
全体	22	うち大規模	6

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数	20 (90.9%)	21 (95.5%)	17 (77.3%)	19 (86.4%)	16 (72.7%)	17 (77.3%)	18 (81.8%)	21 (95.5%)	21 (95.5%)	18 (81.8%)	19 (86.4%)
	3.⑨適切に処理された食品循環資源の利用	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数	16 (72.7%)	19 (86.4%)	20 (90.9%)	18 (81.8%)	19 (86.4%)	18 (81.8%)	20 (90.9%)	21 (95.5%)	21 (95.5%)	21 (95.5%)	19 (86.4%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数	20 (90.9%)	21 (95.5%)	21 (95.5%)	21 (95.5%)	21 (95.5%)	21 (95.5%)	14 (63.6%)	15 (68.2%)	18 (81.8%)	15 (68.2%)	5 (83.3%)
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数	5 (83.3%)										

④ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	121	うち大規模	28
肉用	全体	43	うち大規模	6

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数(採卵)	119 (98.3%)	117 (96.7%)	115 (95.0%)	118 (97.5%)	112 (92.6%)	117 (96.7%)	108 (89.3%)	119 (98.3%)	118 (97.5%)	116 (95.9%)	117 (96.7%)
遵守農場数(肉用)	41 (95.3%)	41 (95.3%)	41 (95.3%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	42 (97.7%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)
	4.①家きん舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③防鳥ネット等の定期的修繕	4.④家きん舎の修繕	4.⑤死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空舎の清掃等	5.③適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数(採卵)	119 (98.3%)	114 (94.2%)	115 (95.0%)	118 (97.5%)	116 (95.9%)	115 (95.0%)	115 (95.0%)	118 (97.5%)	118 (97.5%)	118 (97.5%)	114 (94.2%)
遵守農場数(肉用)	43 (100.0%)	42 (97.7%)	42 (97.7%)	42 (97.7%)	42 (97.7%)	43 (100.0%)	42 (97.7%)	42 (97.7%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	42 (97.7%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家きんの隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数(採卵)	118 (97.5%)	117 (96.7%)	115 (95.0%)	117 (96.7%)	116 (95.9%)	111 (91.7%)	114 (94.2%)	108 (89.3%)	111 (91.7%)	108 (89.3%)	28 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	42 (97.7%)	42 (97.7%)	42 (97.7%)	42 (97.7%)	42 (97.7%)	21 (48.8%)	41 (95.3%)	42 (97.7%)	6 (100.0%)
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数(採卵)	28 (100.0%)										
遵守農場数(肉用)	6 (100.0%)										

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の9.及び馬の8については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2.飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況等(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

行政手続法の規定による指導・助言		法第12条の5の規定による指導・助言		法第12条の6第1項の規定による勧告		法第12条の6第2項の規定による命令	
実農場数	延べ回数	農場数	回数	農場数	回数	農場数	回数
0	0	0	0	0	0	0	0

※ 行政手続法の規定による指導・助言は、同法第2条第6号の行政指導に該当するもの(口頭により行われたものを含む)。
 ※ 1回の農場立入りで複数の指導・助言を行った場合は、1回として集計。
 ※ 上記の指導・助言、勧告並びに命令は、当該年の前年度の家畜保健衛生所における実績(改善済の農場を含む)。

3. 家畜防疫員の確保の状況

(平成30年4月1日現在)

総計	獣 医 師																		獣 医 師 以 外 の 者
	合計 A+B+ C+D	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体					個人 診 療	
		計 A	本 庁			都 道 府 県					保 健 所	市 町 村	そ の 他	計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他		
			家 畜 衛 生 関 係	公 衆 衛 生 関 係	そ の 他	地 方 農 林 事 務 所 等	家 畜 保 健 衛 生 所	畜 産 試 験 場 等	地 方 衛 生 研 究 所	食 肉 衛 生 検 査 所									
101	101	101	9	3	0	12	63	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

4. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
1,475	1,475	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

広島県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(平成30年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	144	3	2	139	530	4	39	487	1	0	0	1	2	0	1	1	44	0	14	30	23	0	14	9
全国	14,573	498	56	14,019	42,631	867	1,499	40,265	10	0	2	8	179	0	97	82	4,674	38	1,050	3,586	948	0	551	397
全国シェア	1.0%	0.6%	3.6%	1.0%	1.2%	0.5%	2.6%	1.2%	10.0%	-	0.0%	12.5%	1.1%	-	1.0%	1.2%	0.9%	0.0%	1.3%	0.8%	2.4%	-	2.5%	2.3%
頭羽数	8,244	1,715	2	6,527	23,983	8,173	39	15,771	4	0	0	4	20	0	2	18	284	0	14	270	261	0	37	224
全国	1,339,918	281,236	56	1,058,626	2,391,034	818,673	1,499	1,570,862	84	0	2	82	3,589	0	208	3,381	75,597	20,746	1,050	53,801	19,785	0	1,352	18,433
全国シェア	0.6%	0.6%	3.6%	0.6%	1.0%	1.0%	2.6%	1.0%	4.8%	-	0.0%	4.9%	0.6%	-	1.0%	0.5%	0.4%	0.0%	1.3%	0.5%	1.3%	-	2.7%	1.2%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	118	0	92	26	48	9	16	23	4	0	4	0	457	32	360	65	24	2	8	14	31	0	30	1
全国	3,870	0	3,112	758	5,281	811	433	4,037	235	0	177	58	16,444	562	12,306	3,576	4,312	363	573	3,376	858	12	768	78
全国シェア	3.0%	-	3.0%	3.4%	0.9%	1.1%	3.7%	0.6%	1.7%	-	2.3%	0.0%	2.8%	5.7%	2.9%	1.8%	0.6%	0.6%	1.4%	0.4%	3.6%	0.0%	3.9%	1.3%
頭羽数	547	0	192	355	103,500	91,082	37	12,391	7	0	7	0	9,960,716	8,639,896	5,519	1,315,301	804,071	288,000	251	515,820	430	0	309	121
全国	18,996	432	6,682	11,882	8,851,067	5,609,721	864	3,240,482	1,290	0	343	947	192,320,078	137,989,642	177,340	54,153,096	151,950,062	46,317,146	8,925	105,623,991	429,196	250,313	6,084	172,799
全国シェア	2.9%	0.0%	2.9%	3.0%	1.2%	1.6%	4.3%	0.4%	0.5%	-	2.0%	0.0%	5.2%	6.3%	3.1%	2.4%	0.5%	0.6%	2.8%	0.5%	0.1%	0.0%	5.1%	0.1%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	17	0	16	1	10	0	10	0	6	0	5	1	2	0	2	0	1	0	1	0
全国	352	20	304	28	294	0	244	50	162	0	127	35	81	1	75	5	136	0	134	2
全国シェア	4.8%	0.0%	5.3%	3.6%	3.4%	-	4.1%	0.0%	3.7%	-	3.9%	2.9%	2.5%	0.0%	2.7%	0.0%	0.7%	-	0.7%	0.0%
頭羽数	1,075	0	170	905	173	0	173	0	36	0	14	22	25	0	25	0	16	0	16	0
全国	4,440,178	3,551,266	2,715	886,197	51,555	0	2,886	48,669	3,500	0	389	3,111	19,932	13,000	790	6,142	1,726	170	1,124	432
全国シェア	0.0%	0.0%	6.3%	0.1%	0.3%	-	6.0%	0.0%	1.0%	-	3.6%	0.7%	0.1%	0.0%	3.2%	0.0%	0.9%	0.0%	1.4%	0.0%

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 大規模農場とは、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。)第21条の2第8号イからホまでに掲げる頭羽数以上の家畜を飼養する農場。

※ 小規模農場とは、省令第21条の3に定める頭羽数未満の家畜を飼養する農場及び所有者。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「繁殖雌牛」又は「繁殖雄牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖雄牛」。

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	142	うち大規模	3
肉用	全体	491	うち大規模	4

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑤渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑥物品の消毒等	3.⑦衣服等の海外での使用歴確認	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止
遵守農場数(乳用牛)	141 (99.3%)	140 (98.6%)	132 (93.0%)	139 (97.9%)	119 (83.8%)	136 (95.8%)	133 (93.7%)	138 (97.2%)	135 (95.1%)	135 (95.1%)	126 (88.7%)
遵守農場数(肉用牛)	466 (94.9%)	443 (90.2%)	415 (84.5%)	463 (94.3%)	376 (76.6%)	429 (87.4%)	421 (85.7%)	418 (85.1%)	413 (84.1%)	406 (82.7%)	432 (88.0%)
	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認
遵守農場数(乳用牛)	141 (99.3%)	136 (95.8%)	138 (97.2%)	140 (98.6%)	141 (99.3%)	141 (99.3%)	142 (100.0%)	139 (97.9%)	141 (99.3%)	142 (100.0%)	136 (95.8%)
遵守農場数(肉用牛)	470 (95.7%)	402 (81.9%)	427 (87.0%)	407 (82.9%)	423 (86.2%)	467 (95.1%)	468 (95.3%)	452 (92.1%)	476 (96.9%)	477 (97.1%)	427 (87.0%)
	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導	9.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数(乳用牛)	133 (93.7%)	139 (97.9%)	138 (97.2%)	125 (88.0%)	128 (90.1%)	125 (88.0%)	135 (95.1%)	134 (94.4%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	
遵守農場数(肉用牛)	408 (83.1%)	462 (94.1%)	423 (86.2%)	428 (87.2%)	359 (73.1%)	332 (67.6%)	403 (82.1%)	392 (79.8%)	4 (100.0%)	4 (100.0%)	

② 馬

対象農場数			
全体	30	うち大規模	0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	4.①厩舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空房の清掃等
遵守農場数	30 (100.0%)	29 (96.7%)	29 (96.7%)	29 (96.7%)	27 (90.0%)	29 (96.7%)	29 (96.7%)	30 (100.0%)	28 (93.3%)	30 (100.0%)	29 (96.7%)
	6.①異状時の獣医師の受診	6.②健康観察	6.③導入元の疾病発生状況等の確認	6.④導入家畜の隔離の実施	6.⑤移動前の健康状態の確認	6.⑥死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①導入等に関する記録の作成・保管	7.②異状に関する記録の作成・保管	8.①獣医師の定期指導	8.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	28 (93.3%)	29 (96.7%)	-	-	

③ 豚

対象農場数			
全体	32	うち大規模	9

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数	29 (90.6%)	30 (93.8%)	31 (96.9%)	29 (90.6%)	27 (84.4%)	31 (96.9%)	29 (90.6%)	31 (96.9%)	29 (90.6%)	31 (96.9%)	29 (90.6%)
	3.⑨適切に処理された食品循環資源の利用	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数	28 (87.5%)	29 (90.6%)	31 (96.9%)	28 (87.5%)	29 (90.6%)	30 (93.8%)	31 (96.9%)	31 (96.9%)	31 (96.9%)	29 (90.6%)	31 (96.9%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数	32 (100.0%)	32 (100.0%)	31 (96.9%)	31 (96.9%)	30 (93.8%)	28 (87.5%)	26 (81.3%)	25 (78.1%)	30 (93.8%)	29 (90.6%)	9 (100.0%)
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数	9 (100.0%)										

④ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	97	うち大規模	32
肉用	全体	16	うち大規模	2

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数(採卵)	96 (99.0%)	91 (93.8%)	83 (85.6%)	95 (97.9%)	86 (88.7%)	92 (94.8%)	87 (89.7%)	93 (95.9%)	92 (94.8%)	90 (92.8%)	90 (92.8%)
遵守農場数(肉用)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	15 (93.8%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	15 (93.8%)	16 (100.0%)	15 (93.8%)
	4.①家きん舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③防鳥ネット等の定期的修繕	4.④家きん舎の修繕	4.⑤死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空舎の清掃等	5.③適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数(採卵)	90 (92.8%)	78 (80.4%)	93 (95.9%)	93 (95.9%)	92 (94.8%)	90 (92.8%)	91 (93.8%)	95 (97.9%)	95 (97.9%)	94 (96.9%)	90 (92.8%)
遵守農場数(肉用)	16 (100.0%)	15 (93.8%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家きんの隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数(採卵)	96 (99.0%)	92 (94.8%)	91 (93.8%)	94 (96.9%)	92 (94.8%)	74 (76.3%)	81 (83.5%)	81 (83.5%)	91 (93.8%)	90 (92.8%)	31 (96.9%)
遵守農場数(肉用)	16 (100.0%)	14 (87.5%)	13 (81.3%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	15 (93.8%)	15 (93.8%)	14 (87.5%)	14 (87.5%)	-
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数(採卵)	30 (93.8%)										
遵守農場数(肉用)	-										

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の9.及び馬の8.については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2.飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

2. 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況等(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

行政手続法の規定による指導・助言		法第12条の5の規定による指導・助言		法第12条の6第1項の規定による勧告		法第12条の6第2項の規定による命令	
実農場数	延べ回数	農場数	回数	農場数	回数	農場数	回数
1	1	0	0	0	0	0	0

※ 行政手続法の規定による指導・助言は、同法第2条第6号の行政指導に該当するもの(口頭により行われたものを含む)。
 ※ 1回の農場立入りで複数の指導・助言を行った場合は、1回として集計。
 ※ 上記の指導・助言、勧告並びに命令は、当該年の前年度の家畜保健衛生所における実績(改善済の農場を含む)。

3. 家畜防疫員の確保の状況

(平成30年4月1日現在)

総計	獣 医 師																		獣医師以外の者	
	合計 A+B+ C+D	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体					個人診療 C		
		計 A	本 庁			都 道 府 県					保健所	市町村	その他	計 B	農業共済団体	農業協同組合	その他			
			家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他	地方農林事務所等	家畜保健衛生所	畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所										
81	81	81	9	1	1	1	59	7	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

4. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
1,510	1,462	48	96.8%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

山口県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(平成30年2月1日現在)

農場数	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	57	1	1	55	423	4	20	399	1	0	1	0	4	0	3	1	28	0	6	22	12	0	9	3
全国	14,573	498	56	14,019	42,631	867	1,499	40,265	10	0	2	8	179	0	97	82	4,674	38	1,050	3,586	948	0	551	397
全国シェア	0.4%	0.2%	1.8%	0.4%	1.0%	0.5%	1.3%	1.0%	10.0%	-	50.0%	0.0%	2.2%	-	3.1%	1.2%	0.6%	0.0%	0.6%	0.6%	1.3%	-	1.6%	0.8%
頭羽数	2,835	206	1	2,628	15,238	3,800	20	11,418	1	0	1	0	26	0	5	21	182	0	6	176	47	0	18	29
全国	1,339,918	281,236	56	1,058,626	2,391,034	818,673	1,499	1,570,862	84	0	2	82	3,589	0	208	3,381	75,597	20,746	1,050	53,801	19,785	0	1,352	18,433
全国シェア	0.2%	0.1%	1.8%	0.2%	0.6%	0.5%	1.3%	0.7%	1.2%	-	50.0%	0.0%	0.7%	-	2.4%	0.6%	0.2%	0.0%	0.6%	0.3%	0.2%	-	1.3%	0.2%

農場数	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	134	0	120	14	19	3	4	12	15	0	12	3	558	7	513	38	59	2	6	51	22	0	22	0
全国	3,870	0	3,112	758	5,281	811	433	4,037	235	0	177	58	16,444	562	12,306	3,576	4,312	363	573	3,376	858	12	768	78
全国シェア	3.5%	-	3.9%	1.8%	0.4%	0.4%	0.9%	0.3%	6.4%	-	6.8%	5.2%	3.4%	1.2%	4.2%	1.1%	1.4%	0.6%	1.0%	1.5%	2.6%	0.0%	2.9%	0.0%
頭羽数	416	0	195	221	21,958	15,881	8	6,069	54	0	19	35	2,086,058	1,504,391	7,634	574,033	1,598,223	261,700	47	1,336,476	108	0	108	0
全国	18,996	432	6,682	11,882	8,851,067	5,609,721	864	3,240,482	1,290	0	343	947	192,320,078	137,989,642	177,340	54,153,096	151,950,062	46,317,146	8,925	105,623,991	429,196	250,313	6,084	172,799
全国シェア	2.2%	0.0%	2.9%	1.9%	0.2%	0.3%	0.9%	0.2%	4.2%	-	5.5%	3.7%	1.1%	1.1%	4.3%	1.1%	1.1%	0.6%	0.5%	1.3%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%

農場数	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥							
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数							
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外				
農場数	6	0	6	0	7	0	6	1	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国	352	20	304	28	294	0	244	50	162	0	127	35	81	1	75	5	136	0	134	2	0	0	0	0
全国シェア	1.7%	0.0%	2.0%	0.0%	2.4%	-	2.5%	2.0%	3.1%	-	3.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
頭羽数	31	0	31	0	288	0	138	150	25	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国	4,440,178	3,551,266	2,715	886,197	51,555	0	2,886	48,669	3,500	0	389	3,111	19,932	13,000	790	6,142	1,726	170	1,124	432	0	0	0	0
全国シェア	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	0.6%	-	4.8%	0.3%	0.7%	-	6.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 大規模農場とは、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。)第21条の2第8号イからホまでに掲げる頭羽数以上の家畜を飼養する農場。

※ 小規模農場とは、省令第21条の3に定める頭羽数未満の家畜を飼養する農場及び所有者。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	56	うち大規模	1
肉用	全体	403	うち大規模	4

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑤渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑥物品の消毒等	3.⑦衣服等の海外での使用歴確認	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止
遵守農場数(乳用牛)	54 (96.4%)	54 (96.4%)	50 (89.3%)	53 (94.6%)	49 (87.5%)	54 (96.4%)	52 (92.9%)	51 (91.1%)	55 (98.2%)	54 (96.4%)	49 (87.5%)
遵守農場数(肉用牛)	386 (95.8%)	378 (93.8%)	366 (90.8%)	380 (94.3%)	351 (87.1%)	379 (94.0%)	377 (93.5%)	380 (94.3%)	373 (92.6%)	374 (92.8%)	361 (89.6%)
	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認
遵守農場数(乳用牛)	56 (100.0%)	54 (96.4%)	54 (96.4%)	56 (100.0%)	53 (94.6%)	56 (100.0%)	55 (98.2%)	55 (98.2%)	56 (100.0%)	56 (100.0%)	56 (100.0%)
遵守農場数(肉用牛)	393 (97.5%)	372 (92.3%)	369 (91.6%)	375 (93.1%)	376 (93.3%)	396 (98.3%)	391 (97.0%)	387 (96.0%)	391 (97.0%)	389 (96.5%)	375 (93.1%)
	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導	9.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数(乳用牛)	48 (85.7%)	56 (100.0%)	55 (98.2%)	56 (100.0%)	53 (94.6%)	49 (87.5%)	54 (96.4%)	53 (94.6%)	-	-	
遵守農場数(肉用牛)	369 (91.6%)	388 (96.3%)	377 (93.5%)	403 (100.0%)	363 (90.1%)	351 (87.1%)	370 (91.8%)	364 (90.3%)	4 (100.0%)	4 (100.0%)	

② 馬

対象農場数			
全体	22	うち大規模	0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	4.①厩舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空房の清掃等
遵守農場数	22 (100.0%)	20 (90.9%)	20 (90.9%)	21 (95.5%)	17 (77.3%)	19 (86.4%)	21 (95.5%)	22 (100.0%)	21 (95.5%)	21 (95.5%)	22 (100.0%)
	6.①異状時の獣医師の受診	6.②健康観察	6.③導入元の疾病発生状況等の確認	6.④導入家畜の隔離の実施	6.⑤移動前の健康状態の確認	6.⑥死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①導入等に関する記録の作成・保管	7.②異状に関する記録の作成・保管	8.①獣医師の定期指導	8.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数	22 (100.0%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)	21 (95.5%)	20 (90.9%)	-	-	

③ 豚

対象農場数			
全体	15	うち大規模	3

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数	14 (93.3%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	13 (86.7%)
	3.⑨適切に処理された食品循環資源の利用	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数	14 (93.3%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	14 (93.3%)	12 (80.0%)	14 (93.3%)	15 (100.0%)	3 (100.0%)
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数	3 (100.0%)										

④ 鶏

対象農場数			
採卵	全体	45	うち大規模 7
肉用	全体	53	うち大規模 2

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数(採卵)	44 (97.8%)	42 (93.3%)	42 (93.3%)	45 (100.0%)	40 (88.9%)	42 (93.3%)	39 (86.7%)	44 (97.8%)	43 (95.6%)	43 (95.6%)	41 (91.1%)
遵守農場数(肉用)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)
	4.①家きん舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③防鳥ネット等の定期的修繕	4.④家きん舎の修繕	4.⑤死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空舎の清掃等	5.③適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数(採卵)	43 (95.6%)	41 (91.1%)	44 (97.8%)	44 (97.8%)	43 (95.6%)	43 (95.6%)	42 (93.3%)	45 (100.0%)	44 (97.8%)	43 (95.6%)	38 (84.4%)
遵守農場数(肉用)	53 (100.0%)	52 (98.1%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家きんの隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数(採卵)	43 (95.6%)	42 (93.3%)	42 (93.3%)	43 (95.6%)	42 (93.3%)	45 (100.0%)	38 (84.4%)	37 (82.2%)	41 (91.1%)	41 (91.1%)	7 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	53 (100.0%)	-
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数(採卵)	7 (100.0%)										
遵守農場数(肉用)	-										

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の9.及び馬の8については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

2. 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況等(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

行政手続法の規定による指導・助言		法第12条の5の規定による指導・助言		法第12条の6第1項の規定による勧告		法第12条の6第2項の規定による命令	
実農場数	延べ回数	農場数	回数	農場数	回数	農場数	回数
135	165	0	0	0	0	0	0

※ 行政手続法の規定による指導・助言は、同法第2条第6号の行政指導に該当するもの(口頭により行われたものを含む)。
 ※ 1回の農場立入りで複数の指導・助言を行った場合は、1回として集計。
 ※ 上記の指導・助言、勧告並びに命令は、当該年の前年度の家畜保健衛生所における実績(改善済の農場を含む)。

3. 家畜防疫員の確保の状況

(平成30年4月1日現在)

総計	獣 医 師																		獣医師以外の者
	合計 A+B+ C+D	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体					個人診療 C	
		計 A	本 庁			都 道 府 県					保健所	市町村	その他	計 B	農業共済団体	農業協同組合	その他		
			家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他	地方農林事務所等	家畜保健衛生所	畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所									
94	75	67	6	0	0	4	43	13	0	1	0	0	0	8	0	0	8	0	19

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

4. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
1,350	1,350	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

徳島県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(平成30年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	105	2	0	103	187	3	2	182	0	0	0	0	2	0	0	2	14	0	2	12	1	0	1	0
全国	14,573	498	56	14,019	42,631	867	1,499	40,265	10	0	2	8	179	0	97	82	4,674	38	1,050	3,586	948	0	551	397
全国シェア	0.7%	0.4%	0.0%	0.7%	0.4%	0.3%	0.1%	0.5%	0.0%	-	0.0%	0.0%	1.1%	-	0.0%	2.4%	0.3%	0.0%	0.2%	0.3%	0.1%	-	0.2%	0.0%
頭羽数	4,568	1,094	0	3,474	22,650	5,775	2	16,873	0	0	0	0	33	0	0	33	98	0	2	96	4	0	4	0
全国	1,339,918	281,236	56	1,058,626	2,391,034	818,673	1,499	1,570,862	84	0	2	82	3,589	0	208	3,381	75,597	20,746	1,050	53,801	19,785	0	1,352	18,433
全国シェア	0.3%	0.4%	0.0%	0.3%	0.9%	0.7%	0.1%	1.1%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.9%	-	0.0%	1.0%	0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-	0.3%	0.0%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	22	0	20	2	26	4	2	20	4	0	3	1	219	3	175	41	333	4	125	204	3	0	3	0
全国	3,870	0	3,112	758	5,281	811	433	4,037	235	0	177	58	16,444	562	12,306	3,576	4,312	363	573	3,376	858	12	768	78
全国シェア	0.6%	-	0.6%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	1.7%	-	1.7%	1.7%	1.3%	0.5%	1.4%	1.1%	7.7%	1.1%	21.8%	6.0%	0.3%	0.0%	0.4%	0.0%
頭羽数	63	0	44	19	40,575	27,224	5	13,346	12	0	3	9	1,099,816	483,876	1,842	614,098	4,507,569	588,900	1,286	3,917,383	12	0	12	0
全国	18,996	432	6,682	11,882	8,851,067	5,609,721	864	3,240,482	1,290	0	343	947	192,320,078	137,989,642	177,340	54,153,096	151,950,062	46,317,146	8,925	105,623,991	429,196	250,313	6,084	172,799
全国シェア	0.3%	0.0%	0.7%	0.2%	0.5%	0.5%	0.6%	0.4%	0.9%	-	0.9%	1.0%	0.6%	0.4%	1.0%	1.1%	3.0%	1.3%	14.4%	3.7%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		
農場数	2	0	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	2	0	1	0	1	0
全国	352	20	304	28	294	0	244	50	162	0	127	35	81	1	75	5	136	0	134	2
全国シェア	0.6%	0.0%	0.7%	0.0%	0.7%	-	0.8%	0.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	2.5%	0.0%	2.7%	0.0%	0.7%	-	0.7%	0.0%
頭羽数	10	0	10	0	20	0	20	0	0	0	0	0	4	0	4	0	1	0	1	0
全国	4,440,178	3,551,266	2,715	886,197	51,555	0	2,886	48,669	3,500	0	389	3,111	19,932	13,000	790	6,142	1,726	170	1,124	432
全国シェア	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	-	0.7%	0.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 大規模農場とは、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。)第21条の2第8号イからホまでに掲げる頭羽数以上の家畜を飼養する農場。

※ 小規模農場とは、省令第21条の3に定める頭羽数未満の家畜を飼養する農場及び所有者。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	105	うち大規模	2
肉用	全体	185	うち大規模	3

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑤渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑥物品の消毒等	3.⑦衣服等の海外での使用歴確認	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止
遵守農場数(乳用牛)	104 (99.0%)	100 (95.2%)	83 (79.0%)	95 (90.5%)	18 (17.1%)	70 (66.7%)	104 (99.0%)	105 (100.0%)	102 (97.1%)	105 (100.0%)	51 (48.6%)
遵守農場数(肉用牛)	182 (98.4%)	180 (97.3%)	163 (88.1%)	151 (81.6%)	69 (37.3%)	117 (63.2%)	178 (96.2%)	178 (96.2%)	176 (95.1%)	175 (94.6%)	112 (60.5%)
	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認
遵守農場数(乳用牛)	104 (99.0%)	61 (58.1%)	99 (94.3%)	101 (96.2%)	97 (92.4%)	102 (97.1%)	105 (100.0%)	105 (100.0%)	105 (100.0%)	105 (100.0%)	105 (100.0%)
遵守農場数(肉用牛)	181 (97.8%)	109 (58.9%)	172 (93.0%)	177 (95.7%)	177 (95.7%)	182 (98.4%)	183 (98.9%)	182 (98.4%)	184 (99.5%)	183 (98.9%)	180 (97.3%)
	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導	9.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数(乳用牛)	101 (96.2%)	104 (99.0%)	82 (78.1%)	104 (99.0%)	61 (58.1%)	60 (57.1%)	103 (98.1%)	101 (96.2%)	-	-	
遵守農場数(肉用牛)	162 (87.6%)	183 (98.9%)	134 (72.4%)	171 (92.4%)	101 (54.6%)	96 (51.9%)	176 (95.1%)	177 (95.7%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	

② 馬

対象農場数			
全体	12	うち大規模	0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	4.①厩舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空房の清掃等
遵守農場数	11 (91.7%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	10 (83.3%)	9 (75.0%)	10 (83.3%)	11 (91.7%)	12 (100.0%)	10 (83.3%)	12 (100.0%)	11 (91.7%)
	6.①異状時の獣医師の受診	6.②健康観察	6.③導入元の疾病発生状況等の確認	6.④導入家畜の隔離の実施	6.⑤移動前の健康状態の確認	6.⑥死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①導入等に関する記録の作成・保管	7.②異状に関する記録の作成・保管	8.①獣医師の定期指導	8.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数	12 (100.0%)	12 (100.0%)	11 (91.7%)	10 (83.3%)	11 (91.7%)	11 (91.7%)	11 (91.7%)	10 (83.3%)	-	-	

③ 豚

対象農場数			
全体	24	うち大規模	4

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	23 (95.8%)	20 (83.3%)	24 (100.0%)	23 (95.8%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)
	3.⑨適切に処理された食品循環資源の利用	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数	24 (100.0%)	17 (70.8%)	23 (95.8%)	18 (75.0%)	24 (100.0%)	23 (95.8%)	22 (91.7%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)	24 (100.0%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数	24 (100.0%)	24 (100.0%)	22 (91.7%)	24 (100.0%)	20 (83.3%)	19 (79.2%)	18 (75.0%)	16 (66.7%)	24 (100.0%)	22 (91.7%)	4 (100.0%)
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数	4 (100.0%)										

④ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	44	うち大規模	3
肉用	全体	208	うち大規模	4

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数(採卵)	43 (97.7%)	44 (100.0%)	42 (95.5%)	42 (95.5%)	39 (88.6%)	42 (95.5%)	44 (100.0%)	42 (95.5%)	42 (95.5%)	41 (93.2%)	42 (95.5%)
遵守農場数(肉用)	208 (100.0%)	208 (100.0%)	207 (99.5%)	208 (100.0%)	203 (97.6%)	205 (98.6%)	202 (97.1%)	208 (100.0%)	208 (100.0%)	208 (100.0%)	208 (100.0%)
	4.①家きん舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③防鳥ネット等の定期的修繕	4.④家きん舎の修繕	4.⑤死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空舎の清掃等	5.③適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数(採卵)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	42 (95.5%)	43 (97.7%)	42 (95.5%)	43 (97.7%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	43 (97.7%)
遵守農場数(肉用)	208 (100.0%)	208 (100.0%)	208 (100.0%)	207 (99.5%)	207 (99.5%)	208 (100.0%)	207 (99.5%)	208 (100.0%)	208 (100.0%)	208 (100.0%)	208 (100.0%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家きんの隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数(採卵)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	44 (100.0%)	25 (56.8%)	41 (93.2%)	40 (90.9%)	44 (100.0%)	43 (97.7%)	2 (66.7%)
遵守農場数(肉用)	208 (100.0%)	196 (94.2%)	206 (99.0%)	208 (100.0%)	206 (99.0%)	151 (72.6%)	200 (96.2%)	181 (87.0%)	208 (100.0%)	208 (100.0%)	4 (100.0%)
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数(採卵)	2 (66.7%)										
遵守農場数(肉用)	4 (100.0%)										

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の9.及び馬の8については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2.飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況等(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

行政手続法の規定による指導・助言		法第12条の5の規定による指導・助言		法第12条の6第1項の規定による勧告		法第12条の6第2項の規定による命令	
実農場数	延べ回数	農場数	回数	農場数	回数	農場数	回数
569	574	0	0	0	0	0	0

- ※ 行政手続法の規定による指導・助言は、同法第2条第6号の行政指導に該当するもの(口頭により行われたものを含む)。
- ※ 1回の農場立入りで複数の指導・助言を行った場合は、1回として集計。
- ※ 上記の指導・助言、勧告並びに命令は、当該年の前年度の家畜保健衛生所における実績(改善済の農場を含む)。

3. 家畜防疫員の確保の状況

(平成30年4月1日現在)

総計	獣 医 師																		
	合計 A+B+ C+D	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体					個人診療 C	獣医師以外の者 D
		計 A	都 道 府 県			保健所	市町村	その他	計 B	農業共済団体	農業協同組合	その他							
			本 庁	地方農林事務所等	家畜保健衛生所								畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所				
家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他																	
61	61	61	9	0	1	3	34	10	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

4. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
923	923	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

香川県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(平成30年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	81	5	0	76	158	19	1	138	0	0	0	0	2	0	1	1	27	0	7	20	4	0	3	1
全国	14,573	498	56	14,019	42,631	867	1,499	40,265	10	0	2	8	179	0	97	82	4,674	38	1,050	3,586	948	0	551	397
全国シェア	0.6%	1.0%	0.0%	0.5%	0.4%	2.2%	0.1%	0.3%	0.0%	-	0.0%	0.0%	1.1%	-	1.0%	1.2%	0.6%	0.0%	0.7%	0.6%	0.4%	-	0.5%	0.3%
頭羽数	5,256	2,101	0	3,155	20,060	12,037	1	8,022	0	0	0	0	13	0	1	12	113	0	7	106	20	0	8	12
全国	1,339,918	281,236	56	1,058,626	2,391,034	818,673	1,499	1,570,862	84	0	2	82	3,589	0	208	3,381	75,597	20,746	1,050	53,801	19,785	0	1,352	18,433
全国シェア	0.4%	0.7%	0.0%	0.3%	0.8%	1.5%	0.1%	0.5%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.4%	-	0.5%	0.4%	0.1%	0.0%	0.7%	0.2%	0.1%	-	0.6%	0.1%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	36	0	31	5	36	8	1	27	1	0	1	0	143	62	23	58	70	61	0	9	2	0	2	0
全国	3,870	0	3,112	758	5,281	811	433	4,037	235	0	177	58	16,444	562	12,306	3,576	4,312	363	573	3,376	858	12	768	78
全国シェア	0.9%	-	1.0%	0.7%	0.7%	1.0%	0.2%	0.7%	0.4%	-	0.6%	0.0%	0.9%	11.0%	0.2%	1.6%	1.6%	16.8%	0.0%	0.3%	0.2%	0.0%	0.3%	0.0%
頭羽数	142	0	81	61	38,761	22,466	1	16,294	1	0	1	0	5,949,823	4,922,575	494	1,026,754	2,010,202	1,817,502	0	192,700	47	0	47	0
全国	18,996	432	6,682	11,882	8,851,067	5,609,721	864	3,240,482	1,290	0	343	947	192,320,078	137,989,642	177,340	54,153,096	151,950,062	46,317,146	8,925	105,623,991	429,196	250,313	6,084	172,799
全国シェア	0.7%	0.0%	1.2%	0.5%	0.4%	0.4%	0.1%	0.5%	0.1%	-	0.3%	0.0%	3.1%	3.6%	0.3%	1.9%	1.3%	3.9%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		
農場数	2	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
全国	352	20	304	28	294	0	244	50	162	0	127	35	81	1	75	5	136	0	134	2
全国シェア	0.6%	0.0%	0.3%	3.6%	0.3%	-	0.4%	0.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%
頭羽数	518	0	3	515	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国	4,440,178	3,551,266	2,715	886,197	51,555	0	2,886	48,669	3,500	0	389	3,111	19,932	13,000	790	6,142	1,726	170	1,124	432
全国シェア	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 大規模農場とは、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。)第21条の2第8号イからホまでに掲げる頭羽数以上の家畜を飼養する農場。

※ 小規模農場とは、省令第21条の3に定める頭羽数未満の家畜を飼養する農場及び所有者。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「繁殖雌牛」又は「繁殖雄牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖雄牛」。

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	81	うち大規模	5
肉用	全体	157	うち大規模	19

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑤渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑥物品の消毒等	3.⑦衣服等の海外での使用歴確認	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止
遵守農場数(乳用牛)	81 (100.0%)	81 (100.0%)	80 (98.8%)	81 (100.0%)	65 (80.2%)	78 (96.3%)	80 (98.8%)	76 (93.8%)	79 (97.5%)	76 (93.8%)	55 (67.9%)
遵守農場数(肉用牛)	156 (99.4%)	157 (100.0%)	157 (100.0%)	157 (100.0%)	126 (80.3%)	146 (93.0%)	156 (99.4%)	131 (83.4%)	134 (85.4%)	131 (83.4%)	126 (80.3%)
	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認
遵守農場数(乳用牛)	80 (98.8%)	79 (97.5%)	80 (98.8%)	78 (96.3%)	81 (100.0%)	81 (100.0%)	81 (100.0%)	81 (100.0%)	81 (100.0%)	81 (100.0%)	79 (97.5%)
遵守農場数(肉用牛)	154 (98.1%)	146 (93.0%)	146 (93.0%)	146 (93.0%)	147 (93.6%)	157 (100.0%)	157 (100.0%)	157 (100.0%)	157 (100.0%)	156 (99.4%)	156 (99.4%)
	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導	9.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数(乳用牛)	79 (97.5%)	81 (100.0%)	79 (97.5%)	73 (90.1%)	35 (43.2%)	48 (59.3%)	79 (97.5%)	78 (96.3%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	
遵守農場数(肉用牛)	148 (94.3%)	157 (100.0%)	156 (99.4%)	138 (87.9%)	103 (65.6%)	104 (66.2%)	152 (96.8%)	145 (92.4%)	17 (89.5%)	19 (100.0%)	

② 馬

対象農場数			
全体	20	うち大規模	0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	4.①厩舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空房の清掃等
遵守農場数	20 (100.0%)	20 (100.0%)	18 (90.0%)	19 (95.0%)	9 (45.0%)	12 (60.0%)	19 (95.0%)	20 (100.0%)	18 (90.0%)	19 (95.0%)	18 (90.0%)
	6.①異状時の獣医師の受診	6.②健康観察	6.③導入元の疾病発生状況等の確認	6.④導入家畜の隔離の実施	6.⑤移動前の健康状態の確認	6.⑥死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①導入等に関する記録の作成・保管	7.②異状に関する記録の作成・保管	8.①獣医師の定期指導	8.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数	20 (100.0%)	18 (90.0%)	17 (85.0%)	19 (95.0%)	19 (95.0%)	19 (95.0%)	17 (85.0%)	17 (85.0%)	-	-	

③ 豚

対象農場数			
全体	35	うち大規模	8

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数	35 (100.0%)	35 (100.0%)	35 (100.0%)	35 (100.0%)	33 (94.3%)	33 (94.3%)	24 (68.6%)	35 (100.0%)	34 (97.1%)	35 (100.0%)	31 (88.6%)
	3.⑨適切に処理された食品循環資源の利用	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数	12 (34.3%)	33 (94.3%)	33 (94.3%)	35 (100.0%)	35 (100.0%)	34 (97.1%)	35 (100.0%)	35 (100.0%)	35 (100.0%)	35 (100.0%)	34 (97.1%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数	35 (100.0%)	35 (100.0%)	34 (97.1%)	35 (100.0%)	34 (97.1%)	32 (91.4%)	31 (88.6%)	28 (80.0%)	35 (100.0%)	35 (100.0%)	8 (100.0%)
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数	8 (100.0%)										

④ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	120	うち大規模	62
肉用	全体	70	うち大規模	61

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数(採卵)	120 (100.0%)	120 (100.0%)	120 (100.0%)	120 (100.0%)	118 (98.3%)	119 (99.2%)	108 (90.0%)	120 (100.0%)	118 (98.3%)	120 (100.0%)	118 (98.3%)
遵守農場数(肉用)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	69 (98.6%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)
	4.①家きん舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③防鳥ネット等の定期的修繕	4.④家きん舎の修繕	4.⑤死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空舎の清掃等	5.③適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数(採卵)	118 (98.3%)	116 (96.7%)	114 (95.0%)	115 (95.8%)	116 (96.7%)	119 (99.2%)	119 (99.2%)	120 (100.0%)	120 (100.0%)	120 (100.0%)	119 (99.2%)
遵守農場数(肉用)	70 (100.0%)	69 (98.6%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家きんの隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数(採卵)	120 (100.0%)	119 (99.2%)	119 (99.2%)	120 (100.0%)	120 (100.0%)	82 (68.3%)	110 (91.7%)	106 (88.3%)	119 (99.2%)	117 (97.5%)	61 (98.4%)
遵守農場数(肉用)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	69 (98.6%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	12 (17.1%)	70 (100.0%)	69 (98.6%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	55 (90.2%)
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数(採卵)	62 (100.0%)										
遵守農場数(肉用)	55 (90.2%)										

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の9.及び馬の8については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2.飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況等(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

行政手続法の規定による指導・助言		法第12条の5の規定による指導・助言		法第12条の6第1項の規定による勧告		法第12条の6第2項の規定による命令	
実農場数	延べ回数	農場数	回数	農場数	回数	農場数	回数
0	0	0	0	0	0	0	0

※ 行政手続法の規定による指導・助言は、同法第2条第6号の行政指導に該当するもの(口頭により行われたものを含む)。

※ 1回の農場立入りで複数の指導・助言を行った場合は、1回として集計。

※ 上記の指導・助言、勧告並びに命令は、当該年の前年度の家畜保健衛生所における実績(改善済の農場を含む)。

3. 家畜防疫員の確保の状況

(平成30年4月1日現在)

総計	獣 医 師																		獣医師以外の者
	合計 A+B+ C+D	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体					個人診療 C	
		計 A	都 道 府 県			保健所	市町村	その他	計 B	農業 共済団体	農業 協同組合	その他							
			本 庁	地方 農林 事務所等	家畜 保健 衛生所								畜産 試験場等	地方 衛生 研究所	食肉 衛生 検査所				
57	57	57	12	3	0	0	24	9	0	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

4. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
563	563	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

愛媛県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(平成30年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	108	1	0	107	171	3	6	162	1	0	1	0	6	0	1	5	44	0	25	19	9	0	7	2
全国	14,573	498	56	14,019	42,631	867	1,499	40,265	10	0	2	8	179	0	97	82	4,674	38	1,050	3,586	948	0	551	397
全国シェア	0.7%	0.2%	0.0%	0.8%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	10.0%	-	50.0%	0.0%	3.4%	-	1.0%	6.1%	0.9%	0.0%	2.4%	0.5%	0.9%	-	1.3%	0.5%
頭羽数	5,384	537	0	4,847	10,559	1,592	6	8,961	1	0	1	0	142	0	4	138	195	0	25	170	31	0	15	16
全国	1,339,918	281,236	56	1,058,626	2,391,034	818,673	1,499	1,570,862	84	0	2	82	3,589	0	208	3,381	75,597	20,746	1,050	53,801	19,785	0	1,352	18,433
全国シェア	0.4%	0.2%	0.0%	0.5%	0.4%	0.2%	0.4%	0.6%	1.2%	-	50.0%	0.0%	4.0%	-	1.9%	4.1%	0.3%	0.0%	2.4%	0.3%	0.2%	-	1.1%	0.1%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	79	0	74	5	116	14	5	97	18	0	13	5	360	10	271	79	54	2	5	47	10	0	10	0
全国	3,870	0	3,112	758	5,281	811	433	4,037	235	0	177	58	16,444	562	12,306	3,576	4,312	363	573	3,376	858	12	768	78
全国シェア	2.0%	-	2.4%	0.7%	2.2%	1.7%	1.2%	2.4%	7.7%	-	7.3%	8.6%	2.2%	1.8%	2.2%	2.2%	1.3%	0.6%	0.9%	1.4%	1.2%	0.0%	1.3%	0.0%
頭羽数	227	0	148	79	183,237	98,721	6	84,510	180	0	26	154	2,741,173	1,476,708	4,222	1,260,243	1,169,834	263,400	194	906,240	99	0	99	0
全国	18,996	432	6,682	11,882	8,851,067	5,609,721	864	3,240,482	1,290	0	343	947	192,320,078	137,989,642	177,340	54,153,096	151,950,062	46,317,146	8,925	105,623,991	429,196	250,313	6,084	172,799
全国シェア	1.2%	0.0%	2.2%	0.7%	2.1%	1.8%	0.7%	2.6%	14.0%	-	7.6%	16.3%	1.4%	1.1%	2.4%	2.3%	0.8%	0.6%	2.2%	0.9%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥							
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数							
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外						
農場数	2	0	2	0	16	0	6	10	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0
全国	352	20	304	28	294	0	244	50	162	0	127	35	81	1	75	5	136	0	134	2	0	0	0	0
全国シェア	0.6%	0.0%	0.7%	0.0%	5.4%	-	2.5%	20.0%	1.2%	-	1.6%	0.0%	1.2%	0.0%	1.3%	0.0%	0.7%	-	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
頭羽数	28	0	28	0	13,006	0	119	12,887	8	0	8	0	6	0	6	0	5	0	5	0	0	0	0	0
全国	4,440,178	3,551,266	2,715	886,197	51,555	0	2,886	48,669	3,500	0	389	3,111	19,932	13,000	790	6,142	1,726	170	1,124	432	0	0	0	0
全国シェア	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	25.2%	-	4.1%	26.5%	0.2%	-	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	0.3%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 大規模農場とは、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。)第21条の2第8号イからホまでに掲げる頭羽数以上の家畜を飼養する農場。

※ 小規模農場とは、省令第21条の3に定める頭羽数未満の家畜を飼養する農場及び所有者。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「繁殖牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	108	うち大規模	1
肉用	全体	165	うち大規模	3

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑤渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑥物品の消毒等	3.⑦衣服等の海外での使用歴確認	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止
遵守農場数(乳用牛)	108 (100.0%)	108 (100.0%)	106 (98.1%)	107 (99.1%)	96 (88.9%)	104 (96.3%)	108 (100.0%)	105 (97.2%)	107 (99.1%)	102 (94.4%)	107 (99.1%)
遵守農場数(肉用牛)	164 (99.4%)	165 (100.0%)	161 (97.6%)	165 (100.0%)	144 (87.3%)	158 (95.8%)	161 (97.6%)	160 (97.0%)	158 (95.8%)	161 (97.6%)	160 (97.0%)
	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認
遵守農場数(乳用牛)	107 (99.1%)	107 (99.1%)	107 (99.1%)	107 (99.1%)	107 (99.1%)	107 (99.1%)	108 (100.0%)	108 (100.0%)	108 (100.0%)	108 (100.0%)	108 (100.0%)
遵守農場数(肉用牛)	165 (100.0%)	158 (95.8%)	161 (97.6%)	161 (97.6%)	162 (98.2%)	164 (99.4%)	165 (100.0%)	165 (100.0%)	165 (100.0%)	165 (100.0%)	164 (99.4%)
	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導	9.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数(乳用牛)	107 (99.1%)	108 (100.0%)	108 (100.0%)	107 (99.1%)	100 (92.6%)	100 (92.6%)	108 (100.0%)	107 (99.1%)	-	-	
遵守農場数(肉用牛)	164 (99.4%)	165 (100.0%)	165 (100.0%)	162 (98.2%)	149 (90.3%)	147 (89.1%)	162 (98.2%)	155 (93.9%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	

② 馬

対象農場数			
全体	19	うち大規模	0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	4.①厩舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空房の清掃等
遵守農場数	19 (100.0%)	18 (94.7%)	18 (94.7%)	19 (100.0%)	15 (78.9%)	15 (78.9%)	18 (94.7%)	19 (100.0%)	17 (89.5%)	17 (89.5%)	17 (89.5%)
	6.①異状時の獣医師の受診	6.②健康観察	6.③導入元の疾病発生状況等の確認	6.④導入家畜の隔離の実施	6.⑤移動前の健康状態の確認	6.⑥死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①導入等に関する記録の作成・保管	7.②異状に関する記録の作成・保管	8.①獣医師の定期指導	8.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数	18 (94.7%)	18 (94.7%)	15 (78.9%)	15 (78.9%)	15 (78.9%)	15 (78.9%)	17 (89.5%)	15 (78.9%)	-	-	

③ 豚

対象農場数			
全体	111	うち大規模	14

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数	111 (100.0%)	107 (96.4%)	105 (94.6%)	107 (96.4%)	104 (93.7%)	108 (97.3%)	98 (88.3%)	107 (96.4%)	107 (96.4%)	107 (96.4%)	107 (96.4%)
	3.⑨適切に処理された食品循環資源の利用	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数	97 (87.4%)	101 (91.0%)	109 (98.2%)	106 (95.5%)	106 (95.5%)	106 (95.5%)	108 (97.3%)	109 (98.2%)	111 (100.0%)	111 (100.0%)	111 (100.0%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数	111 (100.0%)	108 (97.3%)	105 (94.6%)	110 (99.1%)	104 (93.7%)	95 (85.6%)	100 (90.1%)	93 (83.8%)	108 (97.3%)	102 (91.9%)	14 (100.0%)
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数	14 (100.0%)										

④ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	89	うち大規模	10
肉用	全体	49	うち大規模	2

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数(採卵)	88 (98.9%)	83 (93.3%)	81 (91.0%)	86 (96.6%)	81 (91.0%)	82 (92.1%)	74 (83.1%)	85 (95.5%)	85 (95.5%)	83 (93.3%)	81 (91.0%)
遵守農場数(肉用)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	48 (98.0%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	48 (98.0%)
	4.①家きん舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③防鳥ネット等の定期的修繕	4.④家きん舎の修繕	4.⑤死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空舎の清掃等	5.③適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数(採卵)	85 (95.5%)	77 (86.5%)	87 (97.8%)	85 (95.5%)	86 (96.6%)	84 (94.4%)	85 (95.5%)	89 (100.0%)	87 (97.8%)	85 (95.5%)	84 (94.4%)
遵守農場数(肉用)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家きんの隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数(採卵)	89 (100.0%)	86 (96.6%)	81 (91.0%)	85 (95.5%)	84 (94.4%)	81 (91.0%)	67 (75.3%)	68 (76.4%)	80 (89.9%)	77 (86.5%)	9 (90.0%)
遵守農場数(肉用)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	43 (87.8%)	49 (100.0%)	48 (98.0%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	-
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数(採卵)	10 (100.0%)										
遵守農場数(肉用)	-										

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の9.及び馬の8については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況等(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

行政手続法の規定による指導・助言		法第12条の5の規定による指導・助言		法第12条の6第1項の規定による勧告		法第12条の6第2項の規定による命令	
実農場数	延べ回数	農場数	回数	農場数	回数	農場数	回数
0	0	0	0	0	0	0	0

※ 行政手続法の規定による指導・助言は、同法第2条第6号の行政指導に該当するもの(口頭により行われたものを含む)。
 ※ 1回の農場立入りで複数の指導・助言を行った場合は、1回として集計。
 ※ 上記の指導・助言、勧告並びに命令は、当該年の前年度の家畜保健衛生所における実績(改善済の農場を含む)。

3. 家畜防疫員の確保の状況

(平成30年4月1日現在)

総計	獣 医 師																		獣医師以外の者
	合計 A+B+ C+D	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体					個人診療 C	
		計 A	本 庁			都 道 府 県					保健所	市町村	その他	計 B	農業共済団体	農業協同組合	その他		
			家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他	地方農林事務所等	家畜保健衛生所	畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所									
109	109	109	6	6	6	0	38	7	4	12	27	0	3	0	0	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

4. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
998	998	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

高知県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(平成30年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	62	1	1	60	142	0	12	130	0	0	0	0	0	0	0	0	16	1	4	11	3	0	1	2
全国	14,573	498	56	14,019	42,631	867	1,499	40,265	10	0	2	8	179	0	97	82	4,674	38	1,050	3,586	948	0	551	397
全国シェア	0.4%	0.2%	1.8%	0.4%	0.3%	0.0%	0.8%	0.3%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.3%	2.6%	0.4%	0.3%	0.3%	-	0.2%	0.5%
頭羽数	3,577	482	1	3,094	5,669	0	12	5,657	0	0	0	0	0	0	0	0	683	548	4	131	64	0	1	63
全国	1,339,918	281,236	56	1,058,626	2,391,034	818,673	1,499	1,570,862	84	0	2	82	3,589	0	208	3,381	75,597	20,746	1,050	53,801	19,785	0	1,352	18,433
全国シェア	0.3%	0.2%	1.8%	0.3%	0.2%	0.0%	0.8%	0.4%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.9%	2.6%	0.4%	0.2%	0.3%	-	0.1%	0.3%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	29	0	24	5	19	2	3	14	2	0	1	1	153	1	91	61	17	1	2	14	4	0	2	2
全国	3,870	0	3,112	758	5,281	811	433	4,037	235	0	177	58	16,444	562	12,306	3,576	4,312	363	573	3,376	858	12	768	78
全国シェア	0.7%	-	0.8%	0.7%	0.4%	0.2%	0.7%	0.3%	0.9%	-	0.6%	1.7%	0.9%	0.2%	0.7%	1.7%	0.4%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.0%	0.3%	2.6%
頭羽数	150	0	67	83	27,436	13,571	7	13,858	24	0	4	20	329,462	180,000	2,956	146,506	391,634	200,000	95	191,539	6,815	0	15	6,800
全国	18,996	432	6,682	11,882	8,851,067	5,609,721	864	3,240,482	1,290	0	343	947	192,320,078	137,989,642	177,340	54,153,096	151,950,062	46,317,146	8,925	105,623,991	429,196	250,313	6,084	172,799
全国シェア	0.8%	0.0%	1.0%	0.7%	0.3%	0.2%	0.8%	0.4%	1.9%	-	1.2%	2.1%	0.2%	0.1%	1.7%	0.3%	0.3%	0.4%	1.1%	0.2%	1.6%	0.0%	0.2%	3.9%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		
農場数	0	0	0	0	6	0	0	6	1	0	1	0	2	0	2	0	6	0	6	0
全国	352	20	304	28	294	0	244	50	162	0	127	35	81	1	75	5	136	0	134	2
全国シェア	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	-	0.0%	12.0%	0.6%	-	0.8%	0.0%	2.5%	0.0%	2.7%	0.0%	4.4%	-	4.5%	0.0%
頭羽数	0	0	0	0	6,626	0	0	6,626	2	0	2	0	30	0	30	0	280	0	280	0
全国	4,440,178	3,551,266	2,715	886,197	51,555	0	2,886	48,669	3,500	0	389	3,111	19,932	13,000	790	6,142	1,726	170	1,124	432
全国シェア	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.9%	-	0.0%	13.6%	0.1%	-	0.5%	0.0%	0.2%	0.0%	3.8%	0.0%	16.2%	0.0%	24.9%	0.0%

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 大規模農場とは、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。)第21条の2第8号イからホまでに掲げる頭羽数以上の家畜を飼養する農場。

※ 小規模農場とは、省令第21条の3に定める頭羽数未満の家畜を飼養する農場及び所有者。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	61	うち大規模	1
肉用	全体	130	うち大規模	0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑤渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑥物品の消毒等	3.⑦衣服等の海外での使用歴確認	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止
遵守農場数(乳用牛)	61 (100.0%)	60 (98.4%)	54 (88.5%)	60 (98.4%)	31 (50.8%)	47 (77.0%)	59 (96.7%)	59 (96.7%)	58 (95.1%)	60 (98.4%)	49 (80.3%)
遵守農場数(肉用牛)	127 (97.7%)	128 (98.5%)	121 (93.1%)	100 (76.9%)	73 (56.2%)	78 (60.0%)	106 (81.5%)	124 (95.4%)	124 (95.4%)	120 (92.3%)	122 (93.8%)
	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認
遵守農場数(乳用牛)	61 (100.0%)	57 (93.4%)	54 (88.5%)	61 (100.0%)	55 (90.2%)	59 (96.7%)	61 (100.0%)	61 (100.0%)	61 (100.0%)	61 (100.0%)	58 (95.1%)
遵守農場数(肉用牛)	128 (98.5%)	122 (93.8%)	117 (90.0%)	124 (95.4%)	112 (86.2%)	127 (97.7%)	130 (100.0%)	127 (97.7%)	128 (98.5%)	128 (98.5%)	123 (94.6%)
	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導	9.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数(乳用牛)	55 (90.2%)	61 (100.0%)	60 (98.4%)	57 (93.4%)	41 (67.2%)	42 (68.9%)	48 (78.7%)	50 (82.0%)	-	-	
遵守農場数(肉用牛)	122 (93.8%)	127 (97.7%)	128 (98.5%)	125 (96.2%)	86 (66.2%)	107 (82.3%)	121 (93.1%)	112 (86.2%)	-	-	

② 馬

対象農場数			
全体	12	うち大規模	1

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	4.①厩舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空房の清掃等
遵守農場数	10 (83.3%)	10 (83.3%)	10 (83.3%)	10 (83.3%)	4 (33.3%)	6 (50.0%)	10 (83.3%)	11 (91.7%)	10 (83.3%)	10 (83.3%)	11 (91.7%)
	6.①異状時の獣医師の受診	6.②健康観察	6.③導入元の疾病発生状況等の確認	6.④導入家畜の隔離の実施	6.⑤移動前の健康状態の確認	6.⑥死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①導入等に関する記録の作成・保管	7.②異状に関する記録の作成・保管	8.①獣医師の定期指導	8.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数	11 (91.7%)	11 (91.7%)	10 (83.3%)	8 (66.7%)	11 (91.7%)	11 (91.7%)	9 (75.0%)	8 (66.7%)	-	-	

③ 豚

対象農場数			
全体	16	うち大規模	2

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数	15 (93.8%)	16 (100.0%)	14 (87.5%)	14 (87.5%)	11 (68.8%)	14 (87.5%)	14 (87.5%)	15 (93.8%)	13 (81.3%)	15 (93.8%)	13 (81.3%)
	3.⑨適切に処理された食品循環資源の利用	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数	13 (81.3%)	13 (81.3%)	16 (100.0%)	14 (87.5%)	14 (87.5%)	14 (87.5%)	15 (93.8%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	15 (93.8%)	15 (93.8%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数	16 (100.0%)	15 (93.8%)	14 (87.5%)	16 (100.0%)	15 (93.8%)	15 (93.8%)	11 (68.8%)	11 (68.8%)	14 (87.5%)	10 (62.5%)	-
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数	-										

④ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	62	うち大規模	1
肉用	全体	15	うち大規模	1

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数(採卵)	60 (96.8%)	61 (98.4%)	54 (87.1%)	53 (85.5%)	42 (67.7%)	50 (80.6%)	38 (61.3%)	53 (85.5%)	56 (90.3%)	54 (87.1%)	55 (88.7%)
遵守農場数(肉用)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	15 (100.0%)	13 (86.7%)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)
	4.①家きん舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③防鳥ネット等の定期的修繕	4.④家きん舎の修繕	4.⑤死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空舎の清掃等	5.③適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数(採卵)	57 (91.9%)	46 (74.2%)	54 (87.1%)	59 (95.2%)	55 (88.7%)	53 (85.5%)	56 (90.3%)	59 (95.2%)	60 (96.8%)	58 (93.5%)	57 (91.9%)
遵守農場数(肉用)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	14 (93.3%)	14 (93.3%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家きんの隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数(採卵)	60 (96.8%)	57 (91.9%)	53 (85.5%)	56 (90.3%)	57 (91.9%)	59 (95.2%)	44 (71.0%)	46 (74.2%)	44 (71.0%)	38 (61.3%)	-
遵守農場数(肉用)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	14 (93.3%)	14 (93.3%)	13 (86.7%)	-
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数(採卵)	-										
遵守農場数(肉用)	-										

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の9.及び馬の8については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2.飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

2. 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況等(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

行政手続法の規定による指導・助言		法第12条の5の規定による指導・助言		法第12条の6第1項の規定による勧告		法第12条の6第2項の規定による命令	
実農場数	延べ回数	農場数	回数	農場数	回数	農場数	回数
311	547	0	0	0	0	0	0

- ※ 行政手続法の規定による指導・助言は、同法第2条第6号の行政指導に該当するもの(口頭により行われたものを含む)。
- ※ 1回の農場立入りで複数の指導・助言を行った場合は、1回として集計。
- ※ 上記の指導・助言、勧告並びに命令は、当該年の前年度の家畜保健衛生所における実績(改善済の農場を含む)。

3. 家畜防疫員の確保の状況

(平成30年4月1日現在)

総計	獣 医 師																		獣医師以外の者	
	合計 A+B+C	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体					個人診療 C		
		計 A	都 道 府 県			保健所	市町村	その他	計 B	農業共済団体	農業協同組合	その他								
			本 庁	地方農林事務所等	家畜保健衛生所								畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所					
77	47	47	5	0	0	0	31	10	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	30

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

4. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
462	462	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

福岡県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(平成30年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	216	1	0	215	142	5	3	134	0	0	0	0	3	0	1	2	79	2	13	64	11	0	9	2
全国	14,573	498	56	14,019	42,631	867	1,499	40,265	10	0	2	8	179	0	97	82	4,674	38	1,050	3,586	948	0	551	397
全国シェア	1.5%	0.2%	0.0%	1.5%	0.3%	0.6%	0.2%	0.3%	0.0%	-	0.0%	0.0%	1.7%	-	1.0%	2.4%	1.7%	5.3%	1.2%	1.8%	1.2%	-	1.6%	0.5%
頭羽数	13,046	456	0	12,590	22,213	7,288	3	14,922	0	0	0	0	25	0	1	24	1,241	564	13	664	67	0	16	51
全国	1,339,918	281,236	56	1,058,626	2,391,034	818,673	1,499	1,570,862	84	0	2	82	3,589	0	208	3,381	75,597	20,746	1,050	53,801	19,785	0	1,352	18,433
全国シェア	1.0%	0.2%	0.0%	1.2%	0.9%	0.9%	0.2%	0.9%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.7%	-	0.5%	0.7%	1.6%	2.7%	1.2%	1.2%	0.3%	-	1.2%	0.3%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	94	0	58	36	64	8	13	43	4	0	4	0	192	9	66	117	52	0	3	49	13	0	13	0
全国	3,870	0	3,112	758	5,281	811	433	4,037	235	0	177	58	16,444	562	12,306	3,576	4,312	363	573	3,376	858	12	768	78
全国シェア	2.4%	-	1.9%	4.7%	1.2%	1.0%	3.0%	1.1%	1.7%	-	2.3%	0.0%	1.2%	1.6%	0.5%	3.3%	1.2%	0.0%	0.5%	1.5%	1.5%	0.0%	1.7%	0.0%
頭羽数	532	0	137	395	82,351	49,097	20	33,234	6	0	6	0	3,633,441	2,190,581	1,944	1,440,916	1,181,661	0	197	1,181,464	135	0	135	0
全国	18,996	432	6,682	11,882	8,851,067	5,609,721	864	3,240,482	1,290	0	343	947	192,320,078	137,989,642	177,340	54,153,096	151,950,062	46,317,146	8,925	105,623,991	429,196	250,313	6,084	172,799
全国シェア	2.8%	0.0%	2.1%	3.3%	0.9%	0.9%	2.3%	1.0%	0.5%	-	1.7%	0.0%	1.9%	1.6%	1.1%	2.7%	0.8%	0.0%	2.2%	1.1%	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	3	0	3	0	2	0	2	0	7	0	5	2	5	0	5	0	5	0	5	0
全国	352	20	304	28	294	0	244	50	162	0	127	35	81	1	75	5	136	0	134	2
全国シェア	0.9%	0.0%	1.0%	0.0%	0.7%	-	0.8%	0.0%	4.3%	-	3.9%	5.7%	6.2%	0.0%	6.7%	0.0%	3.7%	-	3.7%	0.0%
頭羽数	82	0	82	0	3	0	3	0	109	0	9	100	67	0	67	0	19	0	19	0
全国	4,440,178	3,551,266	2,715	886,197	51,555	0	2,886	48,669	3,500	0	389	3,111	19,932	13,000	790	6,142	1,726	170	1,124	432
全国シェア	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	-	0.1%	0.0%	3.1%	-	2.3%	3.2%	0.3%	0.0%	8.5%	0.0%	1.1%	0.0%	1.7%	0.0%

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 大規模農場とは、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。)第21条の2第8号イからホまでに掲げる頭羽数以上の家畜を飼養する農場。

※ 小規模農場とは、省令第21条の3に定める頭羽数未満の家畜を飼養する農場及び所有者。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	216	うち大規模	1
肉用	全体	139	うち大規模	5

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑤渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑥物品の消毒等	3.⑦衣服等の海外での使用歴確認	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止
遵守農場数(乳用牛)	216 (100.0%)	216 (100.0%)	170 (78.7%)	209 (96.8%)	112 (51.9%)	177 (81.9%)	213 (98.6%)	199 (92.1%)	199 (92.1%)	201 (93.1%)	187 (86.6%)
遵守農場数(肉用牛)	135 (97.1%)	137 (98.6%)	111 (79.9%)	136 (97.8%)	79 (56.8%)	112 (80.6%)	134 (96.4%)	131 (94.2%)	130 (93.5%)	129 (92.8%)	115 (82.7%)
	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認
遵守農場数(乳用牛)	214 (99.1%)	194 (89.8%)	205 (94.9%)	205 (94.9%)	207 (95.8%)	212 (98.1%)	215 (99.5%)	216 (100.0%)	216 (100.0%)	216 (100.0%)	185 (85.6%)
遵守農場数(肉用牛)	136 (97.8%)	110 (79.1%)	127 (91.4%)	135 (97.1%)	133 (95.7%)	137 (98.6%)	137 (98.6%)	137 (98.6%)	137 (98.6%)	137 (98.6%)	129 (92.8%)
	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導	9.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数(乳用牛)	172 (79.6%)	215 (99.5%)	209 (96.8%)	216 (100.0%)	177 (81.9%)	158 (73.1%)	204 (94.4%)	202 (93.5%)	-	-	
遵守農場数(肉用牛)	121 (87.1%)	137 (98.6%)	126 (90.6%)	136 (97.8%)	120 (86.3%)	107 (77.0%)	129 (92.8%)	124 (89.2%)	3 (60.0%)	3 (60.0%)	

② 馬

対象農場数			
全体	66	うち大規模	2

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	4.①厩舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空房の清掃等
遵守農場数	64 (97.0%)	65 (98.5%)	52 (78.8%)	61 (92.4%)	27 (40.9%)	35 (53.0%)	57 (86.4%)	63 (95.5%)	55 (83.3%)	64 (97.0%)	64 (97.0%)
	6.①異状時の獣医師の受診	6.②健康観察	6.③導入元の疾病発生状況等の確認	6.④導入家畜の隔離の実施	6.⑤移動前の健康状態の確認	6.⑥死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①導入等に関する記録の作成・保管	7.②異状に関する記録の作成・保管	8.①獣医師の定期指導	8.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数	65 (98.5%)	65 (98.5%)	63 (95.5%)	62 (93.9%)	63 (95.5%)	57 (86.4%)	40 (60.6%)	41 (62.1%)	-	-	

③ 豚

対象農場数			
全体	51	うち大規模	8

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数	51 (100.0%)	51 (100.0%)	39 (76.5%)	50 (98.0%)	45 (88.2%)	48 (94.1%)	49 (96.1%)	51 (100.0%)	49 (96.1%)	47 (92.2%)	47 (92.2%)
	3.⑨適切に処理された食品循環資源の利用	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数	37 (72.5%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	37 (72.5%)	49 (96.1%)	46 (90.2%)	51 (100.0%)	49 (96.1%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	50 (98.0%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数	51 (100.0%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	37 (72.5%)	49 (96.1%)	45 (88.2%)	39 (76.5%)	50 (98.0%)	40 (78.4%)	8 (100.0%)
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数	8 (100.0%)										

④ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	126	うち大規模	9
肉用	全体	49	うち大規模	0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数(採卵)	125 (99.2%)	125 (99.2%)	106 (84.1%)	126 (100.0%)	100 (79.4%)	114 (90.5%)	105 (83.3%)	125 (99.2%)	124 (98.4%)	121 (96.0%)	121 (96.0%)
遵守農場数(肉用)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	43 (87.8%)	48 (98.0%)	43 (87.8%)	47 (95.9%)	37 (75.5%)	48 (98.0%)	48 (98.0%)	47 (95.9%)	47 (95.9%)
	4.①家きん舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③防鳥ネット等の定期的修繕	4.④家きん舎の修繕	4.⑤死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空舎の清掃等	5.③適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数(採卵)	122 (96.8%)	119 (94.4%)	118 (93.7%)	119 (94.4%)	120 (95.2%)	126 (100.0%)	123 (97.6%)	126 (100.0%)	126 (100.0%)	126 (100.0%)	122 (96.8%)
遵守農場数(肉用)	49 (100.0%)	47 (95.9%)	48 (98.0%)	49 (100.0%)	45 (91.8%)	49 (100.0%)	48 (98.0%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	49 (100.0%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家きんの隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数(採卵)	126 (100.0%)	124 (98.4%)	114 (90.5%)	126 (100.0%)	100 (79.4%)	120 (95.2%)	110 (87.3%)	110 (87.3%)	114 (90.5%)	98 (77.8%)	9 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	49 (100.0%)	49 (100.0%)	46 (93.9%)	49 (100.0%)	42 (85.7%)	49 (100.0%)	47 (95.9%)	44 (89.8%)	47 (95.9%)	42 (85.7%)	-
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数(採卵)	9 (100.0%)										
遵守農場数(肉用)	-										

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の9.及び馬の8については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2.飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況等(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

行政手続法の規定による指導・助言		法第12条の5の規定による指導・助言		法第12条の6第1項の規定による勧告		法第12条の6第2項の規定による命令	
実農場数	延べ回数	農場数	回数	農場数	回数	農場数	回数
0	0	0	0	0	0	0	0

※ 行政手続法の規定による指導・助言は、同法第2条第6号の行政指導に該当するもの(口頭により行われたものを含む)。

※ 1回の農場立入りで複数の指導・助言を行った場合は、1回として集計。

※ 上記の指導・助言、勧告並びに命令は、当該年の前年度の家畜保健衛生所における実績(改善済の農場を含む)。

3. 家畜防疫員の確保の状況

(平成30年4月1日現在)

総計	獣 医 師																		獣医師以外の者
	合計 A+B+ C+D	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体					個人診療 C	
		計 A	都 道 府 県			保健所	市町村	その他	計 B	農業 共済 団体	農業 協同 組合	その他							
			本 庁	地方 農林 事務所 等	家畜 保健 衛生 所								畜産 試験 場等	地方 衛生 研究 所	食肉 衛生 検査 所				
家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他																	
60	60	60	5	0	0	0	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

4. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
892	892	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

佐賀県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(平成30年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	43	1	0	42	702	15	15	672	0	0	0	0	2	0	1	1	51	0	6	45	5	0	5	0
全国	14,573	498	56	14,019	42,631	867	1,499	40,265	10	0	2	8	179	0	97	82	4,674	38	1,050	3,586	948	0	551	397
全国シェア	0.3%	0.2%	0.0%	0.3%	1.6%	1.7%	1.0%	1.7%	0.0%	-	0.0%	0.0%	1.1%	-	1.0%	1.2%	1.1%	0.0%	0.6%	1.3%	0.5%	-	0.9%	0.0%
頭羽数	2,539	426	0	2,113	54,256	12,153	15	42,088	0	0	0	0	14	0	3	11	834	0	6	828	10	0	10	0
全国	1,339,918	281,236	56	1,058,626	2,391,034	818,673	1,499	1,570,862	84	0	2	82	3,589	0	208	3,381	75,597	20,746	1,050	53,801	19,785	0	1,352	18,433
全国シェア	0.2%	0.2%	0.0%	0.2%	2.3%	1.5%	1.0%	2.7%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.4%	-	1.4%	0.3%	1.1%	0.0%	0.6%	1.5%	0.1%	-	0.7%	0.0%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	25	0	21	4	55	7	3	45	0	0	0	0	82	0	34	48	93	8	3	82	5	0	5	0
全国	3,870	0	3,112	758	5,281	811	433	4,037	235	0	177	58	16,444	562	12,306	3,576	4,312	363	573	3,376	858	12	768	78
全国シェア	0.6%	-	0.7%	0.5%	1.0%	0.9%	0.7%	1.1%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.3%	1.3%	2.2%	2.2%	0.5%	2.4%	0.6%	0.0%	0.7%	0.0%
頭羽数	164	0	53	111	84,434	45,629	6	38,799	0	0	0	0	637,427	0	734	636,693	3,917,772	1,057,900	92	2,859,780	12	0	12	0
全国	18,996	432	6,682	11,882	8,851,067	5,609,721	864	3,240,482	1,290	0	343	947	192,320,078	137,989,642	177,340	54,153,096	151,950,062	46,317,146	8,925	105,623,991	429,196	250,313	6,084	172,799
全国シェア	0.9%	0.0%	0.8%	0.9%	1.0%	0.8%	0.7%	1.2%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.4%	1.2%	2.6%	2.3%	1.0%	2.7%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		
農場数	1	0	1	0	0	0	0	0	7	0	4	3	0	0	0	0	2	0	2	0
全国	352	20	304	28	294	0	244	50	162	0	127	35	81	1	75	5	136	0	134	2
全国シェア	0.3%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	4.3%	-	3.1%	8.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	-	1.5%	0.0%
頭羽数	40	0	40	0	0	0	0	0	307	0	20	287	0	0	0	0	14	0	14	0
全国	4,440,178	3,551,266	2,715	886,197	51,555	0	2,886	48,669	3,500	0	389	3,111	19,932	13,000	790	6,142	1,726	170	1,124	432
全国シェア	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	8.8%	-	5.1%	9.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	1.2%	0.0%

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 大規模農場とは、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。)第21条の2第8号イからホまでに掲げる頭羽数以上の家畜を飼養する農場。

※ 小規模農場とは、省令第21条の3に定める頭羽数未満の家畜を飼養する農場及び所有者。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「繁殖牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	43	うち大規模	1
肉用	全体	687	うち大規模	15

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑤渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑥物品の消毒等	3.⑦衣服等の海外での使用歴確認	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止
遵守農場数(乳用牛)	43 (100.0%)	41 (95.3%)	40 (93.0%)	43 (100.0%)	39 (90.7%)	41 (95.3%)	42 (97.7%)	41 (95.3%)	40 (93.0%)	40 (93.0%)	42 (97.7%)
遵守農場数(肉用牛)	671 (97.7%)	665 (96.8%)	643 (93.6%)	674 (98.1%)	598 (87.0%)	638 (92.9%)	637 (92.7%)	648 (94.3%)	643 (93.6%)	635 (92.4%)	643 (93.6%)
	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認
遵守農場数(乳用牛)	43 (100.0%)	42 (97.7%)	42 (97.7%)	41 (95.3%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	42 (97.7%)	42 (97.7%)	43 (100.0%)	41 (95.3%)
遵守農場数(肉用牛)	674 (98.1%)	640 (93.2%)	656 (95.5%)	652 (94.9%)	657 (95.6%)	673 (98.0%)	675 (98.3%)	671 (97.7%)	676 (98.4%)	677 (98.5%)	663 (96.5%)
	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導	9.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数(乳用牛)	42 (97.7%)	42 (97.7%)	42 (97.7%)	43 (100.0%)	37 (86.0%)	36 (83.7%)	39 (90.7%)	38 (88.4%)	-	-	
遵守農場数(肉用牛)	644 (93.7%)	675 (98.3%)	666 (96.9%)	677 (98.5%)	535 (77.9%)	520 (75.7%)	604 (87.9%)	575 (83.7%)	4 (26.7%)	10 (66.7%)	

② 馬

対象農場数			
全体	45	うち大規模	0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	4.①厩舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空房の清掃等
遵守農場数	43 (95.6%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)	41 (91.1%)	44 (97.8%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)	42 (93.3%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)
	6.①異状時の獣医師の受診	6.②健康観察	6.③導入元の疾病発生状況等の確認	6.④導入家畜の隔離の実施	6.⑤移動前の健康状態の確認	6.⑥死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①導入等に関する記録の作成・保管	7.②異状に関する記録の作成・保管	8.①獣医師の定期指導	8.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数	45 (100.0%)	45 (100.0%)	45 (100.0%)	44 (97.8%)	45 (100.0%)	44 (97.8%)	41 (91.1%)	42 (93.3%)	-	-	

③ 豚

対象農場数			
全体	52	うち大規模	7

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数	49 (94.2%)	50 (96.2%)	48 (92.3%)	51 (98.1%)	50 (96.2%)	51 (98.1%)	49 (94.2%)	51 (98.1%)	47 (90.4%)	52 (100.0%)	47 (90.4%)
	3.⑨適切に処理された食品循環資源の利用	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数	52 (100.0%)	50 (96.2%)	46 (88.5%)	52 (100.0%)	50 (96.2%)	49 (94.2%)	51 (98.1%)	52 (100.0%)	52 (100.0%)	52 (100.0%)	52 (100.0%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数	52 (100.0%)	51 (98.1%)	48 (92.3%)	51 (98.1%)	51 (98.1%)	51 (98.1%)	48 (92.3%)	39 (75.0%)	48 (92.3%)	47 (90.4%)	6 (85.7%)
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数	5 (71.4%)										

④ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	48	うち大規模	0
肉用	全体	90	うち大規模	8

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数(採卵)	47 (97.9%)	47 (97.9%)	47 (97.9%)	47 (97.9%)	44 (91.7%)	46 (95.8%)	43 (89.6%)	45 (93.8%)	47 (97.9%)	46 (95.8%)	46 (95.8%)
遵守農場数(肉用)	89 (98.9%)	90 (100.0%)	87 (96.7%)	90 (100.0%)	87 (96.7%)	87 (96.7%)	82 (91.1%)	88 (97.8%)	86 (95.6%)	87 (96.7%)	84 (93.3%)
	4.①家きん舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③防鳥ネット等の定期的修繕	4.④家きん舎の修繕	4.⑤死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空舎の清掃等	5.③適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数(採卵)	48 (100.0%)	45 (93.8%)	46 (95.8%)	46 (95.8%)	45 (93.8%)	47 (97.9%)	47 (97.9%)	47 (97.9%)	46 (95.8%)	45 (93.8%)	46 (95.8%)
遵守農場数(肉用)	88 (97.8%)	85 (94.4%)	87 (96.7%)	90 (100.0%)	89 (98.9%)	90 (100.0%)	90 (100.0%)	89 (98.9%)	90 (100.0%)	90 (100.0%)	89 (98.9%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家きんの隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数(採卵)	47 (97.9%)	45 (93.8%)	45 (93.8%)	47 (97.9%)	46 (95.8%)	46 (95.8%)	40 (83.3%)	40 (83.3%)	44 (91.7%)	44 (91.7%)	-
遵守農場数(肉用)	89 (98.9%)	84 (93.3%)	83 (92.2%)	89 (98.9%)	87 (96.7%)	88 (97.8%)	77 (85.6%)	80 (88.9%)	88 (97.8%)	87 (96.7%)	8 (100.0%)
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数(採卵)	-										
遵守農場数(肉用)	8 (100.0%)										

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の9.及び馬の8については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2.飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

2. 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況等(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

行政手続法の規定による指導・助言		法第12条の5の規定による指導・助言		法第12条の6第1項の規定による勧告		法第12条の6第2項の規定による命令	
実農場数	延べ回数	農場数	回数	農場数	回数	農場数	回数
298	356	0	0	0	0	0	0

※ 行政手続法の規定による指導・助言は、同法第2条第6号の行政指導に該当するもの(口頭により行われたものを含む)。

※ 1回の農場立入りで複数の指導・助言を行った場合は、1回として集計。

※ 上記の指導・助言、勧告並びに命令は、当該年の前年度の家畜保健衛生所における実績(改善済の農場を含む)。

3. 家畜防疫員の確保の状況

(平成30年4月1日現在)

総計	獣 医 師																		獣医師以外の者
	合計 A+B+ C+D	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体					個人診療 C	
		計 A	都 道 府 県			保健所	市町村	その他	計 B	農業 共済団体	農業 協同組合	その他							
			本 庁	地方 農林 事務所等	家畜 保健 衛生所								畜産 試験場等	地方 衛生 研究所	食肉 衛生 検査所				
68	66	61	4	7	2	0	29	8	0	5	6	0	0	2	0	0	2	3	2

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

4. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
1,073	1,073	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

長崎県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(平成30年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	151	2	1	148	2,498	12	90	2,396	0	0	0	0	7	0	4	3	48	0	21	27	15	0	9	6
全国	14,573	498	56	14,019	42,631	867	1,499	40,265	10	0	2	8	179	0	97	82	4,674	38	1,050	3,586	948	0	551	397
全国シェア	1.0%	0.4%	1.8%	1.1%	5.9%	1.4%	6.0%	6.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	3.9%	-	4.1%	3.7%	1.0%	0.0%	2.0%	0.8%	1.6%	-	1.6%	1.5%
頭羽数	7,626	630	1	6,995	85,523	16,908	90	68,525	0	0	0	0	825	0	4	821	193	0	21	172	136	0	24	112
全国	1,339,918	281,236	56	1,058,626	2,391,034	818,673	1,499	1,570,862	84	0	2	82	3,589	0	208	3,381	75,597	20,746	1,050	53,801	19,785	0	1,352	18,433
全国シェア	0.6%	0.2%	1.8%	0.7%	3.6%	2.1%	6.0%	4.4%	0.0%	-	0.0%	0.0%	23.0%	-	1.9%	24.3%	0.3%	0.0%	2.0%	0.3%	0.7%	-	1.8%	0.6%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	131	0	106	25	106	16	5	85	2	0	2	0	318	4	227	87	55	10	4	41	19	0	18	1
全国	3,870	0	3,112	758	5,281	811	433	4,037	235	0	177	58	16,444	562	12,306	3,576	4,312	363	573	3,376	858	12	768	78
全国シェア	3.4%	-	3.4%	3.3%	2.0%	2.0%	1.2%	2.1%	0.9%	-	1.1%	0.0%	1.9%	0.7%	1.8%	2.4%	1.3%	2.8%	0.7%	1.2%	2.2%	0.0%	2.3%	1.3%
頭羽数	446	0	213	233	193,644	123,654	13	69,977	2	0	2	0	1,939,783	608,539	3,118	1,328,126	3,063,349	1,472,400	30	1,590,919	314	0	214	100
全国	18,996	432	6,682	11,882	8,851,067	5,609,721	864	3,240,482	1,290	0	343	947	192,320,078	137,989,642	177,340	54,153,096	151,950,062	46,317,146	8,925	105,623,991	429,196	250,313	6,084	172,799
全国シェア	2.3%	0.0%	3.2%	2.0%	2.2%	2.2%	1.5%	2.2%	0.2%	-	0.6%	0.0%	1.0%	0.4%	1.8%	2.5%	2.0%	3.2%	0.3%	1.5%	0.1%	0.0%	3.5%	0.1%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		
農場数	5	0	4	1	2	0	2	0	3	0	2	1	2	0	2	0	1	0	1	0
全国	352	20	304	28	294	0	244	50	162	0	127	35	81	1	75	5	136	0	134	2
全国シェア	1.4%	0.0%	1.3%	3.6%	0.7%	-	0.8%	0.0%	1.9%	-	1.6%	2.9%	2.5%	0.0%	2.7%	0.0%	0.7%	-	0.7%	0.0%
頭羽数	26,030	0	30	26,000	4	0	4	0	53	0	3	50	10	0	10	0	2	0	2	0
全国	4,440,178	3,551,266	2,715	886,197	51,555	0	2,886	48,669	3,500	0	389	3,111	19,932	13,000	790	6,142	1,726	170	1,124	432
全国シェア	0.6%	0.0%	1.1%	2.9%	0.0%	-	0.1%	0.0%	1.5%	-	0.8%	1.6%	0.1%	0.0%	1.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 大規模農場とは、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。)第21条の2第8号イからホまでに掲げる頭羽数以上の家畜を飼養する農場。

※ 小規模農場とは、省令第21条の3に定める頭羽数未満の家畜を飼養する農場及び所有者。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	150	うち大規模	2
肉用	全体	2,408	うち大規模	12

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑤渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑥物品の消毒等	3.⑦衣服等の海外での使用歴確認	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止
遵守農場数(乳用牛)	149 (99.3%)	150 (100.0%)	148 (98.7%)	149 (99.3%)	148 (98.7%)	150 (100.0%)	148 (98.7%)	148 (98.7%)	149 (99.3%)	148 (98.7%)	148 (98.7%)
遵守農場数(肉用牛)	2,384 (99.0%)	2,378 (98.8%)	2,379 (98.8%)	2,381 (98.9%)	2,371 (98.5%)	2,379 (98.8%)	2,378 (98.8%)	2,381 (98.9%)	2,377 (98.7%)	2,374 (98.6%)	2,376 (98.7%)
	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認
遵守農場数(乳用牛)	149 (99.3%)	149 (99.3%)	150 (100.0%)	149 (99.3%)	149 (99.3%)	149 (99.3%)	150 (100.0%)	148 (98.7%)	149 (99.3%)	150 (100.0%)	149 (99.3%)
遵守農場数(肉用牛)	2,387 (99.1%)	2,365 (98.2%)	2,380 (98.8%)	2,376 (98.7%)	2,379 (98.8%)	2,381 (98.9%)	2,386 (99.1%)	2,386 (99.1%)	2,386 (99.1%)	2,383 (99.0%)	2,377 (98.7%)
	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導	9.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数(乳用牛)	149 (99.3%)	150 (100.0%)	149 (99.3%)	150 (100.0%)	149 (99.3%)	148 (98.7%)	149 (99.3%)	149 (99.3%)	-	-	
遵守農場数(肉用牛)	2,366 (98.3%)	2,384 (99.0%)	2,381 (98.9%)	2,374 (98.6%)	2,364 (98.2%)	2,351 (97.6%)	2,370 (98.4%)	2,367 (98.3%)	11 (91.7%)	11 (91.7%)	

② 馬

対象農場数			
全体	27	うち大規模	0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	4.①厩舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空房の清掃等
遵守農場数	26 (96.3%)	26 (96.3%)	25 (92.6%)	25 (92.6%)	26 (96.3%)	25 (92.6%)	24 (88.9%)	25 (92.6%)	26 (96.3%)	25 (92.6%)	26 (96.3%)
	6.①異状時の獣医師の受診	6.②健康観察	6.③導入元の疾病発生状況等の確認	6.④導入家畜の隔離の実施	6.⑤移動前の健康状態の確認	6.⑥死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①導入等に関する記録の作成・保管	7.②異状に関する記録の作成・保管	8.①獣医師の定期指導	8.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数	26 (96.3%)	26 (96.3%)	26 (96.3%)	26 (96.3%)	25 (92.6%)	26 (96.3%)	25 (92.6%)	25 (92.6%)	-	-	

③ 豚

対象農場数			
全体	101	うち大規模	16

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数	101 (100.0%)	101 (100.0%)	101 (100.0%)	100 (99.0%)	98 (97.0%)	98 (97.0%)	100 (99.0%)	100 (99.0%)	100 (99.0%)	100 (99.0%)	99 (98.0%)
	3.⑨適切に処理された食品循環資源の利用	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数	99 (98.0%)	99 (98.0%)	101 (100.0%)	100 (99.0%)	99 (98.0%)	99 (98.0%)	100 (99.0%)	101 (100.0%)	98 (97.0%)	98 (97.0%)	98 (97.0%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数	99 (98.0%)	97 (96.0%)	97 (96.0%)	98 (97.0%)	98 (97.0%)	96 (95.0%)	93 (92.1%)	99 (98.0%)	93 (92.1%)	93 (92.1%)	16 (100.0%)
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数	16 (100.0%)										

④ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	91	うち大規模	4
肉用	全体	51	うち大規模	10

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数(採卵)	91 (100.0%)	91 (100.0%)	91 (100.0%)	91 (100.0%)	90 (98.9%)	89 (97.8%)	89 (97.8%)	91 (100.0%)	90 (98.9%)	91 (100.0%)	90 (98.9%)
遵守農場数(肉用)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	50 (98.0%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	50 (98.0%)	50 (98.0%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	50 (98.0%)	51 (100.0%)
	4.①家きん舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③防鳥ネット等の定期的修繕	4.④家きん舎の修繕	4.⑤死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空舎の清掃等	5.③適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数(採卵)	91 (100.0%)	89 (97.8%)	90 (98.9%)	91 (100.0%)	91 (100.0%)	91 (100.0%)	91 (100.0%)	91 (100.0%)	91 (100.0%)	90 (98.9%)	91 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	51 (100.0%)	50 (98.0%)	51 (100.0%)	50 (98.0%)	50 (98.0%)	51 (100.0%)	50 (98.0%)	50 (98.0%)	50 (98.0%)	50 (98.0%)	51 (100.0%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家きんの隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数(採卵)	91 (100.0%)	89 (97.8%)	90 (98.9%)	91 (100.0%)	89 (97.8%)	77 (84.6%)	89 (97.8%)	88 (96.7%)	90 (98.9%)	88 (96.7%)	4 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	51 (100.0%)	50 (98.0%)	49 (96.1%)	50 (98.0%)	50 (98.0%)	51 (100.0%)	51 (100.0%)	50 (98.0%)	50 (98.0%)	51 (100.0%)	10 (100.0%)
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数(採卵)	4 (100.0%)										
遵守農場数(肉用)	9 (90.0%)										

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の9.及び馬の8については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2.飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

2. 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況等(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

行政手続法の規定による指導・助言		法第12条の5の規定による指導・助言		法第12条の6第1項の規定による勧告		法第12条の6第2項の規定による命令	
実農場数	延べ回数	農場数	回数	農場数	回数	農場数	回数
1,202	1,253	0	0	0	0	0	0

※ 行政手続法の規定による指導・助言は、同法第2条第6号の行政指導に該当するもの(口頭により行われたものを含む)。
 ※ 1回の農場立入りで複数の指導・助言を行った場合は、1回として集計。
 ※ 上記の指導・助言、勧告並びに命令は、当該年の前年度の家畜保健衛生所における実績(改善済の農場を含む)。

3. 家畜防疫員の確保の状況

(平成30年4月1日現在)

総計	獣 医 師																		獣医師以外の者	
	合計 A+B+C	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体							個人診療 C
		計 A	都 道 府 県			保健所	市町村	その他	計 B	農業共済団体	農業協同組合	その他								
			本 庁	地方農林事務所等	家畜保健衛生所								畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所					
C+D	家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他	地方農林事務所等	家畜保健衛生所	畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所	保健所	市町村	その他	計 B	農業共済団体	農業協同組合	その他	C	D			
128	125	125	3	7	0	0	55	3	2	33	22	0	0	0	0	0	0	0	0	3

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

4. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
3,363	3,363	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

熊本県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(平成30年2月1日現在)

農場数	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	595	17	3	575	2,678	16	33	2,629	0	0	0	0	3	0	1	2	114	6	27	81	19	0	12	7
全国	14,573	498	56	14,019	42,631	867	1,499	40,265	10	0	2	8	179	0	97	82	4,674	38	1,050	3,586	948	0	551	397
全国シェア	4.1%	3.4%	5.4%	4.1%	6.3%	1.8%	2.2%	6.5%	0.0%	-	0.0%	0.0%	1.7%	-	1.0%	2.4%	2.4%	15.8%	2.6%	2.3%	2.0%	-	2.2%	1.8%
頭羽数	48,360	7,119	3	41,238	128,812	22,143	33	106,636	0	0	0	0	33	0	4	29	4,603	3,251	27	1,325	183	0	33	150
全国	1,339,918	281,236	56	1,058,626	2,391,034	818,673	1,499	1,570,862	84	0	2	82	3,589	0	208	3,381	75,597	20,746	1,050	53,801	19,785	0	1,352	18,433
全国シェア	3.6%	2.5%	5.4%	3.9%	5.4%	2.7%	2.2%	6.8%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.9%	-	1.9%	0.9%	6.1%	15.7%	2.6%	2.5%	0.9%	-	2.4%	0.8%

農場数	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	117	0	92	25	241	26	8	207	12	0	12	0	515	9	402	104	106	5	0	101	16	0	16	0
全国	3,870	0	3,112	758	5,281	811	433	4,037	235	0	177	58	16,444	562	12,306	3,576	4,312	363	573	3,376	858	12	768	78
全国シェア	3.0%	-	3.0%	3.3%	4.6%	3.2%	1.8%	5.1%	5.1%	-	6.8%	0.0%	3.1%	1.6%	3.3%	2.9%	2.5%	1.4%	0.0%	3.0%	1.9%	0.0%	2.1%	0.0%
頭羽数	794	0	174	620	308,801	147,797	20	160,984	23	0	23	0	2,968,032	1,567,231	4,908	1,395,893	3,645,422	699,200	0	2,946,222	94	0	94	0
全国	18,996	432	6,682	11,882	8,851,067	5,609,721	864	3,240,482	1,290	0	343	947	192,320,078	137,989,642	177,340	54,153,096	151,950,062	46,317,146	8,925	105,623,991	429,196	250,313	6,084	172,799
全国シェア	4.2%	0.0%	2.6%	5.2%	3.5%	2.6%	2.3%	5.0%	1.8%	-	6.7%	0.0%	1.5%	1.1%	2.8%	2.6%	2.4%	1.5%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%

農場数	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	5	1	4	0	6	0	4	2	6	0	5	1	2	0	2	0	4	0	4	0
全国	352	20	304	28	294	0	244	50	162	0	127	35	81	1	75	5	136	0	134	2
全国シェア	1.4%	5.0%	1.3%	0.0%	2.0%	-	1.6%	4.0%	3.7%	-	3.9%	2.9%	2.5%	0.0%	2.7%	0.0%	2.9%	-	3.0%	0.0%
頭羽数	180,049	180,000	49	0	2,530	0	505	2,025	58	0	8	50	36	0	36	0	13	0	13	0
全国	4,440,178	3,551,266	2,715	886,197	51,555	0	2,886	48,669	3,500	0	389	3,111	19,932	13,000	790	6,142	1,726	170	1,124	432
全国シェア	4.1%	5.1%	1.8%	0.0%	4.9%	-	17.5%	4.2%	1.7%	-	2.1%	1.6%	0.2%	0.0%	4.6%	0.0%	0.8%	0.0%	1.2%	0.0%

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 大規模農場とは、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。)第21条の2第8号イからホまでに掲げる頭羽数以上の家畜を飼養する農場。

※ 小規模農場とは、省令第21条の3に定める頭羽数未満の家畜を飼養する農場及び所有者。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	592	うち大規模	17
	肉用	全体	2,645	うち大規模

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑤渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑥物品の消毒等	3.⑦衣服等の海外での使用歴確認	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止
遵守農場数(乳用牛)	558 (94.3%)	529 (89.4%)	471 (79.6%)	568 (95.9%)	431 (72.8%)	522 (88.2%)	480 (81.1%)	543 (91.7%)	524 (88.5%)	535 (90.4%)	439 (74.2%)
遵守農場数(肉用牛)	2,305 (87.1%)	2,175 (82.2%)	1,897 (71.7%)	2,367 (89.5%)	1,507 (57.0%)	1,946 (73.6%)	1,957 (74.0%)	2,148 (81.2%)	1,954 (73.9%)	1,955 (73.9%)	1,883 (71.2%)
	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認
遵守農場数(乳用牛)	576 (97.3%)	508 (85.8%)	559 (94.4%)	571 (96.5%)	556 (93.9%)	573 (96.8%)	577 (97.5%)	576 (97.3%)	584 (98.6%)	582 (98.3%)	559 (94.4%)
遵守農場数(肉用牛)	2,457 (92.9%)	1,972 (74.6%)	2,057 (77.8%)	2,025 (76.6%)	2,056 (77.7%)	2,346 (88.7%)	2,461 (93.0%)	2,344 (88.6%)	2,483 (93.9%)	2,475 (93.6%)	2,118 (80.1%)
	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導	9.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数(乳用牛)	495 (83.6%)	580 (98.0%)	567 (95.8%)	580 (98.0%)	445 (75.2%)	427 (72.1%)	549 (92.7%)	509 (86.0%)	12 (70.6%)	11 (64.7%)	
遵守農場数(肉用牛)	1,905 (72.0%)	2,413 (91.2%)	2,183 (82.5%)	2,340 (88.5%)	1,578 (59.7%)	1,365 (51.6%)	1,929 (72.9%)	1,698 (64.2%)	13 (81.3%)	13 (81.3%)	

② 馬

対象農場数			
全体	87	うち大規模	6

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	4.①厩舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空房の清掃等
遵守農場数	67 (77.0%)	61 (70.1%)	57 (65.5%)	64 (73.6%)	49 (56.3%)	53 (60.9%)	60 (69.0%)	68 (78.2%)	54 (62.1%)	62 (71.3%)	63 (72.4%)
	6.①異状時の獣医師の受診	6.②健康観察	6.③導入元の疾病発生状況等の確認	6.④導入家畜の隔離の実施	6.⑤移動前の健康状態の確認	6.⑥死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①導入等に関する記録の作成・保管	7.②異状に関する記録の作成・保管	8.①獣医師の定期指導	8.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数	70 (80.5%)	68 (78.2%)	64 (73.6%)	61 (70.1%)	65 (74.7%)	63 (72.4%)	59 (67.8%)	55 (63.2%)	6 (100.0%)	6 (100.0%)	

③ 豚

対象農場数			
全体	233	うち大規模	26

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数	214 (91.8%)	217 (93.1%)	197 (84.5%)	225 (96.6%)	209 (89.7%)	209 (89.7%)	186 (79.8%)	220 (94.4%)	220 (94.4%)	222 (95.3%)	213 (91.4%)
	3.⑨適切に処理された食品循環資源の利用	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数	163 (70.0%)	205 (88.0%)	224 (96.1%)	216 (92.7%)	217 (93.1%)	211 (90.6%)	219 (94.0%)	225 (96.6%)	224 (96.1%)	224 (96.1%)	220 (94.4%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数	224 (96.1%)	221 (94.8%)	207 (88.8%)	225 (96.6%)	221 (94.8%)	220 (94.4%)	158 (67.8%)	158 (67.8%)	206 (88.4%)	155 (66.5%)	21 (80.8%)
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数	18 (69.2%)										

④ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	113	うち大規模	9
肉用	全体	106	うち大規模	5

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数(採卵)	105 (92.9%)	103 (91.2%)	92 (81.4%)	106 (93.8%)	80 (70.8%)	99 (87.6%)	83 (73.5%)	100 (88.5%)	101 (89.4%)	104 (92.0%)	97 (85.8%)
遵守農場数(肉用)	104 (98.1%)	103 (97.2%)	101 (95.3%)	106 (100.0%)	99 (93.4%)	105 (99.1%)	94 (88.7%)	104 (98.1%)	102 (96.2%)	99 (93.4%)	98 (92.5%)
	4.①家きん舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③防鳥ネット等の定期的修繕	4.④家きん舎の修繕	4.⑤死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空舎の清掃等	5.③適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数(採卵)	101 (89.4%)	85 (75.2%)	107 (94.7%)	109 (96.5%)	103 (91.2%)	97 (85.8%)	99 (87.6%)	108 (95.6%)	110 (97.3%)	109 (96.5%)	102 (90.3%)
遵守農場数(肉用)	104 (98.1%)	100 (94.3%)	105 (99.1%)	106 (100.0%)	104 (98.1%)	106 (100.0%)	95 (89.6%)	103 (97.2%)	105 (99.1%)	105 (99.1%)	102 (96.2%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家さんの隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数(採卵)	112 (99.1%)	107 (94.7%)	96 (85.0%)	106 (93.8%)	93 (82.3%)	108 (95.6%)	79 (69.9%)	73 (64.6%)	91 (80.5%)	81 (71.7%)	8 (88.9%)
遵守農場数(肉用)	106 (100.0%)	103 (97.2%)	99 (93.4%)	104 (98.1%)	99 (93.4%)	101 (95.3%)	91 (85.8%)	90 (84.9%)	100 (94.3%)	92 (86.8%)	4 (80.0%)
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数(採卵)	9 (100.0%)										
遵守農場数(肉用)	4 (80.0%)										

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の9.及び馬の8については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2.飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

2. 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況等(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

行政手続法の規定による指導・助言		法第12条の5の規定による指導・助言		法第12条の6第1項の規定による勧告		法第12条の6第2項の規定による命令	
実農場数	延べ回数	農場数	回数	農場数	回数	農場数	回数
1,484	1,484	0	0	0	0	0	0

- ※ 行政手続法の規定による指導・助言は、同法第2条第6号の行政指導に該当するもの(口頭により行われたものを含む)。
- ※ 1回の農場立入りで複数の指導・助言を行った場合は、1回として集計。
- ※ 上記の指導・助言、勧告並びに命令は、当該年の前年度の家畜保健衛生所における実績(改善済の農場を含む)。

3. 家畜防疫員の確保の状況

(平成30年4月1日現在)

総計	獣 医 師																		
	合計 A+B+ C+D	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体					個人診療 C	獣医師以外の者 D
		計 A	都 道 府 県			保健所	市町村	その他	計 B	農業共済団体	農業協同組合	その他							
			本 庁	地方農林事務所等	家畜保健衛生所								畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所				
家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他																	
78	78	78	5	2	0	0	54	0	2	6	9	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

4. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
4,439	4,439	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

大分県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(平成30年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	121	5	2	114	1,136	17	24	1,095	0	0	0	0	2	0	1	1	37	0	7	30	8	0	6	2
全国	14,573	498	56	14,019	42,631	867	1,499	40,265	10	0	2	8	179	0	97	82	4,674	38	1,050	3,586	948	0	551	397
全国シェア	0.8%	1.0%	3.6%	0.8%	2.7%	2.0%	1.6%	2.7%	0.0%	-	0.0%	0.0%	1.1%	-	1.0%	1.2%	0.8%	0.0%	0.7%	0.8%	0.8%	-	1.1%	0.5%
頭羽数	12,745	4,302	2	8,441	49,120	12,628	24	36,468	0	0	0	0	8	0	1	7	229	0	7	222	178	0	9	169
全国	1,339,918	281,236	56	1,058,626	2,391,034	818,673	1,499	1,570,862	84	0	2	82	3,589	0	208	3,381	75,597	20,746	1,050	53,801	19,785	0	1,352	18,433
全国シェア	1.0%	1.5%	3.6%	0.8%	2.1%	1.5%	1.6%	2.3%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.2%	-	0.5%	0.2%	0.3%	0.0%	0.7%	0.4%	0.9%	-	0.7%	0.9%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	47	0	34	13	54	14	0	40	4	0	1	3	2,252	4	2,169	79	212	7	130	75	51	0	51	0
全国	3,870	0	3,112	758	5,281	811	433	4,037	235	0	177	58	16,444	562	12,306	3,576	4,312	363	573	3,376	858	12	768	78
全国シェア	1.2%	-	1.1%	1.7%	1.0%	1.7%	0.0%	1.0%	1.7%	-	0.6%	5.2%	13.7%	0.7%	17.6%	2.2%	4.9%	1.9%	22.7%	2.2%	5.9%	0.0%	6.6%	0.0%
頭羽数	275	0	78	197	132,035	94,938	0	37,097	47	0	1	46	1,840,413	778,000	23,830	1,038,583	2,678,619	1,024,800	970	1,652,849	451	0	451	0
全国	18,996	432	6,682	11,882	8,851,067	5,609,721	864	3,240,482	1,290	0	343	947	192,320,078	137,989,642	177,340	54,153,096	151,950,062	46,317,146	8,925	105,623,991	429,196	250,313	6,084	172,799
全国シェア	1.4%	0.0%	1.2%	1.7%	1.5%	1.7%	0.0%	1.1%	3.6%	-	0.3%	4.9%	1.0%	0.6%	13.4%	1.9%	1.8%	2.2%	10.9%	1.6%	0.1%	0.0%	7.4%	0.0%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	23	0	23	0	29	0	29	0	1	0	1	0	1	0	1	0	8	0	8	0
全国	352	20	304	28	294	0	244	50	162	0	127	35	81	1	75	5	136	0	134	2
全国シェア	6.5%	0.0%	7.6%	0.0%	9.9%	-	11.9%	0.0%	0.6%	-	0.8%	0.0%	1.2%	0.0%	1.3%	0.0%	5.9%	-	6.0%	0.0%
頭羽数	112	0	112	0	226	0	226	0	3	0	3	0	15	0	15	0	28	0	28	0
全国	4,440,178	3,551,266	2,715	886,197	51,555	0	2,886	48,669	3,500	0	389	3,111	19,932	13,000	790	6,142	1,726	170	1,124	432
全国シェア	0.0%	0.0%	4.1%	0.0%	0.4%	-	7.8%	0.0%	0.1%	-	0.8%	0.0%	0.1%	0.0%	1.9%	0.0%	1.6%	0.0%	2.5%	0.0%

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 大規模農場とは、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。)第21条の2第8号イからホまでに掲げる頭羽数以上の家畜を飼養する農場。

※ 小規模農場とは、省令第21条の3に定める頭羽数未満の家畜を飼養する農場及び所有者。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	119	うち大規模	5
肉用	全体	1,112	うち大規模	17

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑤渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑥物品の消毒等	3.⑦衣服等の海外での使用歴確認	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止
遵守農場数(乳用牛)	119 (100.0%)	118 (99.2%)	101 (84.9%)	117 (98.3%)	64 (53.8%)	98 (82.4%)	109 (91.6%)	116 (97.5%)	116 (97.5%)	116 (97.5%)	95 (79.8%)
遵守農場数(肉用牛)	1,110 (99.8%)	1,019 (91.6%)	825 (74.2%)	875 (78.7%)	329 (29.6%)	671 (60.3%)	923 (83.0%)	967 (87.0%)	943 (84.8%)	946 (85.1%)	827 (74.4%)
	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認
遵守農場数(乳用牛)	118 (99.2%)	108 (90.8%)	116 (97.5%)	118 (99.2%)	118 (99.2%)	118 (99.2%)	118 (99.2%)	117 (98.3%)	118 (99.2%)	119 (100.0%)	110 (92.4%)
遵守農場数(肉用牛)	1,107 (99.6%)	900 (80.9%)	1,012 (91.0%)	1,091 (98.1%)	1,032 (92.8%)	1,103 (99.2%)	1,112 (100.0%)	1,082 (97.3%)	1,109 (99.7%)	1,111 (99.9%)	793 (71.3%)
	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導	9.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数(乳用牛)	94 (79.0%)	116 (97.5%)	113 (95.0%)	118 (99.2%)	83 (69.7%)	107 (89.9%)	109 (91.6%)	106 (89.1%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	
遵守農場数(肉用牛)	363 (32.6%)	1,047 (94.2%)	811 (72.9%)	1,104 (99.3%)	399 (35.9%)	424 (38.1%)	856 (77.0%)	504 (45.3%)	14 (82.4%)	14 (82.4%)	

② 馬

対象農場数			
全体	30	うち大規模	0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	4.①厩舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空房の清掃等
遵守農場数	30 (100.0%)	30 (100.0%)	29 (96.7%)	29 (96.7%)	28 (93.3%)	30 (100.0%)	29 (96.7%)	30 (100.0%)	27 (90.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)
	6.①異状時の獣医師の受診	6.②健康観察	6.③導入元の疾病発生状況等の確認	6.④導入家畜の隔離の実施	6.⑤移動前の健康状態の確認	6.⑥死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①導入等に関する記録の作成・保管	7.②異状に関する記録の作成・保管	8.①獣医師の定期指導	8.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数	30 (100.0%)	30 (100.0%)	28 (93.3%)	25 (83.3%)	29 (96.7%)	28 (93.3%)	27 (90.0%)	28 (93.3%)	-	-	

③ 豚

対象農場数			
全体	54	うち大規模	14

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数	54 (100.0%)	54 (100.0%)	53 (98.1%)	53 (98.1%)	48 (88.9%)	50 (92.6%)	48 (88.9%)	52 (96.3%)	53 (98.1%)	52 (96.3%)	53 (98.1%)
	3.⑨適切に処理された食品循環資源の利用	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数	27 (50.0%)	51 (94.4%)	51 (94.4%)	52 (96.3%)	52 (96.3%)	51 (94.4%)	52 (96.3%)	49 (90.7%)	54 (100.0%)	53 (98.1%)	52 (96.3%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数	54 (100.0%)	53 (98.1%)	51 (94.4%)	48 (88.9%)	50 (92.6%)	53 (98.1%)	47 (87.0%)	43 (79.6%)	50 (92.6%)	44 (81.5%)	14 (100.0%)
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数	14 (100.0%)										

④ 鶏

対象農場数			
採卵	全体	83	うち大規模 4
肉用	全体	82	うち大規模 7

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数(採卵)	83 (100.0%)	48 (57.8%)	82 (98.8%)	83 (100.0%)	81 (97.6%)	81 (97.6%)	82 (98.8%)	82 (98.8%)	82 (98.8%)	83 (100.0%)	83 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	81 (98.8%)	81 (98.8%)	81 (98.8%)	81 (98.8%)	61 (74.4%)	80 (97.6%)	77 (93.9%)	71 (86.6%)	81 (98.8%)	80 (97.6%)	81 (98.8%)
	4.①家きん舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③防鳥ネット等の定期的修繕	4.④家きん舎の修繕	4.⑤死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空舎の清掃等	5.③適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数(採卵)	82 (98.8%)	81 (97.6%)	81 (97.6%)	81 (97.6%)	70 (84.3%)	80 (96.4%)	80 (96.4%)	82 (98.8%)	83 (100.0%)	83 (100.0%)	79 (95.2%)
遵守農場数(肉用)	79 (96.3%)	80 (97.6%)	79 (96.3%)	80 (97.6%)	77 (93.9%)	80 (97.6%)	78 (95.1%)	81 (98.8%)	81 (98.8%)	81 (98.8%)	81 (98.8%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家きんの隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数(採卵)	83 (100.0%)	82 (98.8%)	82 (98.8%)	82 (98.8%)	82 (98.8%)	81 (97.6%)	75 (90.4%)	79 (95.2%)	83 (100.0%)	76 (91.6%)	4 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	81 (98.8%)	81 (98.8%)	80 (97.6%)	81 (98.8%)	81 (98.8%)	80 (97.6%)	80 (97.6%)	73 (89.0%)	80 (97.6%)	79 (96.3%)	7 (100.0%)
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数(採卵)	4 (100.0%)										
遵守農場数(肉用)	7 (100.0%)										

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の9.及び馬の8.については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2.飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況等(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

行政手続法の規定による指導・助言		法第12条の5の規定による指導・助言		法第12条の6第1項の規定による勧告		法第12条の6第2項の規定による命令	
実農場数	延べ回数	農場数	回数	農場数	回数	農場数	回数
0	0	0	0	0	0	0	0

※ 行政手続法の規定による指導・助言は、同法第2条第6号の行政指導に該当するもの(口頭により行われたものを含む)。
 ※ 1回の農場立入りで複数の指導・助言を行った場合は、1回として集計。
 ※ 上記の指導・助言、勧告並びに命令は、当該年の前年度の家畜保健衛生所における実績(改善済の農場を含む)。

3. 家畜防疫員の確保の状況

(平成30年4月1日現在)

総計	獣 医 師																		獣医師以外の者
	合計 A+B+ C+D	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体					個人診療 C	
		計 A	本 庁			都 道 府 県					保健所	市町村	その他	計 B	農業共済団体	農業協同組合	その他		
			家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他	地方農林事務所等	家畜保健衛生所	畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所									
117	84	84	6	0	6	0	51	16	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	33

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

4. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
3,986	3,986	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

宮崎県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(平成30年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	270	10	0	260	6,125	216	123	5,786	0	0	0	0	2	0	1	1	57	0	14	43	5	0	3	2
全国	14,573	498	56	14,019	42,631	867	1,499	40,265	10	0	2	8	179	0	97	82	4,674	38	1,050	3,586	948	0	551	397
全国シェア	1.9%	2.0%	0.0%	1.9%	14.4%	24.9%	8.2%	14.4%	0.0%	-	0.0%	0.0%	1.1%	-	1.0%	1.2%	1.2%	0.0%	1.3%	1.2%	0.5%	-	0.5%	0.5%
頭羽数	16,890	3,706	0	13,184	241,858	104,591	123	137,144	0	0	0	0	14	0	1	13	466	0	14	452	91	0	10	81
全国	1,339,918	281,236	56	1,058,626	2,391,034	818,673	1,499	1,570,862	84	0	2	82	3,589	0	208	3,381	75,597	20,746	1,050	53,801	19,785	0	1,352	18,433
全国シェア	1.3%	1.3%	0.0%	1.2%	10.1%	12.8%	8.2%	8.7%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.4%	-	0.5%	0.4%	0.6%	0.0%	1.3%	0.8%	0.5%	-	0.7%	0.4%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	61	0	52	9	435	71	10	354	14	0	11	3	130	10	11	109	869	24	11	834	1	0	1	0
全国	3,870	0	3,112	758	5,281	811	433	4,037	235	0	177	58	16,444	562	12,306	3,576	4,312	363	573	3,376	858	12	768	78
全国シェア	1.6%	-	1.7%	1.2%	8.2%	8.8%	2.3%	8.8%	6.0%	-	6.2%	5.2%	0.8%	1.8%	0.1%	3.0%	20.2%	6.6%	1.9%	24.7%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%
頭羽数	255	0	93	162	793,649	498,902	11	306,736	83	0	24	59	4,318,222	1,551,822	460	2,765,940	33,740,680	3,133,900	140	30,606,640	1	0	1	0
全国	18,996	432	6,682	11,882	8,851,067	5,609,721	864	3,240,482	1,290	0	343	947	192,320,078	137,989,642	177,340	54,153,096	151,950,062	46,317,146	8,925	105,623,991	429,196	250,313	6,084	172,799
全国シェア	1.3%	0.0%	1.4%	1.4%	9.0%	8.7%	1.3%	9.5%	6.4%	-	7.0%	6.2%	2.2%	1.1%	0.3%	5.1%	22.2%	6.8%	1.6%	29.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥							
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数							
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外				
農場数	1	0	1	0	9	0	2	7	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国	352	20	304	28	294	0	244	50	162	0	127	35	81	1	75	5	136	0	134	2	0	0	0	0
全国シェア	0.3%	0.0%	0.3%	0.0%	3.1%	-	0.8%	14.0%	0.6%	-	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
頭羽数	1	0	1	0	13,222	0	21	13,201	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国	4,440,178	3,551,266	2,715	886,197	51,555	0	2,886	48,669	3,500	0	389	3,111	19,932	13,000	790	6,142	1,726	170	1,124	432	0	0	0	0
全国シェア	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.6%	-	0.7%	27.1%	0.0%	-	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 大規模農場とは、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。)第21条の2第8号イからホまでに掲げる頭羽数以上の家畜を飼養する農場。

※ 小規模農場とは、省令第21条の3に定める頭羽数未満の家畜を飼養する農場及び所有者。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛	対象農場数										
	乳用	全体	270	うち大規模	10						
	肉用	全体	6,002	うち大規模	216						
	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑤渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑥物品の消毒等	3.⑦衣服等の海外での使用歴確認	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止
遵守農場数(乳用牛)	270 (100.0%)	269 (99.6%)	266 (98.5%)	270 (100.0%)	269 (99.6%)	270 (100.0%)	269 (99.6%)	270 (100.0%)	267 (98.9%)	269 (99.6%)	266 (98.5%)
遵守農場数(肉用牛)	5,995 (99.9%)	5,983 (99.7%)	5,954 (99.2%)	5,986 (99.7%)	5,940 (99.0%)	5,977 (99.6%)	5,971 (99.5%)	5,965 (99.4%)	5,960 (99.3%)	5,949 (99.1%)	5,936 (98.9%)
	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認
遵守農場数(乳用牛)	270 (100.0%)	268 (99.3%)	269 (99.6%)	270 (100.0%)	270 (100.0%)	269 (99.6%)	270 (100.0%)	270 (100.0%)	270 (100.0%)	270 (100.0%)	270 (100.0%)
遵守農場数(肉用牛)	5,995 (99.9%)	5,948 (99.1%)	5,960 (99.3%)	5,948 (99.1%)	5,955 (99.2%)	5,982 (99.7%)	5,994 (99.9%)	5,986 (99.7%)	6,001 (100.0%)	6,000 (100.0%)	5,976 (99.6%)
	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導	9.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数(乳用牛)	270 (100.0%)	270 (100.0%)	269 (99.6%)	270 (100.0%)	262 (97.0%)	267 (98.9%)	268 (99.3%)	266 (98.5%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	
遵守農場数(肉用牛)	5,944 (99.0%)	5,994 (99.9%)	5,973 (99.5%)	5,994 (99.9%)	5,814 (96.9%)	5,877 (97.9%)	5,880 (98.0%)	5,857 (97.6%)	216 (100.0%)	216 (100.0%)	
② 馬	対象農場数										
	全体	43	うち大規模	0							
	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	4.①厩舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空房の清掃等
遵守農場数	43 (100.0%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)
	6.①異状時の獣医師の受診	6.②健康観察	6.③導入元の疾病発生状況等の確認	6.④導入家畜の隔離の実施	6.⑤移動前の健康状態の確認	6.⑥死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①導入等に関する記録の作成・保管	7.②異状に関する記録の作成・保管	8.①獣医師の定期指導	8.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数	43 (100.0%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	-	-	
③ 豚	対象農場数										
	全体	425	うち大規模	71							
	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数	424 (99.8%)	425 (100.0%)	425 (100.0%)	425 (100.0%)	425 (100.0%)	425 (100.0%)	425 (100.0%)	425 (100.0%)	424 (99.8%)	425 (100.0%)	424 (99.8%)
	3.⑨適切に処理された食品循環資源の利用	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数	422 (99.3%)	424 (99.8%)	423 (99.5%)	420 (98.8%)	423 (99.5%)	422 (99.3%)	425 (100.0%)	425 (100.0%)	425 (100.0%)	424 (99.8%)	424 (99.8%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数	424 (99.8%)	424 (99.8%)	423 (99.5%)	424 (99.8%)	422 (99.3%)	425 (100.0%)	422 (99.3%)	424 (99.8%)	424 (99.8%)	422 (99.3%)	71 (100.0%)
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数	71 (100.0%)										

④ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	119	うち大規模	10
肉用	全体	858	うち大規模	24

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数(採卵)	117 (98.3%)	119 (100.0%)	118 (99.2%)	119 (100.0%)	117 (98.3%)	118 (99.2%)	117 (98.3%)	118 (99.2%)	117 (98.3%)	116 (97.5%)	117 (98.3%)
遵守農場数(肉用)	849 (99.0%)	857 (99.9%)	856 (99.8%)	856 (99.8%)	856 (99.8%)	858 (100.0%)	857 (99.9%)	856 (99.8%)	851 (99.2%)	853 (99.4%)	840 (97.9%)
	4.①家きん舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③防鳥ネット等の定期的修繕	4.④家きん舎の修繕	4.⑤死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空舎の清掃等	5.③適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数(採卵)	119 (100.0%)	117 (98.3%)	114 (95.8%)	118 (99.2%)	119 (100.0%)	119 (100.0%)	119 (100.0%)	119 (100.0%)	119 (100.0%)	119 (100.0%)	118 (99.2%)
遵守農場数(肉用)	857 (99.9%)	849 (99.0%)	857 (99.9%)	858 (100.0%)	857 (99.9%)	854 (99.5%)	857 (99.9%)	857 (99.9%)	856 (99.8%)	857 (99.9%)	858 (100.0%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家さんの隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数(採卵)	119 (100.0%)	118 (99.2%)	118 (99.2%)	119 (100.0%)	119 (100.0%)	119 (100.0%)	117 (98.3%)	114 (95.8%)	117 (98.3%)	117 (98.3%)	10 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	858 (100.0%)	843 (98.3%)	843 (98.3%)	857 (99.9%)	855 (99.7%)	852 (99.3%)	843 (98.3%)	833 (97.1%)	851 (99.2%)	847 (98.7%)	21 (87.5%)
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数(採卵)	9 (90.0%)										
遵守農場数(肉用)	21 (87.5%)										

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の9.及び馬の8.については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2.飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況等(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

行政手続法の規定による指導・助言		法第12条の5の規定による指導・助言		法第12条の6第1項の規定による勧告		法第12条の6第2項の規定による命令	
実農場数	延べ回数	農場数	回数	農場数	回数	農場数	回数
0	0	0	0	0	0	0	0

※ 行政手続法の規定による指導・助言は、同法第2条第6号の行政指導に該当するもの(口頭により行われたものを含む)。

※ 1回の農場立入りで複数の指導・助言を行った場合は、1回として集計。

※ 上記の指導・助言、勧告並びに命令は、当該年の前年度の家畜保健衛生所における実績(改善済の農場を含む)。

3. 家畜防疫員の確保の状況

(平成30年4月1日現在)

総計	獣 医 師																		獣 医 師 以 外 の 者
	合計 A+B+ C+D	合計 A+B+ C	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体				個人 診 療 C	
			計 A	都 道 府 県			保 健 所	市 町 村	そ の 他	計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他						
				本 庁	地方 農林 事務所 等	家 畜 保 健 衛 生 所								畜 産 試 験 場 等	地方 衛生 研究 所	食 肉 衛 生 検 査 所			
381	286	177	9	6	0	0	69	5	28	58	0	2	0	109	109	0	0	0	95

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

4. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
7,988	7,980	8	99.9%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

鹿児島県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(平成30年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	176	5	3	168	7,599	105	231	7,263	0	0	0	0	5	0	4	1	92	0	32	60	9	0	6	3
全国	14,573	498	56	14,019	42,631	867	1,499	40,265	10	0	2	8	179	0	97	82	4,674	38	1,050	3,586	948	0	551	397
全国シェア	1.2%	1.0%	5.4%	1.2%	17.8%	12.1%	15.4%	18.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	2.8%	-	4.1%	1.2%	2.0%	0.0%	3.0%	1.7%	0.9%	-	1.1%	0.8%
頭羽数	14,560	2,840	3	11,717	303,304	93,173	231	209,900	0	0	0	0	76	0	6	70	642	0	32	610	31	0	7	24
全国	1,339,918	281,236	56	1,058,626	2,391,034	818,673	1,499	1,570,862	84	0	2	82	3,589	0	208	3,381	75,597	20,746	1,050	53,801	19,785	0	1,352	18,433
全国シェア	1.1%	1.0%	5.4%	1.1%	12.7%	11.4%	15.4%	13.4%	0.0%	-	0.0%	0.0%	2.1%	-	2.9%	2.1%	0.8%	0.0%	3.0%	1.1%	0.2%	-	0.5%	0.1%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外			
農場数	309	0	279	30	583	102	8	473	7	0	4	3	1,634	31	1,344	259	607	49	24	534	36	0	36	0
全国	3,870	0	3,112	758	5,281	811	433	4,037	235	0	177	58	16,444	562	12,306	3,576	4,312	363	573	3,376	858	12	768	78
全国シェア	8.0%	-	9.0%	4.0%	11.0%	12.6%	1.8%	11.7%	3.0%	-	2.3%	5.2%	9.9%	5.5%	10.9%	7.2%	14.1%	13.5%	4.2%	15.8%	4.2%	0.0%	4.7%	0.0%
頭羽数	1,114	0	712	402	1,176,773	807,902	25	368,846	33	0	6	27	14,266,716	7,750,157	17,258	6,499,301	28,144,427	8,044,555	212	20,099,660	279	0	279	0
全国	18,996	432	6,682	11,882	8,851,067	5,609,721	864	3,240,482	1,290	0	343	947	192,320,078	137,989,642	177,340	54,153,096	151,950,062	46,317,146	8,925	105,623,991	429,196	250,313	6,084	172,799
全国シェア	5.9%	0.0%	10.7%	3.4%	13.3%	14.4%	2.9%	11.4%	2.6%	-	1.7%	2.9%	7.4%	5.6%	9.7%	12.0%	18.5%	17.4%	2.4%	19.0%	0.1%	0.0%	4.6%	0.0%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		
農場数	12	0	11	1	20	0	15	5	11	0	7	4	4	0	3	1	13	0	13	0
全国	352	20	304	28	294	0	244	50	162	0	127	35	81	1	75	5	136	0	134	2
全国シェア	3.4%	0.0%	3.6%	3.6%	6.8%	-	6.1%	10.0%	6.8%	-	5.5%	11.4%	4.9%	0.0%	4.0%	20.0%	9.6%	-	9.7%	0.0%
頭羽数	15,116	0	116	15,000	1,800	0	102	1,698	594	0	34	560	2,434	0	6	2,428	42	0	42	0
全国	4,440,178	3,551,266	2,715	886,197	51,555	0	2,886	48,669	3,500	0	389	3,111	19,932	13,000	790	6,142	1,726	170	1,124	432
全国シェア	0.3%	0.0%	4.3%	1.7%	3.5%	-	3.5%	3.5%	17.0%	-	8.7%	18.0%	12.2%	0.0%	0.8%	39.5%	2.4%	0.0%	3.7%	0.0%

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 大規模農場とは、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。)第21条の2第8号イからホまでに掲げる頭羽数以上の家畜を飼養する農場。

※ 小規模農場とは、省令第21条の3に定める頭羽数未満の家畜を飼養する農場及び所有者。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	173	うち大規模	5
肉用	全体	7,368	うち大規模	105

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑤渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑥物品の消毒等	3.⑦衣服等の海外での使用歴確認	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止
遵守農場数(乳用牛)	171 (98.8%)	166 (96.0%)	153 (88.4%)	170 (98.3%)	129 (74.6%)	158 (91.3%)	169 (97.7%)	169 (97.7%)	167 (96.5%)	163 (94.2%)	164 (94.8%)
遵守農場数(肉用牛)	7,163 (97.2%)	6,859 (93.1%)	6,438 (87.4%)	6,728 (91.3%)	5,373 (72.9%)	5,840 (79.3%)	6,590 (89.4%)	6,742 (91.5%)	6,474 (87.9%)	6,578 (89.3%)	6,806 (92.4%)
	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認
遵守農場数(乳用牛)	165 (95.4%)	166 (96.0%)	169 (97.7%)	168 (97.1%)	167 (96.5%)	169 (97.7%)	172 (99.4%)	171 (98.8%)	172 (99.4%)	173 (100.0%)	167 (96.5%)
遵守農場数(肉用牛)	7,162 (97.2%)	6,509 (88.3%)	6,778 (92.0%)	6,390 (86.7%)	6,160 (83.6%)	7,061 (95.8%)	7,132 (96.8%)	7,037 (95.5%)	7,190 (97.6%)	7,214 (97.9%)	6,780 (92.0%)
	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導	9.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数(乳用牛)	162 (93.6%)	171 (98.8%)	169 (97.7%)	173 (100.0%)	145 (83.8%)	146 (84.4%)	162 (93.6%)	161 (93.1%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	
遵守農場数(肉用牛)	6,357 (86.3%)	7,088 (96.2%)	6,839 (92.8%)	7,283 (98.8%)	5,339 (72.5%)	5,641 (76.6%)	6,356 (86.3%)	5,379 (73.0%)	95 (90.5%)	93 (88.6%)	

② 馬

対象農場数			
全体	60	うち大規模	0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	4.①厩舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空房の清掃等
遵守農場数	54 (90.0%)	51 (85.0%)	52 (86.7%)	49 (81.7%)	43 (71.7%)	48 (80.0%)	49 (81.7%)	59 (98.3%)	50 (83.3%)	54 (90.0%)	52 (86.7%)
	6.①異状時の獣医師の受診	6.②健康観察	6.③導入元の疾病発生状況等の確認	6.④導入家畜の隔離の実施	6.⑤移動前の健康状態の確認	6.⑥死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①導入等に関する記録の作成・保管	7.②異状に関する記録の作成・保管	8.①獣医師の定期指導	8.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数	58 (96.7%)	59 (98.3%)	46 (76.7%)	47 (78.3%)	56 (93.3%)	50 (83.3%)	48 (80.0%)	44 (73.3%)	-	-	

③ 豚

対象農場数			
全体	575	うち大規模	102

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数	568 (98.8%)	568 (98.8%)	552 (96.0%)	567 (98.6%)	554 (96.3%)	558 (97.0%)	542 (94.3%)	565 (98.3%)	559 (97.2%)	562 (97.7%)	552 (96.0%)
	3.⑨適切に処理された食品循環資源の利用	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数	560 (97.4%)	552 (96.0%)	570 (99.1%)	570 (99.1%)	566 (98.4%)	552 (96.0%)	571 (99.3%)	569 (99.0%)	573 (99.7%)	572 (99.5%)	566 (98.4%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数	575 (100.0%)	566 (98.4%)	558 (97.0%)	570 (99.1%)	569 (99.0%)	553 (96.2%)	520 (90.4%)	508 (88.3%)	554 (96.3%)	524 (91.1%)	98 (96.1%)
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数	96 (94.1%)										

④ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	290	うち大規模	31
肉用	全体	583	うち大規模	49

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数(採卵)	289 (99.7%)	288 (99.3%)	287 (99.0%)	290 (100.0%)	289 (99.7%)	289 (99.7%)	286 (98.6%)	289 (99.7%)	289 (99.7%)	286 (98.6%)	289 (99.7%)
遵守農場数(肉用)	582 (99.8%)	583 (100.0%)	582 (99.8%)	583 (100.0%)	583 (100.0%)	583 (100.0%)	581 (99.7%)	581 (99.7%)	581 (99.7%)	581 (99.7%)	581 (99.7%)
	4.①家きん舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③防鳥ネット等の定期的修繕	4.④家きん舎の修繕	4.⑤死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空舎の清掃等	5.③適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数(採卵)	288 (99.3%)	287 (99.0%)	290 (100.0%)	290 (100.0%)	288 (99.3%)	289 (99.7%)	289 (99.7%)	289 (99.7%)	290 (100.0%)	290 (100.0%)	288 (99.3%)
遵守農場数(肉用)	583 (100.0%)	580 (99.5%)	583 (100.0%)	581 (99.7%)	583 (100.0%)	583 (100.0%)	582 (99.8%)	581 (99.7%)	582 (99.8%)	581 (99.7%)	583 (100.0%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家きんの隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数(採卵)	290 (100.0%)	290 (100.0%)	287 (99.0%)	290 (100.0%)	287 (99.0%)	290 (100.0%)	287 (99.0%)	283 (97.6%)	286 (98.6%)	286 (98.6%)	29 (93.5%)
遵守農場数(肉用)	583 (100.0%)	581 (99.7%)	581 (99.7%)	582 (99.8%)	582 (99.8%)	581 (99.7%)	581 (99.7%)	576 (98.8%)	582 (99.8%)	581 (99.7%)	49 (100.0%)
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数(採卵)	30 (96.8%)										
遵守農場数(肉用)	49 (100.0%)										

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の9.及び馬の8については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2.飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況等(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

行政手続法の規定による指導・助言		法第12条の5の規定による指導・助言		法第12条の6第1項の規定による勧告		法第12条の6第2項の規定による命令	
実農場数	延べ回数	農場数	回数	農場数	回数	農場数	回数
4,532	5,293	0	0	0	0	0	0

※ 行政手続法の規定による指導・助言は、同法第2条第6号の行政指導に該当するもの(口頭により行われたものを含む)。
 ※ 1回の農場立入りで複数の指導・助言を行った場合は、1回として集計。
 ※ 上記の指導・助言、勧告並びに命令は、当該年の前年度の家畜保健衛生所における実績(改善済の農場を含む)。

3. 家畜防疫員の確保の状況

(平成30年4月1日現在)

総計	獣 医 師																		獣医師以外の者
	合計 A+B+C	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体					個人診療 C	
		計 A	都 道 府 県			保健所	市町村	その他	計 B	農業共済団体	農業協同組合	その他							
			本 庁	地方農林事務所等	家畜保健衛生所								畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所				
家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他																	
247	247	247	10	6	1	0	83	14	0	110	21	0	2	0	0	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

4. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
11,839	11,117	722	93.9%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

沖縄県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(平成30年2月1日現在)

農場数	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	57	2	0	55	561	7	6	548	2	0	0	2	0	0	0	0	12	0	2	10	1	0	1	0
全国	14,573	498	56	14,019	42,631	867	1,499	40,265	10	0	2	8	179	0	97	82	4,674	38	1,050	3,586	948	0	551	397
全国シェア	0.4%	0.4%	0.0%	0.4%	1.3%	0.8%	0.4%	1.4%	20.0%	-	0.0%	25.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.2%	0.3%	0.1%	-	0.2%	0.0%
頭羽数	2,976	374	0	2,602	25,046	5,018	6	20,022	9	0	0	9	0	0	0	0	53	0	2	51	1	0	1	0
全国	1,339,918	281,236	56	1,058,626	2,391,034	818,673	1,499	1,570,862	84	0	2	82	3,589	0	208	3,381	75,597	20,746	1,050	53,801	19,785	0	1,352	18,433
全国シェア	0.2%	0.1%	0.0%	0.2%	1.0%	0.6%	0.4%	1.3%	10.7%	-	0.0%	11.0%	0.0%	-	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	-	0.1%	0.0%

農場数	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	112	0	59	53	173	15	6	152	8	0	5	3	113	2	43	68	21	2	6	13	14	0	14	0
全国	3,870	0	3,112	758	5,281	811	433	4,037	235	0	177	58	16,444	562	12,306	3,576	4,312	363	573	3,376	858	12	768	78
全国シェア	2.9%	-	1.9%	7.0%	3.3%	1.8%	1.4%	3.8%	3.4%	-	2.8%	5.2%	0.7%	0.4%	0.3%	1.9%	0.5%	0.6%	1.0%	0.4%	1.6%	0.0%	1.8%	0.0%
頭羽数	1,298	0	180	1,118	164,295	92,153	17	72,125	57	0	9	48	1,454,571	265,000	2,297	1,187,274	600,115	355,843	172	244,100	419	0	419	0
全国	18,996	432	6,682	11,882	8,851,067	5,609,721	864	3,240,482	1,290	0	343	947	192,320,078	137,989,642	177,340	54,153,096	151,950,062	46,317,146	8,925	105,623,991	429,196	250,313	6,084	172,799
全国シェア	6.8%	0.0%	2.7%	9.4%	1.9%	1.6%	2.0%	2.2%	4.4%	-	2.6%	5.1%	0.8%	0.2%	1.3%	2.2%	0.4%	0.8%	1.9%	0.2%	0.1%	0.0%	6.9%	0.0%

農場数	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥							
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数							
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外			
農場数	2	0	2	0	1	0	1	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0
全国	352	20	304	28	294	0	244	50	162	0	127	35	81	1	75	5	136	0	134	2	2	0	134	2
全国シェア	0.6%	0.0%	0.7%	0.0%	0.3%	-	0.4%	0.0%	1.2%	-	1.6%	0.0%	2.5%	0.0%	2.7%	0.0%	1.5%	-	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%
頭羽数	33	0	33	0	11	0	11	0	13	0	13	0	16	0	16	0	49	0	49	0	0	0	49	0
全国	4,440,178	3,551,266	2,715	886,197	51,555	0	2,886	48,669	3,500	0	389	3,111	19,932	13,000	790	6,142	1,726	170	1,124	432	0	0	432	0
全国シェア	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	-	0.4%	0.0%	0.4%	-	3.3%	0.0%	0.1%	0.0%	2.0%	0.0%	2.8%	0.0%	4.4%	0.0%	0.0%	0.0%	4.4%	0.0%

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 大規模農場とは、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。)第21条の2第8号イからホまでに掲げる頭羽数以上の家畜を飼養する農場。

※ 小規模農場とは、省令第21条の3に定める頭羽数未満の家畜を飼養する農場及び所有者。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(省令別記様式第14号「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	58	うち大規模	2
肉用	全体	555	うち大規模	7

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑤渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑥物品の消毒等	3.⑦衣服等の海外での使用歴確認	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止
遵守農場数(乳用牛)	53 (91.4%)	55 (94.8%)	49 (84.5%)	19 (32.8%)	5 (8.6%)	14 (24.1%)	14 (24.1%)	50 (86.2%)	49 (84.5%)	49 (84.5%)	50 (86.2%)
遵守農場数(肉用牛)	503 (90.6%)	519 (93.5%)	464 (83.6%)	448 (80.7%)	142 (25.6%)	411 (74.1%)	436 (78.6%)	456 (82.2%)	473 (85.2%)	451 (81.3%)	491 (88.5%)
	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認
遵守農場数(乳用牛)	52 (89.7%)	50 (86.2%)	49 (84.5%)	52 (89.7%)	50 (86.2%)	54 (93.1%)	57 (98.3%)	52 (89.7%)	53 (91.4%)	57 (98.3%)	52 (89.7%)
遵守農場数(肉用牛)	523 (94.2%)	480 (86.5%)	499 (89.9%)	509 (91.7%)	498 (89.7%)	523 (94.2%)	516 (93.0%)	508 (91.5%)	531 (95.7%)	547 (98.6%)	476 (85.8%)
	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導	9.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数(乳用牛)	52 (89.7%)	53 (91.4%)	52 (89.7%)	14 (24.1%)	2 (3.4%)	8 (13.8%)	11 (19.0%)	11 (19.0%)	-	-	
遵守農場数(肉用牛)	461 (83.1%)	522 (94.1%)	491 (88.5%)	469 (84.5%)	102 (18.4%)	374 (67.4%)	435 (78.4%)	418 (75.3%)	5 (71.4%)	7 (100.0%)	

② 馬

対象農場数			
全体	10	うち大規模	0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	4.①厩舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空房の清掃等
遵守農場数	7 (70.0%)	10 (100.0%)	8 (80.0%)	7 (70.0%)	4 (40.0%)	4 (40.0%)	8 (80.0%)	8 (80.0%)	5 (50.0%)	8 (80.0%)	8 (80.0%)
	6.①異状時の獣医師の受診	6.②健康観察	6.③導入元の疾病発生状況等の確認	6.④導入家畜の隔離の実施	6.⑤移動前の健康状態の確認	6.⑥死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①導入等に関する記録の作成・保管	7.②異状に関する記録の作成・保管	8.①獣医師の定期指導	8.②従業員による通報体制の確保	
遵守農場数	8 (80.0%)	10 (100.0%)	7 (70.0%)	7 (70.0%)	6 (60.0%)	7 (70.0%)	5 (50.0%)	6 (60.0%)	-	-	

③ 豚

対象農場数			
全体	165	うち大規模	15

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数	142 (86.1%)	146 (88.5%)	157 (95.2%)	131 (79.4%)	90 (54.5%)	152 (92.1%)	152 (92.1%)	138 (83.6%)	120 (72.7%)	131 (79.4%)	113 (68.5%)
	3.⑨適切に処理された食品循環資源の利用	4.①畜舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②使用物品の1頭ごとの交換等	5.③空房の清掃等	5.④適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数	107 (64.8%)	108 (65.5%)	165 (100.0%)	101 (61.2%)	157 (95.2%)	113 (68.5%)	165 (100.0%)	162 (98.2%)	154 (93.3%)	152 (92.1%)	134 (81.2%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家畜の隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数	165 (100.0%)	155 (93.9%)	128 (77.6%)	163 (98.8%)	106 (64.2%)	118 (71.5%)	58 (35.2%)	56 (33.9%)	85 (51.5%)	69 (41.8%)	14 (93.3%)
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数	15 (100.0%)										

④ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	70	うち大規模	2
肉用	全体	15	うち大規模	2

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.①必要のない者の立入りの制限	3.②車両の消毒	3.③手指等の消毒等	3.④管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦物品の消毒等	3.⑧衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数(採卵)	69 (98.6%)	61 (87.1%)	60 (85.7%)	59 (84.3%)	41 (58.6%)	52 (74.3%)	45 (64.3%)	50 (71.4%)	53 (75.7%)	54 (77.1%)	49 (70.0%)
遵守農場数(肉用)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	11 (73.3%)	13 (86.7%)	9 (60.0%)	15 (100.0%)	13 (86.7%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)
	4.①家きん舎等への野生動物の侵入防止	4.②飲用に適した水の給与	4.③防鳥ネット等の定期的修繕	4.④家きん舎の修繕	4.⑤死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.①定期的な消毒等	5.②空舎の清掃等	5.③適切な密度での飼養	6.①通報体制の確保	6.②出荷・移動の制限	6.③異状時の獣医師の受診
遵守農場数(採卵)	63 (90.0%)	53 (75.7%)	64 (91.4%)	65 (92.9%)	61 (87.1%)	59 (84.3%)	59 (84.3%)	68 (97.1%)	62 (88.6%)	60 (85.7%)	58 (82.9%)
遵守農場数(肉用)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)
	6.④健康観察	6.⑤導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥導入家きんの隔離の実施	6.⑦移動前の健康状態の確認	6.⑧死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.①埋却地の確保	8.①立入者に関する記録の作成・保管	8.②従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③導入等に関する記録の作成・保管	8.④異状に関する記録の作成・保管	9.①獣医師の定期指導
遵守農場数(採卵)	64 (91.4%)	60 (85.7%)	55 (78.6%)	58 (82.9%)	58 (82.9%)	54 (77.1%)	32 (45.7%)	32 (45.7%)	44 (62.9%)	42 (60.0%)	-
遵守農場数(肉用)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	11 (73.3%)	10 (66.7%)	10 (66.7%)	12 (80.0%)	9 (60.0%)	-
	9.②従業員による通報体制の確保										
遵守農場数(採卵)	-										
遵守農場数(肉用)	-										

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の9.及び馬の8については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2.飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況等(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

行政手続法の規定による指導・助言		法第12条の5の規定による指導・助言		法第12条の6第1項の規定による勧告		法第12条の6第2項の規定による命令	
実農場数	延べ回数	農場数	回数	農場数	回数	農場数	回数
0	0	0	0	0	0	0	0

※ 行政手続法の規定による指導・助言は、同法第2条第6号の行政指導に該当するもの(口頭により行われたものを含む)。
 ※ 1回の農場立入りで複数の指導・助言を行った場合は、1回として集計。
 ※ 上記の指導・助言、勧告並びに命令は、当該年の前年度の家畜保健衛生所における実績(改善済の農場を含む)。

3. 家畜防疫員の確保の状況

(平成30年4月1日現在)

総計	獣 医 師																		獣医師以外の者
	合計 A+B+ C+D	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体					個人診療 C	
		計 A	本 庁			都 道 府 県					保健所	市町村	その他	計 B	農業共済団体	農業協同組合	その他		
			家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他	地方農林事務所等	家畜保健衛生所	畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所									
74	74	74	11	0	4	0	51	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

4. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
4,929	1,083	3,846	22.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数